

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			補助金等の名称
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる									
1-1 住宅や多数の者が利用する建物・交通施設等の倒壊や住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生									
1-1-a	住宅の倒壊・損傷	1-1-a1	住宅の倒壊・損傷	△	「小田原市耐震改修促進計画」に基づき、旧耐震基準により建築された既存建築物の所有者等に対し、耐震化の重要性について啓発を行うとともに、耐震改修等への補助を行う等、住宅の倒壊・損傷防止や人的被害の軽減に繋がる事業を実施することで耐震化を進めている。さらに、一定の技術基準を満たす優良な建築物の共同化事業や老朽化マンションの建替えや耐震シェルターの設置に対して補助することにより、住宅の倒壊・損傷防止や人的被害の軽減に繋がる施策を推進している。	建築物耐震化促進事業	建築指導課	令和3年度改定した「小田原市耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅耐震化推奨訪問事業や耐震セミナーの実施等、耐震化促進の啓発を行うとともに、旧耐震基準で建築された住宅等の所有者に対し、耐震改修等の補助を行う。	社会資本整備総合交付金・地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金
1-1-a	住宅の倒壊・損傷	1-1-a1	住宅の倒壊・損傷	△	「小田原市耐震改修促進計画」に基づき、旧耐震基準により建築された既存建築物の所有者等に対し、耐震化の重要性について啓発を行うとともに、耐震改修等への補助を行う等、住宅の倒壊・損傷防止や人的被害の軽減に繋がる事業を実施することで耐震化を進めている。さらに、一定の技術基準を満たす優良な建築物の共同化事業や老朽化マンションの建替えや耐震シェルターの設置に対して補助することにより、住宅の倒壊・損傷防止や人的被害の軽減に繋がる施策を推進している。	市街地再開発事業	都市計画課	建築物の共同化事業や老朽化マンションの建替え等を補助することにより、中心市街地の環境改善と住宅供給を支援する。また、再開発や共同建替えを検討している団体に対し支援する。	社会資本整備総合交付金
1-1-a	住宅の倒壊・損傷	1-1-a1	住宅の倒壊・損傷	△	「小田原市耐震改修促進計画」に基づき、旧耐震基準により建築された既存建築物の所有者等に対し、耐震化の重要性について啓発を行うとともに、耐震改修等への補助を行う等、住宅の倒壊・損傷防止や人的被害の軽減に繋がる事業を実施することで耐震化を進めている。さらに、一定の技術基準を満たす優良な建築物の共同化事業や老朽化マンションの建替えや耐震シェルターの設置に対して補助することにより、住宅の倒壊・損傷防止や人的被害の軽減に繋がる施策を推進している。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-a	住宅の倒壊・損傷	1-1-a2	大規模盛土造成地の崩壊等	△	市内の大規模盛土造成地については、調査を完了しており、危険な箇所は存在しない。	宅地耐震化推進事業	開発審査課	国の示したガイドラインに基づき、平成27年度から市内の大規模盛土造成地の有無を分布調査（第一次スクリーニング）したところ、35箇所の大規模盛土造成地の存在が確認されたことから、平成28年度よりその位置等を示した大規模盛土造成地マップを公開している。さらに、平成29年度から30年度にかけて予備調査や地盤調査等（第二次スクリーニング）を実施し、市内の大規模盛土造成地の安全性が確認できたことから、ホームページにおいて「危険な箇所は存在しない」旨を公表している。令和元年度以降は、調査実施箇所の経過観察を行い、経年変化の状況を把握する。	
1-1-b	屋内での被災	1-1-b1	家具転倒防止対策不足等による屋内における安全性未確保	×	地域防災計画においては家具転倒防止対策の重要性については言及しているものの、具体的な推進施策は実施しておらず、今後、具体的な施策について検討・推進する必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c1	屋内から屋外への避難経路における安全性未確保	△	住宅や多数の者が利用する建物・交通施設等から屋外への避難経路における安全性の確保に関しては、地域防災計画に記載があるほか、交通安全施設充実事業などにより、歩行空間の安全性確保を推進しているが、予算の範囲内で、限定的に実施されているのみであるため、今後、更に、実施範囲を拡大していく必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭い道路や路切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性がある。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与している。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要がある。	魅力ある道路空間づくり事業	道水路整備課	無電柱化事業や道路の景観整備、自転車通行空間の整備などを実施する。	都市構造再編集中支援事業費補助金
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭い道路や路切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性がある。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与している。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要がある。	地域安心安全道づくり事業	建設政策課	建設部と各自治会連合会の協働事業として、道路の舗装の悪い箇所やカーブミラー・ガードレールの不具合箇所を地域住民と市職員と一緒に現地確認を行い、双方で優先度が高いと確認した箇所について予算の範囲内で修繕する。	
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭い道路や路切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性がある。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与している。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要がある。	交通安全施設充実事業	道水路整備課	交通安全施設（道路照明灯、道路反射鏡、区画線など）の整備・維持修繕を進めるとともに、通学路等における安全対策として路側帯のカラー化等を実施する。	交通安全対策特別交付金
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭い道路や路切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性がある。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与している。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要がある。	国道・県道整備促進事業	建設政策課、道水路整備課	無電柱化、歩道設置等の整備促進のため、地元関係者との調整や国・県への要望活動を行う。また、国道、県道整備に伴う取付市道の整備を行う。	社会資本整備総合交付金
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭い道路や路切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性がある。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与している。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要がある。	私道整備事業費補助事業	土木管理課	一般に利用されている私道について、「小田原市私道整備事業費補助金交付要綱」に基づき整備事業費の一部を助成する。	
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭い道路や路切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性がある。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与している。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要がある。	狭あい道路整備事業	土木管理課	幅員4m未満の狭い公道に接する敷地で建築行為等を行う場合に、後退した部分の土地を市が取得し、4m以上の幅員で道路整備を行う。	社会資本整備総合交付金

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	補助金等の名称 (国庫)
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性がある。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与している。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要がある。	市民生活道路改良事業	道水路整備課	狭あい道路の拡幅整備、交差点改良、歩行設置などの整備を実施する。	社会資本整備総合交付金
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性がある。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与している。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要がある。	踏切改良事業	道水路整備課	踏切道の拡幅整備を実施する。	社会資本整備総合交付金
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性がある。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与している。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要がある。	幹線市道整備事業	道水路整備課	計画的に幹線道路の整備を実施する。	社会資本整備総合交付金
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性がある。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与している。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要がある。	道路維持事業	道水路整備課	舗装や側溝などの道路施設について、定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施する。	社会資本整備総合交付金
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性がある。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与している。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要がある。	橋りょう維持修繕事業	道水路整備課	道路や河川等に架かる橋りょうの法点検を行い、長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施するとともに、寺横・川端跨線橋については、集約化撤去を行っていく。	道路メンテナンス事業（補助）
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性がある。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与している。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性がある。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与している。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要がある。	地域防犯灯整備事業	地域安全課	LED防犯灯の新設及び維持管理を行う。	
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性がある。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与している。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要がある。	地域防犯灯維持管理費補助事業	地域安全課	自治会が管理している防犯灯について、維持管理費の一部を市が助成する。	
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊	△	新設された市民ホール、観光交流センター、小田原漁港交流促進施設では、地震等による被害を軽減するための施策を実施し、不特定多数の集まる施設の損傷・破壊を未然に防止する。また、不特定多数の集まる施設を保有する事業者に対しても、その適切な維持管理について啓発していく必要がある。さらに、老朽化した市民会館の解体工事を適切に実施し、人的被害の軽減に寄与するとともに、併せて小田原駅周辺の放置自転車対策事業を推進し、避難所への避難経路の安全性の向上を図っている。	自転車等放置対策事業	地域安全課	放置禁止区域（小田原駅東口、小田原駅西口、鴨宮駅、下曾我駅、足柄駅の周辺）等における放置自転車等の移動・保管、処分を行うほか、自転車駐車場の維持管理を行う。	
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊	△	新設された市民ホール、観光交流センター、小田原漁港交流促進施設では、地震等による被害を軽減するための施策を実施し、不特定多数の集まる施設の損傷・破壊を未然に防止する。また、不特定多数の集まる施設を保有する事業者に対しても、その適切な維持管理について啓発していく必要がある。さらに、老朽化した市民会館の解体工事を適切に実施し、人的被害の軽減に寄与するとともに、併せて小田原駅周辺の放置自転車対策事業を推進し、避難所への避難経路の安全性の向上を図っている。	スポーツ施設あり方検討事業	スポーツ課	スポーツ施設全体のあり方を検討する。	
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊	△	新設された市民ホール、観光交流センター、小田原漁港交流促進施設では、地震等による被害を軽減するための施策を実施し、不特定多数の集まる施設の損傷・破壊を未然に防止する。また、不特定多数の集まる施設を保有する事業者に対しても、その適切な維持管理について啓発していく必要がある。さらに、老朽化した市民会館の解体工事を適切に実施し、人的被害の軽減に寄与するとともに、併せて小田原駅周辺の放置自転車対策事業を推進し、避難所への避難経路の安全性の向上を図っている。	交流促進施設管理運営事業	水産海浜課	交流促進施設の管理運営を行う。	
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊	△	新設された市民ホール、観光交流センター、小田原漁港交流促進施設では、地震等による被害を軽減するための施策を実施し、不特定多数の集まる施設の損傷・破壊を未然に防止する。また、不特定多数の集まる施設を保有する事業者に対しても、その適切な維持管理について啓発していく必要がある。さらに、老朽化した市民会館の解体工事を適切に実施し、人的被害の軽減に寄与するとともに、併せて小田原駅周辺の放置自転車対策事業を推進し、避難所への避難経路の安全性の向上を図っている。	市民ホール管理運営事業	文化政策課	市民ホールの管理運営を行い、市民の文化・芸術活動が活発に行われる環境を整える。また、小田原市ふるさと文化基金を財源に、市民ホールとしての自主企画事業を実施し、市民が文化・芸術に触れる機会を創出する。	社会資本整備総合交付金

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊	△	新設された市民ホール、観光交流センター、小田原漁港交流促進施設では、地震等による被害を軽減するための施策を実施し、不特定多数の集まる施設の損傷・破壊を未然に防止する。また、不特定多数の集まる施設を保有する事業者に対しても、その適切な維持管理について啓発していく必要がある。さらに、老朽化した市民会館の解体工事を適切に実施し、人的被害の軽減に寄与するとともに、併せて小田原駅周辺の放置自転車対策事業を推進し、避難所への避難経路の安全性の向上を図っている。	市民会館管理事業	文化政策課	解体工事を実施した後、周辺建物環境影響調査（事後調査）を実施する。	都市構造再編集中支援事業
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊	△	新設された市民ホール、観光交流センター、小田原漁港交流促進施設では、地震等による被害を軽減するための施策を実施し、不特定多数の集まる施設の損傷・破壊を未然に防止する。また、不特定多数の集まる施設を保有する事業者に対しても、その適切な維持管理について啓発していく必要がある。さらに、老朽化した市民会館の解体工事を適切に実施し、人的被害の軽減に寄与するとともに、併せて小田原駅周辺の放置自転車対策事業を推進し、避難所への避難経路の安全性の向上を図っている。	観光交流拠点運営事業	観光課	東西自由連絡通路（アークロード）内にある「小田原駅観光案内所」、JR早川駅前にある「早川臨時観光案内所」、三の丸地区にある「小田原市観光交流センター」を運営することで、周辺スポットの案内や体験の場を提供するなど本市の魅力を伝え、観光客の回遊を促す。また、「御幸の浜」「江之浦」の2つの海水浴場について、監視業務や清掃業務、必要設備の設置等の業務を行うとともに、御幸の浜海岸を活用した事業の検討を行う。	都市構造再編集中支援事業補助金 地方創生推進交付金
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊	△	新設された市民ホール、観光交流センター、小田原漁港交流促進施設では、地震等による被害を軽減するための施策を実施し、不特定多数の集まる施設の損傷・破壊を未然に防止する。また、不特定多数の集まる施設を保有する事業者に対しても、その適切な維持管理について啓発していく必要がある。さらに、老朽化した市民会館の解体工事を適切に実施し、人的被害の軽減に寄与するとともに、併せて小田原駅周辺の放置自転車対策事業を推進し、避難所への避難経路の安全性の向上を図っている。	小田原アリーナ等管理運営事業	スポーツ課	小田原アリーナ等について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d2	事業所・企業における防災組織・機能の不足	△	事業所や企業における火災予防を推進するため、立入検査業務や違反処理体制を強化しており、火災予防に関する事前対策、啓発・教育につながる事業を推進している。今後、更に事業所・企業等の防災組織と地域の自主防災組織が有機的に連携できるよう、啓蒙していく必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d2	事業所・企業における防災組織・機能の不足	△	事業所や企業における火災予防を推進するため、立入検査業務や違反処理体制を強化しており、火災予防に関する事前対策、啓発・教育につながる事業を推進している。今後、更に事業所・企業等の防災組織と地域の自主防災組織が有機的に連携できるよう、啓蒙していく必要がある。	火災予防推進事業	予防課	事業所、企業における火災予防に関する事前対策や啓発・教育を実施し、地震災害時の大規模火災発生時の未然防止を図る。また、防火意識の更なる向上や普及、啓発を行うため、火災予防広報の充実を図り、自主保安体制の向上を促進していく。	
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d3	鉄道施設における避難対策不足	×	地域防災計画においては鉄道施設における避難対策の重要性については言及しているものの、具体的な推進施策は実施しておらず、今後、具体的な施策について検討・推進する必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	公立保育所管理運営事業	保育課	公立保育所5園の管理運営を行うほか、老朽化が進む園舎の大規模修繕を順次実施する。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	子育て支援拠点管理運営事業	子育て政策課	子育て家庭に対する育児支援を行うために、子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、子育てに関する講座等の実施、子育てサークルへの支援等を行うことにより、子育て家庭の育児に対する不安感、負担感の軽減を図る。	子ども・子育て支援交付金
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	児童プラザ管理運営事業	子育て政策課	川東タウンセンターマロニエ内の児童プラザラッコを、毎週火曜日から日曜日（祝日の翌日、年末年始を除く）に開設し、小学校6年生までの児童の遊び場を提供する。開設にあたっては、常時、2～3名の指導員を配置し、児童への助言や指導、安全確保の他、利用児童の健全育成のための見守りを行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	市障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業	子ども若者支援課	利用児童の集団保育だけでなく、個別訓練や相談支援等を合わせて実施し、発達段階に沿った支援の提供を行うと共に、関係機関と連携強化を図りながら療育の効果を高めている。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	おだわら子ども若者教育支援センター運営事業	子ども若者支援課	ワンストップの相談窓口として、相談しやすい環境を整備するとともに、拠点としての施設の長寿化のための維持修繕を行う。	子ども・子育て支援交付金 児童虐待・DV対策総合支援事業費補助金
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	ふらっと城山管理事業	福祉政策課	高齢者等の交流の場を確保するため、ふらっと城山の建物管理を行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	生きがいふれあいセンター管理運営事業	福祉政策課	生きがいふれあいセンターの管理・運営を行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	前羽福祉館管理運営事業	福祉政策課	前羽福祉館の管理・運営を行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	下中老人憩の家管理運営事業	福祉政策課	下中老人憩の家の管理・運営を行う。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	補助金等の名称 (国庫)
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	鴨宮ケアセンター管理運営事業	福祉政策課	老人デイサービスセンターとして、指定管理者制度を導入し運営を行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	社会福祉センター管理運営事業	福祉政策課	社会福祉センターの管理運営を行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e2	学校施設の倒壊・損傷	△	各学校施設・備品の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に基大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e2	学校施設の倒壊・損傷	△	各学校施設・備品の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	学校体育施設開放事業	スポーツ課	学校体育施設について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持補修を行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e2	学校施設の倒壊・損傷	△	各学校施設・備品の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	小学校施設維持・管理事業	教育総務課	児童の学習環境の充実等を図るため、施設の維持・管理に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、校舎等の維持・管理工事並びに校庭整備を行う。また、平成26年2月に策定した「小田原市学校施設整備基本方針」及び令和2年12月に策定した「小田原市学校施設中長期整備計画（学校施設の個別施設計画）」、今後策定予定の「小田原市新しい学校づくり推進基本方針」に基づき、施設の老朽化対策及び教育環境の向上に資する整備を計画的に実施する。	学校施設環境改善交付金
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e2	学校施設の倒壊・損傷	△	各学校施設・備品の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	中学校施設維持・管理事業	教育総務課	生徒の学習環境の充実等を図るため、施設の維持・管理に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、校舎等の維持・管理工事並びに校庭整備を行う。また、平成26年2月に策定した「小田原市学校施設整備基本方針」及び令和2年12月に策定した「小田原市学校施設中長期整備計画（学校施設の個別施設計画）」、今後策定予定の「小田原市新しい学校づくり推進基本方針」に基づき、施設の老朽化対策及び教育環境の向上に資する整備を計画的に実施する。	学校施設環境改善交付金
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e2	学校施設の倒壊・損傷	△	各学校施設・備品の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	幼稚園施設維持・管理事業	教育総務課	園児の学習環境の充実等を図るため、施設の維持・管理に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、校舎等の維持・管理工事並びに校庭整備を行う。また、平成26年2月に策定した「小田原市学校施設整備基本方針」及び令和2年12月に策定した「小田原市学校施設中長期整備計画（学校施設の個別施設計画）」に基づき、施設の老朽化対策及び教育環境の向上に資する整備を計画的に実施する。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e2	学校施設の倒壊・損傷	△	各学校施設・備品の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要がある。	新しい学校づくり推進事業	教育総務課	小田原市学校施設中長期整備計画に基づき、既存の学校施設について適切な改修・修繕を行うとともに、将来的な改築・長寿命化改修の方針やスケジュールを定めるため、「10年後の新しい学校」のあるべき姿についてまとめる「新しい学校づくり推進基本方針」等の検討・策定を進める。	学校施設環境改善交付金
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e3	学校児童の避難行動の遅れ	×	地域防災計画においては防災教育の充実や学校における防災体制の整備の重要性については言及しているものの、避難行動の遅れに対する具体的な推進施策は実施しておらず、今後、具体的な施策について検討・推進する必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に基大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e4	学校児童の避難行動中の負傷	△	地域防災計画においては防災教育の充実や学校における防災体制の整備の重要性については言及しているものの、避難行動中の負傷に対して具体的な推進施策は実施しておらず、今後、具体的な施策について検討・推進する必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に基大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持補修する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持補修工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に基大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持補修する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持補修工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	城山庭球場管理運営事業	スポーツ課	城山庭球場について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持補修を行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持補修する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持補修工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	城内弓道場管理運営事業	スポーツ課	城内弓道場について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持補修を行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持補修する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持補修工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	市有建築物長期保全事業	資産経営課	公共施設包括管理を導入し、点検から維持補修に係る施設保全のサイクルを確立させることで、施設の管理水準の向上、適切な維持管理体制の構築、施設の長寿命化を図る。これにより、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持補修工事の優先順位付けを行う。また、施設白書等の効率的な活用のため施設管理システムを導入するとともに、施設所管課職員の維持管理の知識向上のために研修会等を継続的に実施する。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持補修する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持補修工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	学校給食センター整備事業	教育総務課	現在の小田原市学校給食センターは、昭和47年7月竣工から50年が経過しており、老朽化が著しく早急な再整備が喫緊の課題となっていることから、令和7年4月から新しい学校給食センターで給食の提供ができるよう、新しい用地へ建替えを行う。	学校施設環境改善交付金（学校給食施設）

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称（国庫）	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	小学校給食調理施設・設備整備事業	保健給食課	献立は地場産物を活用した献立を実施し、小田原ならではの郷土食の文化を継承していく。さらに、管理業務や栄養管理事務の効率化を図り、献立などのデータを学校栄養士全員で共有できる学校給食献立ソフトの導入を検討する。献立ソフトを導入することで、事務の効率化を図り、より食育に関する事業を充実することができる。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	市営住宅運営事業	建築課	住宅困窮者に低廉な家賃で住宅を供給するため、市営住宅の適正な管理・運営に努めるとともに、施設の計画的な改修により長寿命化を図り、小田原市営住宅ストック総合活用計画に基づき、施設の建替えや廃止等を行う。	社会資本整備総合交付金
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	梅の里センター等管理運営事業	農政課	農産物を生かした地域の活性化と都市住民とのふれあいの場として、梅の里づくり事業により整備した「梅の里センター」とその分館「曾我みのり館」、田島と中河原のふれあい広場を適正に管理運営する。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	民間施設等運営費補助事業	保育課	民間施設の運営補助、教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付を行う。	子どものための教育・保育給付負担金 子育てのための施設等利用等給付負担金 子ども・子育て支援交付金 保育対策総合支援事業費補助金
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	斎場管理運営事業	環境保護課	本市を含む周辺市町の2市5町（小田原市・南足柄市・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町）で「小田原市斎場事務広域化協議会」を組織し、令和元年7月に新斎場の供用を開始した。運営については令和元年7月から令和16年3月まで指定管理者としてSPC（特別目的会社）小田原斎場PFI株式会社が行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	中央図書館管理運営事業	図書館	司書資格を有する職員を育成し、職員の専門性を高めて図書館サービスの充実を図るとともに、幅広い利用者ニーズに対応するため、図書資料及び視聴覚資料を系統的に収集、提供する。また、閉館した旧市立図書館の蔵書、行政文書を保管する収蔵庫を整備して蔵書等の活用を図る。また、利用者ニーズ等を踏まえ図書館の利用環境の向上を図るとともに、老朽化が著しい機械設備等を順次改修する。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	市営プール管理運営事業	スポーツ課	市営プールについて、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	生涯学習センター本館管理運営事業	生涯学習課	生涯学習センター本館の施設管理及び運営。開館後40年以上経過し老朽化した建物本体及び設備の更新を実施する。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	生涯学習センター分館国府津学習館管理運営事業	生涯学習課	生涯学習センター分館国府津学習館の施設管理及び運営。開館後40年以上経過し老朽化した建物本体及び設備の更新を実施する。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	郷土文化館本館管理運営事業	生涯学習課	郷土文化館の施設管理及び運営。建築後75年以上経過する老朽化した施設の維持を図る。また、郷土資料の当面の保管場所を確保するため、収蔵施設の整備に取り組む。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	郷土文化館分館松永記念館管理運営事業	生涯学習課	松永記念館の施設管理及び運営を行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	尊徳記念館管理運営事業	生涯学習課	尊徳記念館の施設管理及び運営。開館後30年以上経過しており老朽化した建物本体及び設備の更新を実施する。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	公共施設再編活用事業	資産経営課	公共施設再編基本計画において短期的に取り組む主な事業（平成31年度～令和8年度）として位置付けた再編事業については、施設を所管する関係部局等との情報連携を密にして取組を進める。また、公共施設の課題解決に向けて、有識者の意見を求め、民間のノウハウを生かした施設の整備・管理運営を図る。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	保健センター管理運営事業	健康づくり課	保健センターの維持管理を行う。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにする。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	自立・更生保護活動支援事業	人権・男女共同参画課	小田原地区保護司会に保護司活動の拠点「更生保護サポートセンター」として貸している建物（普通財産）について、必要に応じて維持修繕を行い適切に管理する。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開しているが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要がある。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っている。	国民健康保険事業 国民健康保険診療施設事業 片浦診療所あり方検討事業	保険課	築60年が経過している国民健康保険診療施設（片浦診療所）を適正かつ安定的な運営と維持管理をするため、一般会計から繰出金を支出するとともに、片浦地区での災害医療対応体制の確保をはじめとした今後の機能・施設のあり方について、検討を実施している。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e6	施設管理者の避難訓練等の不足	×	該当する事業や施策がないため、今後対策を検討する必要がある。				

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
1-1-f	住宅火災発生予防対策	1-1-f1	感震ブレーカー等の未設置	×	地域防災計画においても感震ブレーカー等の漏電火災対策に関しては具体的に言及されておらず、今後、具体的な施策について検討・推進する必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-f	住宅火災発生予防対策	1-1-f2	住宅・店舗等への適切な監視体制の不足	×	地域防災計画においても住宅・店舗等への適切な監視体制の確立による出火対策に関しては具体的に言及されておらず、今後、具体的な施策について検討・推進する必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-f	住宅火災発生予防対策	1-1-f3	住宅・店舗等の建築物の不燃化不足	△	空家等対策、小規模飲食店に対する消火器の設置指導等を実施しているが、住宅・店舗等の建築物の不燃化対策が市全体に行き渡って実施されているとは言い難く、今後の対策強化を検討する必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-f	住宅火災発生予防対策	1-1-f3	住宅・店舗等の建築物の不燃化不足	△	空家等対策、小規模飲食店に対する消火器の設置指導等を実施しているが、住宅・店舗等の建築物の不燃化対策が市全体に行き渡って実施されているとは言い難く、今後の対策強化を検討する必要がある。	空家等対策事業	都市政策課	平成28年度に策定した空家等対策計画が、令和4年度末で計画期間が終了したことから、令和5年3月に空家等対策計画を改定した。空き家化の予防、空家等の適正管理・利活用の促進、空家等の適正管理の促進を基本方針として、空家等所有者に対し、行政による改善指導を実施するほか、ワンストップ窓口による支援や、空き家セミナー・相談会による意識啓発を推進する。	
1-1-f	住宅火災発生予防対策	1-1-f4	地域の初期消火力不足	△	建物内の居室等の火災において早期発見及び初期消火並びに避難行動につながる事業を実施しているが、特に古い木造住宅等における火災の早期発見、初期消火につながる事業を実施しておらず、今後の対策強化を検討する必要がある。	火災予防推進事業	予防課	住宅用火災警報器及び家庭用消火器の設置率向上に向け、消防訓練やイベント等に出向し、粘り強く広報活動を展開していく。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g1	消防団員の充足率不足	○	現在、小田原市の消防団の充足率は概ね100%であるが、今後、これを維持し、処遇を改善するための施策及び資機材や施設を整備する各種施策を実施していく必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g1	消防団員の充足率不足	○	現在、小田原市の消防団の充足率は概ね100%であるが、今後、これを維持し、処遇を改善するための施策及び資機材や施設を整備する各種施策を実施していく必要がある。	消防団運営事業	小田原消防署消防課	消防団員が安全に活動できるよう必要な被服等の更新・整備を進めるほか、計画的に消防団員の研修等を実施する。また、消防団の処遇を改善するとともに、持続可能な消防団体制を構築するため、消防団からヒアリングを実施し、地域のニーズ等を確実にとらえながらビジョンや方針等を定める。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g1	消防団員の充足率不足	○	現在、小田原市の消防団の充足率は概ね100%であるが、今後、これを維持し、処遇を改善するための施策及び資機材や施設を整備する各種施策を実施していく必要がある。	消防団車両・資機材整備事業	小田原消防署消防課	災害時における消防団のより効果的な救助活動等を行うため、消防団の安全確保対策、救助用器具、情報通信機器等の整備を促進するほか、計画的に小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車の計画的な更新整備を進める。また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防車両及び資機材等の維持修繕に努める。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g1	消防団員の充足率不足	○	現在、小田原市の消防団の充足率は概ね100%であるが、今後、これを維持し、処遇を改善するための施策及び資機材や施設を整備する各種施策を実施していく必要がある。	消防団施設維持管理事業	小田原消防署消防課	消防団施設（消防団待機宿舎）の再整備については、新耐震基準を満たしていないことや、築後経過年数に伴う老朽化の度合い、待機宿舎としての機能不足などを考慮し、地域防災拠点機能の改善の必要性が高い施設から優先的に再整備を進める。なお、再整備にあたっては、将来的な再編等も視野に入れながら施設規模等を検討し進める。また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防団施設の維持修繕に努める。	緊急防災・減災事業費（令和7年度までの時限措置）
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めている。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、救急車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めている。	救急用資機材整備事業	救急課	適切な救命処置を実施するため、救急隊の資機材を整備するほか、感染症対策や多数傷病者発生事案における資機材を整備・備蓄する。また、消防車に救命処置用資機材を積載することで救急隊が到着する前に必要な処置を消防隊が行えるようにする。	緊急消防援助隊設備整備費補助金（登録車両のみ）
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めている。	消防職員教育・訓練事業	消防総務課、警防計画課	人材育成を主眼に置いた研修、職員配置、環境整備の充実強化に取り組むほか、消防業務の円滑な遂行に必要な資格等を取得させる。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めている。	消防職員採用事業	消防総務課	管内の高等学校へ出向き、就職指導の担当教諭へ本市消防本部の採用試験について説明等を実施する。また、再任用制度を活用するとともに、定員に含まれない職員の再雇用及び制度活用時の職域や職場体制を検討する。定年延長制度について消防職員の在り方等を検討する。さらに、大量定年退職者が発生する年度の対応について検討する。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めている。	消防水利施設等整備事業	警防計画課	消火活動に不可欠な消火栓や耐震性貯水槽の整備及び維持管理を図る。	消防防災施設整備費補助金
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めている。	消防救急車両・装備等整備事業	警防計画課	あらゆる災害現場に対し、より迅速・的確な対応をするために、必要な消防車両を計画的に更新・整備する。	緊急消防援助隊設備整備費補助金（登録車両のみ）
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めている。	水防施設・資機材整備事業	警防計画課	水害による被害を軽減するため、水防資機材の整備や水防施設の維持修繕を行い、水防対策の推進を図る。	消防防災施設整備費補助金
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めている。	火災原因調査業務強化事業	予防課	火災原因調査を遂行する上で必要な資機材の整備を進めるとともに、知識の向上に努め職員間の標準化を図る。また、県消防学校主催の研修会等への派遣など、人材育成を図る。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めている。	消防団車両・資機材整備事業	小田原消防署消防課	災害時における消防団のより効果的な救助活動等を行うため、消防団の安全確保対策、救助用器具、情報通信機器等の整備を促進するほか、計画的に小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車の計画的な更新整備を進める。また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防車両及び資機材等の維持修繕に努める。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めている。	消防団施設維持管理事業	小田原消防署消防課	消防団施設（消防団待機宿舎）の再整備については、新耐震基準を満たしていないことや、築後経過年数に伴う老朽化の度合い、待機宿舎としての機能不足などを考慮し、地域防災拠点機能の改善の必要性が高い施設から優先的に再整備を進める。なお、再整備にあたっては、将来的な再編等も視野に入れながら施設規模等を検討し進める。また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防団施設の維持修繕に努める。	緊急防災・減災事業費（令和7年度までの時限措置）
1-1-h	住宅地の大規模延焼対策の不足	1-1-h1	火災に強い都市空間形成の不足	△	地域防災計画においては、火災のみにとどまらず、都市の防災化全般について記述されている。また、上位計画にあたる「第6次小田原市総合計画」や「小田原市立地適正化計画」により都市構造の抜本的な見直しが行われており、これらに基づく、火災に強い都市空間の形成に関する具体的な施策について、今後、計画・推進する必要がある。	魅力ある道路空間づくり事業	道水路整備課	無電柱化事業や道路の景観整備、自転車通行空間の整備などを実施する。	都市構造再編集中支援事業費補助金
1-1-h	住宅地の大規模延焼対策の不足	1-1-h1	火災に強い都市空間形成の不足	△	地域防災計画においては、火災のみにとどまらず、都市の防災化全般について記述されている。また、上位計画にあたる「第6次小田原市総合計画」や「小田原市立地適正化計画」により都市構造の抜本的な見直しが行われており、これらに基づく、火災に強い都市空間の形成に関する具体的な施策について、今後、計画・推進する必要がある。	幹線市道整備事業	道水路整備課	計画的に幹線道路の整備を実施する。	社会資本整備総合交付金
1-1-h	住宅地の大規模延焼対策の不足	1-1-h1	火災に強い都市空間形成の不足	△	地域防災計画においては、火災のみにとどまらず、都市の防災化全般について記述されている。また、上位計画にあたる「第6次小田原市総合計画」や「小田原市立地適正化計画」により都市構造の抜本的な見直しが行われており、これらに基づく、火災に強い都市空間の形成に関する具体的な施策について、今後、計画・推進する必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-h	住宅地の大規模延焼対策の不足	1-1-h1	火災に強い都市空間形成の不足	△	地域防災計画においては、火災のみにとどまらず、都市の防災化全般について記述されている。また、上位計画にあたる「第6次小田原市総合計画」や「小田原市立地適正化計画」により都市構造の抜本的な見直しが行われており、これらに基づく、火災に強い都市空間の形成に関する具体的な施策について、今後、計画・推進する必要がある。	緑の基本計画推進事業	みどり公園課	緑の基本計画の進捗管理を行うとともに、小田原みどりの審議会を運営する。令和6年度は、令和7年度に緑の基本計画の改訂を予定しているため、上位計画、関連法令等についての整理を行うとともに、現況調査（自然条件、社会条件、緑化状況など）、住民意向調査の実施、素案の作成を行う。	
1-1-h	住宅地の大規模延焼対策の不足	1-1-h1	火災に強い都市空間形成の不足	△	地域防災計画においては、火災のみにとどまらず、都市の防災化全般について記述されている。また、上位計画にあたる「第6次小田原市総合計画」や「小田原市立地適正化計画」により都市構造の抜本的な見直しが行われており、これらに基づく、火災に強い都市空間の形成に関する具体的な施策について、今後、計画・推進する必要がある。	魅力ある街区公園・街路樹再整備事業	みどり公園課	街区公園の再整備については、周辺住民のニーズや周辺環境の変化などを踏まえ、地域特性に合った再整備計画を作成し、魅力ある公園づくりを行い、実施後の効果を検証し、他の公園の再整備へ繋げる。また、街路樹の再整備については、実施する路線を選定したうえで樹木診断を行い、優先順位を付け、順次樹木の植替えを実施する。	
1-1-h	住宅地の大規模延焼対策の不足	1-1-h2	土地区画整理事業等による市街地の形成	△	地域防災計画においても市街地の開発・整備に関する記述があるとともに、「小田原市立地適正化計画」において抜本的な都市構造の見直しが行われている。しかしながら、市内所々に延焼による大規模火災の可能性が高い木密住宅地等が点在しており、具体的な施策について検討・推進する必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-i	避難空間の不足	1-1-i1	一時避難場所の不足	△	地域防災計画においては、避難場所の種類、開設及び運営要領について記述されている。また、地震時に地域住民の安全確認・集合場所としての一時避難場所は各自自治会毎に定めている。広域避難所においては現在、約34,300人分の避難スペースが確保されているが、避難場所や運営要領の見直しは地域との話し合いの下、今後も継続的に実施していく。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-2 大規模津波及び高潮・高波等による多数の死者の発生									
1-2-a	津波浸水範囲の軽減不足	1-2-a1	海岸保全区域等における海岸保全の不足	△	地域防災計画においては、津波に強いまちづくりについて言及しており、東町、国府津、前川地区等の海岸保全施設の整備は神奈川県と連携して実施している。また、海水浴場においては、期間中ライフセーバーが常駐し海岸が安全に利用できるか監視しているほか、遊泳可否を知らせるフラッグも設置している。今後、具体的な施策について検討・推進する必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-2-a	津波浸水範囲の軽減不足	1-2-a1	海岸保全区域等における海岸保全の不足	△	地域防災計画においては、津波に強いまちづくりについて言及しており、東町、国府津、前川地区等の海岸保全施設の整備は神奈川県と連携して実施している。また、海水浴場においては、期間中ライフセーバーが常駐し海岸が安全に利用できるか監視しているほか、遊泳可否を知らせるフラッグも設置している。今後、具体的な施策について検討・推進する必要がある。	観光交流拠点運営事業	観光課	東西自由連絡通路（アークロード）内にある「小田原駅観光案内所」、JR早川駅前にある「早川臨時観光案内所」、三の丸地区にある「小田原市観光交流センター」を運営することで、周辺スポットの案内や体験の場を提供するなど本市の魅力を広げ、観光客の回遊を促す。また、「御幸の浜」「江之浦」の2つの海水浴場について、監視業務や清掃業務、必要設備の設置等の業務を行うとともに、御幸の浜海岸を活用した事業の検討を行う。	
1-2-a	津波浸水範囲の軽減不足	1-2-a1	海岸保全区域等における海岸保全の不足	△	地域防災計画においては、津波に強いまちづくりについて言及しており、東町、国府津、前川地区等の海岸保全施設の整備は神奈川県と連携して実施している。また、海水浴場においては、期間中ライフセーバーが常駐し海岸が安全に利用できるか監視しているほか、遊泳可否を知らせるフラッグも設置している。今後、具体的な施策について検討・推進する必要がある。	越波対策促進事業	建設政策課	越波による被害を軽減するため、国や県への要望活動を行うほか、国や県、地元関係者と調整し、海岸保全施設の整備促進を図る。	
1-2-a	津波浸水範囲の軽減不足	1-2-a2	河川区域の保全不足（防潮堤の維持管理）	△	現時点においては、河川区域における施設保全に関する具体的な計画等はありませんが、国の国土強靱化計画の下、神奈川県と連携して河道掘削等を行っており、津波の遡上に対し一定の効果が期待できます。今後、津波災害警戒区域の指定に伴い、具体的な河川対策（防潮堤の維持管理含む。）について検討していく。	河川改修事業	道水路整備課	過去に溢水被害が発生した準用河川を計画的に改修する。	
1-2-a	津波浸水範囲の軽減不足	1-2-a2	河川区域の保全不足（防潮堤の維持管理）	△	現時点においては、河川区域における施設保全に関する具体的な計画等はありませんが、国の国土強靱化計画の下、神奈川県と連携して河道掘削等を行っており、津波の遡上に対し一定の効果が期待できます。今後、津波災害警戒区域の指定に伴い、具体的な河川対策（防潮堤の維持管理含む。）について検討していく。	越波対策促進事業	建設政策課	越波による被害を軽減するため、国や県への要望活動を行うほか、国や県、地元関係者と調整し、海岸保全施設の整備促進を図る。	
1-2-b	津波避難意識の不足	1-2-b1	市民の津波・高潮に関する知識の不足	△	現時点において、津波・高潮に関する住民啓発事業は計画されていませんが、今後、津波災害警戒区域の指定に伴い、今後、地域住民との話し合いを通じ、具体的な避難場所、経路、要領について検討していく。				

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
1-2-b	津波避難意識の不足	1-2-b2	津波避難のための情報提供の不足	△	現時点において、津波避難のための情報提供事業は計画されていませんが、海水浴場においては、期間中ライフセーバーによる常駐監視・情報伝達・避難誘導が可能であり、効果が期待できます。また、遊泳可否を知らせるフラッグも設置している。津波災害警戒区域の指定に伴い、今後、地域住民との話し合いを通じ、具体的な情報提供要領について検討していく。	観光交流拠点運営事業	観光課	東西自由連絡通路（アークロード）内にある「小田原駅観光案内所」、JR早川駅前にある「早川臨時観光案内所」、三の丸地区にある「小田原市観光交流センター」を運営することで、周辺スポットの案内や体験の場を提供するなど本市の魅力を伝え、観光客の回遊を促す。また、「御幸の浜」「江之浦」の2つの海水浴場について、監視業務や清掃業務、必要設備の設置等の業務を行うとともに、御幸の浜海岸を活用した事業の検討を行う。	
1-2-b	津波避難意識の不足	1-2-b2	津波避難のための情報提供の不足	△	現時点において、津波避難のための情報提供事業は計画されていませんが、海水浴場においては、期間中ライフセーバーによる常駐監視・情報伝達・避難誘導が可能であり、効果が期待できます。また、遊泳可否を知らせるフラッグも設置している。津波災害警戒区域の指定に伴い、今後、地域住民との話し合いを通じ、具体的な情報提供要領について検討していく。	市営プール管理運営事業	スポーツ課	市営プールについて、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
1-2-c	津波避難施設の未確保	1-2-c1	津波避難施設の指定・整備の不足	△	海水浴場においては、期間中ライフセーバーによる常駐監視・情報伝達・避難誘導が可能であり、効果が期待できます。また、遊泳可否を知らせるフラッグも設置している。市内の津波避難施設の指定・整備については、津波災害警戒区域の指定に伴い、今後、地域住民との話し合いを通じ、具体的な施設・経路等について検討していく。	観光交流拠点運営事業	観光課	東西自由連絡通路（アークロード）内にある「小田原駅観光案内所」、JR早川駅前にある「早川臨時観光案内所」、三の丸地区にある「小田原市観光交流センター」を運営することで、周辺スポットの案内や体験の場を提供するなど本市の魅力を伝え、観光客の回遊を促す。また、「御幸の浜」「江之浦」の2つの海水浴場について、監視業務や清掃業務、必要設備の設置等の業務を行うとともに、御幸の浜海岸を活用した事業の検討を行う。	
1-2-d	要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保の不足	1-2-d1	要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成に向けた働きかけの不足	△	要配慮者利用施設等の避難確保計画は一部作成されていませんが、津波災害警戒区域の指定に伴い、引き続き、同施設に対する計画の策定及び訓練の実施を働きかけていく。				
1-2-d	要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保の不足	1-2-d2	要配慮者利用施設における避難確保対策の不足	△	要配慮者利用施設等の避難確保対策の点検等は一部で行っていますが、津波災害警戒区域の指定に伴い、引き続き、同施設における避難確保対策について働きかけていく。				
1-3 風水害（酒匂川・狩川・早川等の氾濫）、土砂災害（土石流、崖崩れ）による多数の死者の発生									
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a1	河川改修等の治水対策の不足	△	河川改修に関しては、河川改修管理事業により整備を進めており、また、二級河川については、国の国土強靱化計画の重点化すべきプログラムにも指定されているが、激甚化する災害に対策が追いついていない。	河川管理事業	道水路整備課	酒匂川防災ステーション及び、水門等の管理や災害用資材の備蓄等を実施する。	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a1	河川改修等の治水対策の不足	△	河川改修に関しては、河川改修管理事業により整備を進めており、また、二級河川については、国の国土強靱化計画の重点化すべきプログラムにも指定されているが、激甚化する災害に対策が追いついていない。	河川環境整備事業	道水路整備課	自然環境と地域景観に配慮した多自然水路整備を実施するとともに、整備完了後は水質や動植物への影響調査を継続的にを行い、その有効性を検証する。	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a1	河川改修等の治水対策の不足	△	河川改修に関しては、河川改修管理事業により整備を進めており、また、二級河川については、国の国土強靱化計画の重点化すべきプログラムにも指定されているが、激甚化する災害に対策が追いついていない。	河川改修事業	道水路整備課	過去に溢水被害が発生した準用河川を計画的に改修する。	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a1	河川改修等の治水対策の不足	△	河川改修に関しては、河川改修管理事業により整備を進めており、また、二級河川については、国の国土強靱化計画の重点化すべきプログラムにも指定されているが、激甚化する災害に対策が追いついていない。	二級河川等整備促進事業	建設政策課	二級河川の整備に関して、国や県への要望活動を行うほか、地元関係者と調整し、整備促進を図る。また、各種協会へ参画し、要望活動を行う。	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a1	河川改修等の治水対策の不足	△	河川改修に関しては、河川改修管理事業により整備を進めており、また、二級河川については、国の国土強靱化計画の重点化すべきプログラムにも指定されているが、激甚化する災害に対策が追いついていない。	地籍調査事業	土木管理課	人口集中地区のうち、土砂災害の恐れのある地域を優先的に官民境界とその線路上にある民境界の立会を行い、調査、測量成果を基に地籍調査の成果簿及び境界確定図を作成する。	地籍調査費負担金
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a2	河川水位情報発信等の不足	△	洪水予報河川や水位周知河川においては、河川管理者である神奈川県ホームページから閲覧可能であるが、インターネット環境が必要である等の制約があり、現状の避難場所における情報発信には課題を有している。今後、これを含む様々な情報発信・提供手段について研究し、整備していく必要がある。	小田原アリーナ等管理運営事業	スポーツ課	小田原アリーナ等について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a2	河川水位情報発信等の不足	△	洪水予報河川や水位周知河川においては、河川管理者である神奈川県ホームページから閲覧可能であるが、インターネット環境が必要である等の制約があり、現状の避難場所における情報発信には課題を有している。今後、これを含む様々な情報発信・提供手段について研究し、整備していく必要がある。	スポーツ広場管理運営事業	スポーツ課	スポーツ広場について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a2	河川水位情報発信等の不足	△	洪水予報河川や水位周知河川においては、河川管理者である神奈川県ホームページから閲覧可能であるが、インターネット環境が必要である等の制約があり、現状の避難場所における情報発信には課題を有している。今後、これを含む様々な情報発信・提供手段について研究し、整備していく必要がある。	酒匂川左岸サイクリング場管理運営事業	スポーツ課	酒匂川左岸サイクリング場について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a2	河川水位情報発信等の不足	△	洪水予報河川や水位周知河川においては、河川管理者である神奈川県ホームページから閲覧可能であるが、インターネット環境が必要である等の制約があり、現状の避難場所における情報発信には課題を有している。今後、これを含む様々な情報発信・提供手段について研究し、整備していく必要がある。	酒匂川サイクリングコース管理事業	スポーツ課	酒匂川サイクリングコースについて、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a2	河川水位情報発信等の不足	△	洪水予報河川や水位周知河川においては、河川管理者である神奈川県ホームページから閲覧可能であるが、インターネット環境が必要である等の制約があり、現状の避難場所における情報発信には課題を有している。今後、これを含む様々な情報発信・提供手段について研究し、整備していく必要がある。	河川改修事業	道水路整備課	過去に溢水被害が発生した準用河川を計画的に改修する。	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a2	河川水位情報発信等の不足	△	洪水予報河川や水位周知河川においては、河川管理者である神奈川県ホームページから閲覧可能であるが、インターネット環境が必要である等の制約があり、現状の避難場所における情報発信には課題を有している。今後、これを含む様々な情報発信・提供手段について研究し、整備していく必要がある。	河川・水路維持事業	道水路整備課	準用河川や水路構造物等の適切な維持管理を実施する。	
1-3-b	集中豪雨等による内水氾濫対策不足	1-3-b1	市域の雨水排水能力の不足	×	市域における雨水排水力の不足による内水被害を軽減させるための具体的な施策は実施されていません。近年の線状降水帯の形成や勢力が衰えないまま関東地方に上陸する台風等による短時間に多量の降雨があった場合への対応等について、今後、検討する必要があります。				
1-3-b	集中豪雨等による内水氾濫対策不足	1-3-b2	雨水渠の未整備	△	台風や局地的な豪雨による浸水被害のリスク軽減を図るため、雨水渠の整備を行っているが、影響の大きい幹線の整備を中心に引き続き対策を進める必要がある。	雨水渠整備事業	下水道整備課	中心市街地の主要な幹線である大下水第一雨水幹線をはじめ、過去の浸水実績などを踏まえ、計画的に雨水渠の整備を実施する。	防災・安全交付金
1-3-c	地下街・要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保の不足	1-3-c1	地下街の浸水対策に向けた働きかけの不足	×	地下街の浸水対策についての具体的な施策は現在計画されておらず、今後、検討し策定していく必要がある。				

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
1-3-c	地下街・要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保の不足	1-3-c2	地下街及び要配慮者利用施設における避難確保対策不足	△	河川洪水、土砂災害に関する要配慮者利用施設の避難確保対策に関しては、現在、同施設の避難確保計画を策定中であり、全施設中、概ね半数が計画策定を完了している。また、津波災害に関する要配慮者利用施設の避難確保対策に関しては、津波災害警戒区域の設定に伴い、順次、避難確保計画を策定していく予定である。地下街の避難確保対策に関しては、小田原地下街管理運営事業において、利用者の地上への避難経路を確保し、被害の軽減を図っている。	小田原地下街管理運営事業	商業振興課	近年、大規模商業施設の開業など周辺環境が変化中、ハルネ小田原の商業機能について、より民間ノウハウが活かされる運営形態へ移行し、顧客ニーズを捉えたテナント配置等、経営の安定化を図る。また、公共機能面については、街かど案内所等による地域情報の発信や広場でのイベント開催など、回遊の促進とにぎわいの創出につながる取り組みを実施していく。	
1-3-d	風水害における避難意識・判断の啓発の不足	1-3-d1	風水害時の避難行動にかかる啓発の不足	×	風水害時の避難行動にかかる啓発に関しては、防災教室、住民説明会、ホームページ、広報誌等を通じて、避難行動の周知や啓発を更に図っていく必要がある。	小田原アリーナ等管理運営事業	スポーツ課	小田原アリーナ等について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
1-3-d	風水害における避難意識・判断の啓発の不足	1-3-d1	風水害時の避難行動にかかる啓発の不足	×	風水害時の避難行動にかかる啓発に関しては、防災教室、住民説明会、ホームページ、広報誌等を通じて、避難行動の周知や啓発を更に図っていく必要がある。	スポーツ広場管理運営事業	スポーツ課	スポーツ広場について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
1-3-d	風水害における避難意識・判断の啓発の不足	1-3-d1	風水害時の避難行動にかかる啓発の不足	×	風水害時の避難行動にかかる啓発に関しては、防災教室、住民説明会、ホームページ、広報誌等を通じて、避難行動の周知や啓発を更に図っていく必要がある。	酒匂川左岸サイクリング場管理運営事業	スポーツ課	酒匂川左岸サイクリング場について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
1-3-d	風水害における避難意識・判断の啓発の不足	1-3-d1	風水害時の避難行動にかかる啓発の不足	×	風水害時の避難行動にかかる啓発に関しては、防災教室、住民説明会、ホームページ、広報誌等を通じて、避難行動の周知や啓発を更に図っていく必要がある。	酒匂川サイクリングコース管理運営事業	スポーツ課	酒匂川サイクリングコースについて、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
1-3-e	崖崩れ・土砂災害等土砂災害対策不足	1-3-e1	土砂災害警戒区域等の情報不足と防災対策工の遅れ	△	土砂災害警戒区域等は、土石流及び急傾斜地の崩壊について、イエローゾーン、レッドゾーンが指定され、今後ハザードマップを作成していく予定である。また、急傾斜地崩壊対策工事は、一定の公益性が認められる箇所については、土地の所有者に代わって県が工事を実施しているが、危険箇所が多く、対策工事が追いついていない。土石流対策工事については、公益性の高い箇所について、地元要望に基づき県が工事を実施しているが、多額の費用を要することから完成までに時間がかかるため、予算の拡充が必要である。	急傾斜地崩壊対策促進事業	建設政策課	急傾斜地崩壊を未然に防止するため、国や県への要望活動を行うほか、事業化に向けた地元要望のとりまとめ等を行う。また、「急傾斜地崩壊対策工事の施工に伴う費用負担等に関する協定」に基づき負担金を支出する。	
1-3-e	崖崩れ・土砂災害等土砂災害対策不足	1-3-e1	土砂災害警戒区域等の情報不足と防災対策工の遅れ	△	土砂災害警戒区域等は、土石流及び急傾斜地の崩壊について、イエローゾーン、レッドゾーンが指定され、今後ハザードマップを作成していく予定である。また、急傾斜地崩壊対策工事は、一定の公益性が認められる箇所については、土地の所有者に代わって県が工事を実施しているが、危険箇所が多く、対策工事が追いついていない。土石流対策工事については、公益性の高い箇所について、地元要望に基づき県が工事を実施しているが、多額の費用を要することから完成までに時間がかかるため、予算の拡充が必要である。	二級河川等整備促進事業	建設政策課	二級河川の整備に関して、国や県への要望活動等を行うほか、地元関係者と調整し、整備促進を図る。また、各種協会へ参画し要望活動を行う。	
1-3-f	土砂災害時の避難行動にかかる啓発の不足	1-3-f1	土砂災害時の避難行動にかかる啓発の不足	△	土砂災害時の避難行動にかかる啓発に関しては、防災教室、住民説明会、ホームページ、広報誌等を通じて、避難行動の周知や啓発を図っているが、今後、更に周知・啓発を図っていく必要がある。				
1-4 富士山火山噴火の降灰及び溶岩流の影響による建物崩壊や交通遮断による多数の死傷者の発生									
1-4-a	降灰除去体制の未整備	1-4-a1	降灰対策の未整備	×	市内の河川・道水路等における富士山火山噴火時の降灰処理計画に関しては、現在進めている河川・水路維持事業や二級河川整備促進事業において位置付けがなく、また、その他の市域の降灰対策も、現時点で計画されていない。	河川・水路維持事業	道水路整備課	準用河川や水路構造物等の適切な維持管理を実施する。	
1-4-a	降灰除去体制の未整備	1-4-a1	降灰対策の未整備	×	市内の河川・道水路等における富士山火山噴火時の降灰処理計画に関しては、現在進めている河川・水路維持事業や二級河川整備促進事業において位置付けがなく、また、その他の市域の降灰対策も、現時点で計画されていない。	二級河川等整備促進事業	建設政策課	県が実施する二級河川の管理・整備の促進を図る。	
1-4-a	降灰除去体制の未整備	1-4-a2	降灰処理のための資機材の不足	△	降灰処理のための資機材の不足への対応として、「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき行うこととしているが、より実務的で実効性の高い広域応援体制について検討し、富士山火山噴火時の降灰対策の実効性を確保する必要がある。	自治体間連携推進事業	企画政策課	神奈川県西部広域行政協議会の事務局として会務を掌り、県西地域の課題へ対応するための調査研究を実施する。富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議（S.K.Y.交流圏）に参画し、観光、防災等の各部会による取組を実施するなど、圏域の振興・活性化を図る。また、県西地域2市8町内の枠組み及びその他広域的な枠組みにおける連携事業の把握に努める。	
1-4-b	降灰による家屋等の倒壊	1-4-b1	木造家屋等の強度不足	×	降灰対策としての木造家屋等の強度不足に関しては、事業計画等がなく、今後、具体的な施策の推進が必要である。				
1-4-c	降灰によるインフラ被害の拡大、市域の孤立化	1-4-c1	電線の断線・電柱の倒壊等による大規模停電の発生	×	降灰による電線の断線・電柱の倒壊等による大規模停電の発生防止に関しては、事業計画等がなく、今後、具体的な施策の推進が必要である。				
1-4-c	降灰によるインフラ被害の拡大、市域の孤立化	1-4-c2	鉄道網・道路網の降灰による埋没の発生	×	降灰による鉄道網・道路網の埋没対策に関しては、事業計画等がなく、今後、具体的な施策の推進が必要である。				
1-4-c	降灰によるインフラ被害の拡大、市域の孤立化	1-4-c3	通信施設の損壊による情報断絶の発生	×	降灰による通信施設の損壊による情報断絶の発生防止に関しては、事業計画等がなく、今後、具体的な施策の推進が必要である。				
1-4-d	広域避難の遅れ	1-4-d1	避難の必要性に関する住民への周知の不足	×	富士山火山の噴火による降灰の想定に関しては、現在、国において見直し作業を実施中であり、今後、計画等が示された以降、具体的な施策を計画・推進する必要がある。				
1-5 避難指示等の発令の遅れ、情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生									
1-5-a	避難指示等の発令・判断の遅れ	1-5-a1	ハザード別の発令基準の策定未整備	△	市では、地震津波、河川洪水、土砂災害、高潮等のハザード別の避難指示等の発令基準を策定しており、これに基づいた避難情報の発出を行っている。しかしながら、近年風水害時の避難に関しては、市民一人一人が防災気象情報を基に主体的に判断して避難し、行政がこれを全力で支援することを推奨されており、今後、発令基準の考え方について、再整理する必要がある。	河川改修事業	道水路整備課	過去に溢水被害が発生した準用河川を計画的に改修する。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称（国庫）	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
1-5-a	避難指示等の発令・判断の遅れ	1-5-a1	ハザード別の発令基準の策定未整備	△	市では、地震津波、河川洪水、土砂災害、高潮等のハザード別の避難指示等の発令基準を策定しており、これに基づいた避難情報の発出を行っている。しかしながら、近年風水害時の避難に関しては、市民一人一人が防災気象情報を基に主体的に判断して避難し、行政がこれを全力で支援することを推奨されており、今後、発令基準の考え方について、再整理する必要がある。	河川管理事業	道水路整備課	酒匂川防災ステーション及び、水門等の管理や災害用資材の備蓄等を実施する。	
1-5-b	避難指示等の伝達の遅れ	1-5-b1	多様な情報伝達手段の準備不足	△	避難情報の伝達手段として、現在、市では防災行政無線の他、防災メール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車、J:COM防災情報サービス、テレビ放送、FMおだわら、テレホンサービス等多様な手段を活用し、情報伝達を行っている。今後、更に、新たな情報伝達手段の導入も含め研究していく。	メディア活用事業	広報広聴室	地域メディアの他、市外向けに発信する各種メディア等へ番組制作、記事掲載を行う。また、積極的なリリースやロケ支援によるメディア露出向上を図る。	
1-5-b	避難指示等の伝達の遅れ	1-5-b1	多様な情報伝達手段の準備不足	△	避難情報の伝達手段として、現在、市では防災行政無線の他、防災メール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車、J:COM防災情報サービス、テレビ放送、FMおだわら、テレホンサービス等多様な手段を活用し、情報伝達を行っている。今後、更に、新たな情報伝達手段の導入も含め研究していく。	ホームページ管理運用事業	広報広聴室	ホームページやデジタルアーカイブ等の管理運用による一般的な情報発信、市民からの意見等の聴取を実施する。	
1-5-b	避難指示等の伝達の遅れ	1-5-b1	多様な情報伝達手段の準備不足	△	避難情報の伝達手段として、現在、市では防災行政無線の他、防災メール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車、J:COM防災情報サービス、テレビ放送、FMおだわら、テレホンサービス等多様な手段を活用し、情報伝達を行っている。今後、更に、新たな情報伝達手段の導入も含め研究していく。	災害情報収集伝達体制整備事業	防災対策課	気象情報や不測事態に関する情報を即時に収集する体制を維持するとともに、これらの情報を地域住民や来訪者に即座に周知する「防災アプリ」を導入し、かつ地域の被害情報等を即座に収集するための通信手段を充実させる。	社会資本整備総合交付金 デジタル田園都市国家構想推進総合交付金
1-5-b	避難指示等の伝達の遅れ	1-5-b2	要配慮者に対する多様な情報伝達手段の不足	△	要配慮者に対する多様な情報伝達手段の周知に関しては、障がい者相談支援事業や民生委員児童委員事業で要支援者一人一人に対して行っている。しかしながら、要支援者は、災害時には情報弱者になる可能性が高く、今後、更に、より平易で、効果的な情報伝達手段に関して研究していく。	障がい者相談支援事業	障がい福祉課	障がい者総合相談支援センターや基幹相談支援センター等で障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援など必要な援助を行う。また、地域の支援体制づくりや相談支援事業者の質の向上推進のための「基幹相談支援センター」や親亡き後の受け皿・緊急時の対応強化のための「地域生活支援拠点」の整備・運営についての取組を進める。	地域生活支援事業費補助金
1-5-b	避難指示等の伝達の遅れ	1-5-b2	要配慮者に対する多様な情報伝達手段の不足	△	要配慮者に対する多様な情報伝達手段の周知に関しては、障がい者相談支援事業や民生委員児童委員事業で要支援者一人一人に対して行っている。しかしながら、要支援者は、災害時には情報弱者になる可能性が高く、今後、更に、より平易で、効果的な情報伝達手段に関して研究していく。	民生委員児童委員事業	福祉政策課	小田原市民生委員児童委員協議会の事務局、民生委員活動のサポート、民生委員推薦会の開催、民生委員児童委員協議会への補助金交付を行う。	神奈川県民生委員児童委員活動費等負担金
1-5-b	避難指示等の伝達の遅れ	1-5-b2	要配慮者に対する多様な情報伝達手段の不足	△	要配慮者に対する多様な情報伝達手段の周知に関しては、障がい者相談支援事業や民生委員児童委員事業で要支援者一人一人に対して行っている。しかしながら、要支援者は、災害時には情報弱者になる可能性が高く、今後、更に、より平易で、効果的な情報伝達手段に関して研究していく。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課	避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援を行う。	
1-5-c	避難判断・避難行動に係る啓発不足	1-5-c1	避難施設・経路の周知不足	△	避難施設・経路の周知に関しては、防災教室等の機会をとらえて行うとともに、平成30年度には緊急住民説明会を実施し、風水害時の避難行動に関し、ハザードマップを用いて、避難場所、避難経路、避難のタイミングに関して周知を図った。今後は、地震・津波時の避難施設・経路に関して住民に周知・啓蒙する必要がある。				
1-5-c	避難判断・避難行動に係る啓発不足	1-5-c2	防災教育の不足	△	防災意識の向上を図るため、防災教室等を開催するとともに、ハザードマップ等を用いて住民説明会を開催し、避難場所や避難経路、避難のタイミングに関して周知を図った。今後は、地震・津波時の避難施設・経路に関して住民に周知・啓蒙する必要がある。				
1-5-c	避難判断・避難行動に係る啓発不足	1-5-c3	ハザードマップ防災啓発の不足	○	避難施設・経路の周知に関しては、防災教室等の機会をとらえて行うとともに、平成30年度には緊急住民説明会を実施し、風水害時の避難行動に関し、ハザードマップを用いて、避難場所、避難経路、避難のタイミングに関して周知を図った。令和2年度以降、津波災害警戒区域の指定に伴い津波災害ハザードマップを作成し、住民に対する周知・啓蒙を図っていく。	防災啓発資料作成事業	防災対策課	ハザードマップについて、見やすく使いやすい保管しやすいように、複数のハザードマップを一冊にまとめて、活用しやすいハザードマップを作成した。	社会資本整備総合交付金
1-5-d	風水害における避難所開設の遅れ	1-5-d1	風水害における避難所開設にむけた体制整備不足	△	現在、風水害における避難場所開設の際は、避難場所近隣在住の市職員を6～8名配備職員として指定、または施設を所管する職員により、開設・運営を行っている。今後、避難場所の開設・運営体制に関しては、地域との話し合いを継続し、より実効性のある体制に見直しをまいります。また、要配慮者等を受け入れるための避難場所についても検討し、開設体制の整備を行う。				
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる									
2-1 物資輸送・集積拠点の被災、配送能力の不足や配送ルートの途絶等により、物資の滞留等が発生し、食料・飲料水等生命に関わる物資が市民に適切に供給できない事態									
2-1-a	物資の絶対量の未確保	2-1-a1	市民の備蓄不足	△	市民一人一人の災害時の飲料水・食料等として最低限3日分、推奨1週間分の備蓄やこのためのローリングストックを推奨している。今後も、市民による備蓄に関し引き続き啓発していく。	災害対策用資機材整備事業	防災対策課	災害時に必要となる応急用資機材や車両、防災服等の充実を図るとともに、防災倉庫の維持管理を行う。災害発生時に効果的な応急対策を実施し、被害を最小限に抑える。購入した資機材を効果的に利用できるよう、広域避難所等に配備しつつ、継続的に管理し、見直しを行う。	
2-1-a	物資の絶対量の未確保	2-1-a2	行政による備蓄物資の不足	△	市では、災害時の物資不足に備え、神奈川県西部地震の被害想定を基に、必要数を算出し、非常用糧食や毛布等の生活支援物資、発電機や投光器等の応急対策資機材、仮設救護所用資機材、遺体収容所用資機材等を市内4箇所の集中備蓄庫や各小学校・中学校の備蓄倉庫等に備蓄している。今後も、必要物資の見直しを行いつつ、備蓄物資の整備を継続していく。	災害対策用資機材整備事業	防災対策課	災害時に必要となる応急用資機材や車両、防災服等の充実を図るとともに、防災倉庫の維持管理を行う。災害発生時に効果的な応急対策を実施し、被害を最小限に抑える。購入した資機材を効果的に利用できるよう、広域避難所等に配備しつつ、継続的に管理し、見直しを行う。	
2-1-a	物資の絶対量の未確保	2-1-a2	行政による備蓄物資の不足	△	市では、災害時の物資不足に備え、神奈川県西部地震の被害想定を基に、必要数を算出し、非常用糧食や毛布等の生活支援物資、発電機や投光器等の応急対策資機材、仮設救護所用資機材、遺体収容所用資機材等を市内4箇所の集中備蓄庫や各小学校・中学校の備蓄倉庫等に備蓄している。今後も、必要物資の見直しを行いつつ、備蓄物資の整備を継続していく。	道路維持事業	道水路整備課	舗装や側溝などの道路施設について、定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施する。	社会資本整備総合交付金
2-1-a	物資の絶対量の未確保	2-1-a2	行政による備蓄物資の不足	△	市では、災害時の物資不足に備え、神奈川県西部地震の被害想定を基に、必要数を算出し、非常用糧食や毛布等の生活支援物資、発電機や投光器等の応急対策資機材、仮設救護所用資機材、遺体収容所用資機材等を市内4箇所の集中備蓄庫や各小学校・中学校の備蓄倉庫等に備蓄している。今後も、必要物資の見直しを行いつつ、備蓄物資の整備を継続していく。	河川改修事業	道水路整備課	過去に溢水被害が発生した準用河川を計画的に改修する。	
2-1-a	物資の絶対量の未確保	2-1-a3	飲料水の不足	○	市では、災害時の飲料水の確保方策として、市内19箇所に飲料水兼用耐震性貯水槽を設置している。併せて、市内主要配水池の1/2を飲料水として確保する計画となっている。	災害対策用資機材整備事業	防災対策課	災害時に必要となる応急用資機材や車両、防災服等の充実を図るとともに、防災倉庫の維持管理を行う。災害発生時に効果的な応急対策を実施し、被害を最小限に抑える。購入した資機材を効果的に利用できるよう、広域避難所等に配備しつつ、継続的に管理し、見直しを行う。	社会資本整備総合交付金
2-1-b	物資の受入れ・管理・配送等供給体制の不足	2-1-b1	物資の仕分け管理体制の不足	△	市では、市内8箇所の物資集積拠点を協定等に基づき確保しているとともに、佐川急便と協定し、物資の仕分け管理及び避難所までの物資輸送に関する協力をして貰うこととなっている。今後、協定の実効性について検証するとともに、協定左記の被災等により物資の仕分け管理体制を確保できなかった場合の代替手段等について検討する必要がある。				

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
2-1-b	物資の受入れ・管理・配送等供給体制の不足	2-1-b2	物資供給の停止	△	災害時に物資の供給が停止しないように、物資集積拠点の各広域避難所間を重点に、県の指定による緊急輸送道路の指定に加え、市として緊急輸送道路補完道路を指定し、その維持管理に努めている。	魅力ある道路空間づくり事業	道水路整備課	無電柱化事業や道路の景観整備、自転車通行空間の整備などを実施する。	都市構造再編集中支援事業費補助金
2-1-b	物資の受入れ・管理・配送等供給体制の不足	2-1-b2	物資供給の停止	△	災害時に物資の供給が停止しないように、物資集積拠点の各広域避難所間を重点に、県の指定による緊急輸送道路の指定に加え、市として緊急輸送道路補完道路を指定し、その維持管理に努めている。	幹線市道整備事業	道水路整備課	計画的に幹線道路の整備を実施する。	社会資本整備総合交付金
2-1-b	物資の受入れ・管理・配送等供給体制の不足	2-1-b2	物資供給の停止	△	災害時に物資の供給が停止しないように、物資集積拠点の各広域避難所間を重点に、県の指定による緊急輸送道路の指定に加え、市として緊急輸送道路補完道路を指定し、その維持管理に努めている。	市民生活道路改良事業	道水路整備課	狭あい道路の拡幅整備、交差点改良、歩行設置などの整備を実施する。	社会資本整備総合交付金
2-1-b	物資の受入れ・管理・配送等供給体制の不足	2-1-b2	物資供給の停止	△	災害時に物資の供給が停止しないように、物資集積拠点の各広域避難所間を重点に、県の指定による緊急輸送道路の指定に加え、市として緊急輸送道路補完道路を指定し、その維持管理に努めている。	橋りょう維持修繕事業	道水路整備課	道路や河川等に架かる橋りょうの法点検を行い、長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施するとともに、寺横・川端跨線橋については、集約化撤去を行っていく。	道路メンテナンス事業（補助）
2-1-b	物資の受入れ・管理・配送等供給体制の不足	2-1-b3	物資集積拠点の被災	△	物資集積拠点のうち市保有の施設に関しては、その管理、整備運営事業により、平時から適切に維持管理し、災害時のその機能発揮が阻害されないようにしている。今後、「ラスト1マイル」の物資配送に関する検討等と併せて、物資集積拠点の見直しを行い、その損壊対策を講じてゆく必要がある。	上府中公園管理運営事業	みどり公園課	上府中公園について、指定管理者制度による利用者のサービス向上と管理経費の削減に努めるとともに、指定管理者の自主事業により公園の利用を促進させる。また、平成30年度に策定した公園施設の長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して公園施設の更新・改修を進める。	社会資本整備総合交付金
2-1-b	物資の受入れ・管理・配送等供給体制の不足	2-1-b3	物資集積拠点の被災	△	物資集積拠点のうち市保有の施設に関しては、その管理、整備運営事業により、平時から適切に維持管理し、災害時のその機能発揮が阻害されないようにしている。今後、「ラスト1マイル」の物資配送に関する検討等と併せて、物資集積拠点の見直しを行い、その損壊対策を講じてゆく必要がある。	小田原アリーナ等管理運営事業	スポーツ課	小田原アリーナ等について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
2-1-c	物資供給ルートの未確立	2-1-c1	道路アクセスの途絶	△	地震時の電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶防止に資する、国道・県道・幹線市道等主要道路の無電柱化については、事業促進及び整備をしているが、長期にわたる事業のため、事業の加速化が望まれる。	魅力ある道路空間づくり事業	道水路整備課	無電柱化事業や道路の景観整備、自転車通行空間の整備などを実施する。	都市構造再編集中支援事業費補助金
2-1-c	物資供給ルートの未確立	2-1-c1	道路アクセスの途絶	△	地震時の電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶防止に資する、国道・県道・幹線市道等主要道路の無電柱化については、事業促進及び整備をしているが、長期にわたる事業のため、事業の加速化が望まれる。	幹線市道整備事業	道水路整備課	計画的に幹線道路の整備を実施する。	社会資本整備総合交付金
2-1-c	物資供給ルートの未確立	2-1-c1	道路アクセスの途絶	△	地震時の電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶防止に資する、国道・県道・幹線市道等主要道路の無電柱化については、事業促進及び整備をしているが、長期にわたる事業のため、事業の加速化が望まれる。	市民生活道路改良事業	道水路整備課	狭あい道路の拡幅整備、交差点改良、歩行設置などの整備を実施する。	社会資本整備総合交付金
2-1-c	物資供給ルートの未確立	2-1-c1	道路アクセスの途絶	△	地震時の電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶防止に資する、国道・県道・幹線市道等主要道路の無電柱化については、事業促進及び整備をしているが、長期にわたる事業のため、事業の加速化が望まれる。	橋りょう維持修繕事業	道水路整備課	道路や河川等に架かる橋りょうの法点検を行い、長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施するとともに、寺横・川端跨線橋については、集約化撤去を行っていく。	道路メンテナンス事業（補助）
2-1-c	物資供給ルートの未確立	2-1-c1	道路アクセスの途絶	△	地震時の電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶防止に資する、国道・県道・幹線市道等主要道路の無電柱化については、事業促進及び整備をしているが、長期にわたる事業のため、事業の加速化が望まれる。	国道・県道整備促進事業	建設政策課、道水路整備課	無電柱化、歩道設置等の整備促進のため、地元関係者との調整や国・県への要望活動を行う。また、国道、県道整備に伴う取付市道の整備を行う。	社会資本整備総合交付金
2-1-c	物資供給ルートの未確立	2-1-c2	道路以外のアクセス方法の不足	△	災害時の道路以外の外部とのアクセスを確保するため、市内13箇所にヘリコプター臨時離着陸場を設け、ヘリコプターによるアクセスの確保に努めている。また、小田原漁港をはじめとする漁港を活用した海上からのアクセス方法の確保についても、海上自衛隊等との連携により検討していく。				
2-2 消防職員・施設等の被災による消火・救急・救助活動等の絶対的不足、行方不明者捜索の難航、広域災害における広域連携・支援の拠点としての役割が達成できない事態									
2-2-a	救急・救助にかかる拠点施設の倒壊・損傷	2-2-a1	救急・救助にかかる拠点施設の倒壊・損傷	△	災害時の消防活動の中心的役割を担う、消防本部及び消防署所は耐震化されているが、老朽化した庁舎が複数あることから、計画的に再整備に取り組む必要がある。また、広域医療搬送の際、ヘリコプター臨時離着陸場に指定されている酒匂川スポーツ広場を適切に管理するための事業が計画されている。その他のヘリコプター臨時着陸場の維持管理等も計画的に実施する必要がある。	スポーツ広場管理運営事業	スポーツ課	スポーツ広場について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
2-2-a	救急・救助にかかる拠点施設の倒壊・損傷	2-2-a1	救急・救助にかかる拠点施設の倒壊・損傷	△	災害時の消防活動の中心的役割を担う、消防本部及び消防署所は耐震化されているが、老朽化した庁舎が複数あることから、計画的に再整備に取り組む必要がある。	消防庁舎再整備事業	消防総務課	再整備対象署所である荻窪出張所、栢山出張所、足柄消防署、松田分署及び山北出張所の再整備を行う。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b1	救助・救急班の受入れ体制の整備不足	○	大規模災害対応等では消防団の広域的連携が必要となります。	消防団広域連携事業	消防総務課	管轄する2市5町の消防団と常備消防との災害対応等に係る広域的連携訓練や職員研修を実施する。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	救急用資機材整備事業	救急課	適切な救命処置を実施するため、救急隊の資機材を整備するほか、感染症対策や多数傷病者発生事案における資機材を整備・備蓄する。また、消防車に救命処置用資機材を積載することで救急隊が到着する前に必要な処置を消防隊が行えるようにする。	緊急消防援助隊設備費補助金（登録車両のみ）
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	消防職員教育・訓練事業	消防総務課、警防計画課	人材育成を主眼に置いた研修、職員配置、環境整備の充実強化に取り組むほか、消防業務の円滑な遂行に必要な資格等を取得させる。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	消防職員採用事業	消防総務課	管内の高等学校へ出向き、就職指導の担当教諭へ本市消防本部の採用試験について説明等を実施する。また、再任用制度を活用するとともに、定員に含まれない職員の再雇用及び制度活用時の職域や職場体制を検討する。定年延長制度について消防職員の在り方等を検討する。さらに、大量定年退職者が発生する年度の対応について検討する。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	消防救急車両・装備等整備事業	警防計画課	あらゆる災害現場に対し、より迅速・的確な対応をするために、必要な消防車両を計画的に更新・整備する。	緊急消防援助隊設備費補助金
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	水防施設・資機材整備事業	警防計画課	水害による被害を軽減するため、水防資機材の整備や水防施設の維持修繕を行い、水防対策の推進を図る。	消防防災施設整備費補助金

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	（国庫）
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、救急車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	市民応急救護力推進事業	救急課	普及啓発活動（救命講習等）やイベント等を活用して救急車の適正利用についてのリーフレット等を配布するほか、市民に対し救命講習等を行うことで応急手当の知識・技術を広く普及する。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、救急車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	救急隊員養成・医療連携事業	救急課	救急救命士の養成や各種講習・病院実習を行い技術及び医学的知識の維持・向上を図る。地域における消防機関と医療機関の連携を図る。救急救命士が行う救命処置の質を担保するために、医師の指示体制、救急活動事案の検証、活動基準の作成及び教育訓練を実施し、PDCAサイクルによる継続的な医療行為の質の向上を図り、傷病者の予後の改善を図る。また、地域基幹病院である小田原市立病院に救急ワークステーションを設置する。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	水産漁業関係者支援事業	水産海浜課	海上における遭難者・遭難船の救助や訓練、啓発等の役目を担う神奈川県水難救済会の活動に対して支援を行う。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	消防団車両・資機材整備事業	小田原消防署消防課	災害時における消防団のより効果的な救助活動等を図るため、消防団の安全確保対策、救助用器具、情報通信機器等の整備を促進するほか、計画的に小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車の計画的な更新整備を進める。また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防車両及び資機材等の維持修繕に努める。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	消防団施設維持管理事業	小田原消防署消防課	消防団施設（消防団待機宿舎）の再整備については、新耐震基準を満たしていないことや、築後経過年数に伴う老朽化の度合い、待機宿舎としての機能不足などを考慮し、地域防災拠点機能の改善の必要性が高い施設から優先的に再整備を進める。なお、再整備にあたっては、将来的な再編等も視野に入れながら施設規模等を検討し進める。また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防団施設の維持修繕に努める。	緊急防災・減災事業費（令和7年度までの時限措置）
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b3	情報通信機器の損傷等による被害情報不足	△	消防等の情報通信機器の損傷等による被害情報不足の発生防止を考慮しなければならない現在において、ICT化も含め、技術の進展による多様な情報入手手段についてさらに検討していく必要がある。	情報通信施設整備事業	情報司令課	消防情報指令システム、消防救急デジタル無線などの通信機器の維持管理を行うとともに、効率的な警防活動、効果的な消防業務を行うためICT化を検討・推進していく。	消防防災施設整備費補助金
2-2-c	広域連携・受援体制の不足	2-2-c1	救助・救急班の要請等に係る協定の不足	○	神奈川県西部地域2市8町の広域での協力体制の他、消防に関する神奈川県内及び県外の相互応援協定等が締結されている。	自治体間連携推進事業	企画政策課	神奈川県西部広域行政協議会の事務局として会務を掌り、県西地域の課題へ対応するための調査研究を実施する。富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議（S.K.Y.交流圏）に参画し、観光、防災等の各部会による取組を実施するなど、圏域の振興・活性化を図る。また、県西地域2市8町内の枠組み及びその他広域的な枠組みにおける連携事業の把握に努める。	
2-2-c	広域連携・受援体制の不足	2-2-c1	救助・救急班の要請等に係る協定の不足	○	神奈川県西部地域2市8町の広域での協力体制の他、消防に関する神奈川県内及び県外の相互応援協定等が締結されている。	広域応援体制強化事業	警防計画課	大規模災害や特殊災害発生時に向けて、他市町消防本部等との連携体制の充実強化を図り、円滑な応援活動を実施できるよう、定期的に合同訓練を実施する。	
2-2-c	広域連携・受援体制の不足	2-2-c2	救助・救急班の受け入れ体制の整備不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院に救急ワークステーションを設置する。併せて他市町との合同訓練を実施することにより広域応援及び受援体制の強化を図っている。	救急隊員養成・医療連携事業	救急課	救急救命士の養成や各種講習・病院実習を行い技術及び医学的知識の維持・向上を図る。地域における消防機関と医療機関の連携を図る。救急救命士が行う救命処置の質を担保するために、医師の指示体制、救急活動事案の検証、活動基準の作成及び教育訓練を実施し、PDCAサイクルによる継続的な医療行為の質の向上を図り、傷病者の予後の改善を図る。また、地域基幹病院である小田原市立病院に救急ワークステーションを設置する。	
2-2-c	広域連携・受援体制の不足	2-2-c2	救助・救急班の受け入れ体制の整備不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院に救急ワークステーションを設置する。併せて他市町との合同訓練を実施することにより広域応援及び受援体制の強化を図っている。	広域応援体制強化事業	警防計画課	大規模災害や特殊災害発生時に向けて、他市町消防本部等との連携体制の充実強化を図り、円滑な応援活動を実施できるよう、定期的に合同訓練を実施する。	
2-2-d	緊急輸送路等の未確保	2-2-d1	道路アクセスの途絶	△	地震時の電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶防止に資する、国道・県道・幹線市道等主要道路の無電柱化については、事業促進及び整備をしているが、長期にわたる事業のため、事業の加速化が望まれる。	魅力ある道路空間づくり事業	道水路整備課	無電柱化事業や道路の景観整備、自転車通行空間の整備などを実施する。	都市構造再編集中支援事業費補助金
2-2-d	緊急輸送路等の未確保	2-2-d1	道路アクセスの途絶	△	地震時の電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶防止に資する、国道・県道・幹線市道等主要道路の無電柱化については、事業促進及び整備をしているが、長期にわたる事業のため、事業の加速化が望まれる。	橋りょう維持修繕事業	道水路整備課	道路や河川等に架かる橋りょうの法点検を行い、長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施するとともに、寺横・川端跨線橋については、集約化撤去を行っていく。	道路メンテナンス事業（補助）
2-2-e	行方不明者把握体制の不足	2-2-e1	行方不明者把握体制の不足	×	市独自の行方不明者把握体制を確立する施策は実施されておらず、今後、具体尾的な施策の推進が必要である。				
2-3 救急・救助、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶									
2-3-a	防災初期の代替エネルギー未確保	2-3-a1	医療施設・消防署等の非常用発電の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院や大規模病院においては非常用発電を確保しているが、市内のほとんどの中小病院や診療所・クリニックは非常用発電を確保しておらず、今後、検討していく必要がある。また、多くの消防施設において非常用電源の整備が進んでいるが、すべての施設に備えるため、未設置施設については具体的な対策を施していく必要がある。	消防庁舎再整備事業 消防施設維持管理事業	消防総務課	消防庁舎再整備計画対象署所については、再整備に合わせ、非常用発電設備を整備していく。非常用発電設備が未設置の同計画対象外の既存庁舎については、設置方法等を含め検討していく。	
2-3-a	防災初期の代替エネルギー未確保	2-3-a2	備蓄燃料の確保不足	△	非常用発電機用の備蓄燃料の確保に関しては、停電後数時間～数十時間分しか確保されておらず、継続的な供給体制を含め、今後必要量の確保について具体化していく必要がある。				
2-3-b	中長期的なエネルギー供給体制の未確保	2-3-b1	防災時のエネルギー提供者との連携・連携不足	×	防災時のエネルギー提供者との連携・連携のための施策は、現在行われていません。今後、提携・連携要領に関し検討・具体化していく必要がある。	地球温暖化対策推進計画・エネルギー計画推進事業	ゼロカーボン推進課	小田原市地球温暖化対策推進計画及びエネルギー計画の策定及び改定、進捗管理を実施する。また、脱炭素先行地域に係る国支援メニュー等における調整や、脱炭素化の事業等を企画及び実行する。	
2-3-b	中長期的なエネルギー供給体制の未確保	2-3-b1	防災時のエネルギー提供者との連携・連携不足	×	防災時のエネルギー提供者との連携・連携のための施策は、現在行われていません。今後、提携・連携要領に関し検討・具体化していく必要がある。	分散型エネルギーシステム先行モデル構築事業	ゼロカーボン推進課	地域マイクログリッドを通じた要素技術の実装や、産業用蓄電池を活用したエネルギーマネジメント事業の構築など公民連携した取組を推進していく。	
2-4 片浦地区、和留沢地区における孤立集落の同時発生									
2-4-a	孤立集落における救出・救助の難航	2-4-a1	救出・救助のための航空機等の不足	△	片浦地区のヘリコプターの臨時着陸場の指定は実施済みですが、和留沢地区については未指定である。				

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称（国庫）	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
2-4-a	孤立集落における救出・救助の難航	2-4-a2	孤立集落に通じる道路啓開の難航	△	片浦地区における孤立を想定し、片浦診療所の管理運営を行っている。また、同地域が孤立化した場合の道路啓開については、小田原土木建設共同組合との協定に基づき実施する計画となっている。	・国民健康保険事業 ・国民健康保険診療施設事業 ・片浦診療所あり方検討事業	保険課	築60年が経過している国民健康保険診療施設（片浦診療所）を適正かつ安定的な運営と維持管理をするため、一般会計から繰出金を支出するとともに、片浦地区での災害医療対応体制の確保をはじめとした今後の機能・施設のあり方について、検討を実施している。	
2-4-b	孤立集落における物資支援の不足	2-4-b1	物資輸送のための航空機等の不足	△	片浦地区のヘリコプターの臨時着陸場の指定は実施済みであるが、和置沢地区については未指定である。				
2-4-b	孤立集落における物資支援の不足	2-4-b2	物資輸送経路確保の不足	△	早期の道路啓開により物資輸送経路を確保するため、土木建設協同組合等との協定により平素から訓練等を通じ、連携を図っている。				
2-4-b	孤立集落における物資支援の不足	2-4-b3	海上輸送経路の確保の不足	△	片浦地区において孤立した際には、海上自衛隊等と連携して、海上輸送経路を確保できるよう、今後検討していく。				
2-5 帰宅困難者等への支援不足による健康被害等の拡大									
2-5-a	帰宅困難者発生への抑制困難	2-5-a1	各事業者の帰宅困難者への自助不足	×	帰宅困難者の発生を抑制するため、各事業者に働きかけ、従業員を事業所内で待機させるための諸準備について啓発していく必要がある。				
2-5-b	外国人に対する支援体制不足	2-5-b1	外国人被災者向け多言語案内の不足	△	避難所看板などの案内標識において英語等の表記を併用しているほかユニバーサルデザインの標識等も設置している。また、119番通報時の多言語サービスを行っているとともに、外国人児童・生徒に対する日本語指導を図り、外国人被災者向けの多言語案内の住居解消に資している。	支援教育推進事業	教育指導課	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。	
2-5-b	外国人に対する支援体制不足	2-5-b1	外国人被災者向け多言語案内の不足	△	避難所看板などの案内標識において英語等の表記を併用しているほかユニバーサルデザインの標識等も設置している。また、119番通報時の多言語サービスを行っているとともに、外国人児童・生徒に対する日本語指導を図り、外国人被災者向けの多言語案内の住居解消に資している。	情報通信施設整備事業	情報司令課	外国人からの非常通報に対しては、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番通報多言語対応を行うとともに、現場活動時には消防部隊保有のスマートフォンの翻訳アプリを活用する。	
2-5-b	外国人に対する支援体制不足	2-5-b1	外国人被災者向け多言語案内の不足	△	避難所看板などの案内標識において英語等の表記を併用しているほかユニバーサルデザインの標識等も設置している。また、119番通報時の多言語サービスを行っているとともに、外国人児童・生徒に対する日本語指導を図り、外国人被災者向けの多言語案内の不足解消に資している。	外国籍住民支援事業	人権・男女共同参画課	外国籍住民向けに、市HPで災害避難カード（4か国語）の掲載及び外国人生活支援ポータルサイト等の案内を行う。	
2-5-b	外国人に対する支援体制不足	2-5-b1	外国人被災者向け多言語案内の不足	△	避難所看板などの案内標識において英語等の表記を併用しているほかユニバーサルデザインの標識等も設置している。また、119番通報時の多言語サービスを行っているとともに、外国人児童・生徒に対する日本語指導を図り、外国人被災者向けの多言語案内の住居解消に資している。	自主防災組織等活動支援事業	防災対策課	地域の防災力を向上させるために、自主防災組織自らが実施する地域の防災訓練や資機材の整備を支援する。災害発生時の初動において、行政による公助だけでなく、自助・共助が非常に重要となることから、防災資機材の整備や貸し出し、防災訓練の実施など、地域による共助を高めることを目的としている。	
2-5-c	観光客・来訪者に対する支援の不足	2-5-c1	観光客・来訪者に対する避難所情報の周知不足	△	小田原駅東西自由通路等に設置している情報案内板ビクトグラム表示や日本語・英語表示により、観光客や来訪者の施設からの避難に寄与するようにしている。今後は、これらを活用した観光客・来訪者に対する避難情報を周知する方策について検討する必要がある。				
2-5-c	観光客・来訪者に対する支援の不足	2-5-c2	観光客・来訪者に対する輸送手段の不足	×	該当する事業や施策がないため、今後対策を検討する必要がある。				
2-5-d	帰宅困難者受入れ場所の未確保	2-5-d1	帰宅困難者一時収容場所の不足	△	帰宅困難者一時収容場所については、地域防災計画により、小田原駅周辺に7箇所指定済みですが、今後、対象施設の見直しを含め、適正化を図っていく。				
2-5-e	帰宅困難者への水・食料・情報等の支援体制不足	2-5-e1	帰宅困難者への情報提供不足	×	該当する事業や施策がないため、今後対策を検討する必要がある。				
2-5-e	帰宅困難者への水・食料・情報等の支援体制不足	2-5-e2	各事業者との連携、備蓄不足による物資不足	△	現在は各鉄道事業者毎に対応が異なるため、今後、防災会議の部会等において連携要領や、水・毛布等の備蓄等について検討していく必要がある。				
2-6 車中泊避難等の多数発生による健康被害等の発生									
2-6-a	車中泊避難等の発生要請対策・解消対策不足	2-6-a1	車中泊避難等による避難者の多数発生	×	該当する事業や施策がないため、今後対策を検討する必要がある。				
2-6-b	車中泊避難等による健康被害の発生	2-6-b1	車中泊避難等に伴う健康被害の発生	△	個別相談、出張相談等の各種健康相談事業において、車中泊避難等に伴う健康被害に関する啓蒙を実施し、その発生の防止を図っていく。	健康相談事業	健康づくり課	心身の健康に関する個別の相談に対応し、生活習慣の改善などに必要な助言や指導を行う。定期的な相談対応のほか、地域の公共施設に向いての相談や電話による随時相談を実施する。	
2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺									
2-7-a	医療施設の防災・減災対策不足	2-7-a1	災害医療病院等医療機関の被災	△	災害拠点病院である小田原市立病院においては、耐震化や浸水対策、停電対策等が実施されているが、今後更なる対策の充実と市内の他の医療施設との日頃からの連携や災害時の支援事業が必要です。	基幹病院機能充実事業	経営管理課、医事課	重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療施設として救命救急センターを運営する。地域周産期母子医療センターの機能や小児救急医療の体制を整えている県西地域唯一の病院として周産期・小児夜間救急医療を実施する。悪性腫瘍手術やがんに係る薬物療法、放射線治療、緩和ケアなどの医療の提供や相談支援、研修会を実施する。高度で良質な医療を安定的に提供するため、高度医療機器の更新等を行うほか、患者サービスの向上や業務の効率化を図るため、窓口手続等のデジタル化・スマート化を順次進める。	
2-7-a	医療施設の防災・減災対策不足	2-7-a1	災害医療病院等医療機関の被災	△	災害拠点病院である小田原市立病院においては、耐震化や浸水対策、停電対策等が実施されているが、市内の他の医療施設においては防災・減災対策が不十分な状態であり、今後、更なる対策の啓発や支援事業等が必要です。				

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標										
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）										
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業概要等		補助金等の名称 (国庫)
								中リスク	小リスク	
2-7-a	医療施設の防災・減災対策不足	2-7-a1	災害医療病院等医療機関の被災	△	災害拠点病院である小田原市立病院においては、耐震化や浸水対策、停電対策等が実施されているが、市内の他の医療施設においては防災・減災対策が不十分な状態であり、今後、更なる対策の啓発や支援事業等が必要である。	・国民健康保険事業 ・国民健康保険診療施設事業 ・片浦診療所あり方検討事業	保険課	築60年が経過している国民健康保険診療施設（片浦診療所）を適正かつ安定的な運営と維持管理をするため、一般会計から繰出金を支出するとともに、片浦地区での災害医療対応体制の確保をはじめとした今後の機能・施設のあり方について、検討を実施している。		
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b1	災害時の医療対応体制の不足	○	災害拠点病院である小田原市立病院を中核として、各種医療体制・連携体制を構築するための事業を推進しており、災害時の医療対応体制の確立に寄与している。	基幹病院機能充実事業	経営管理課、医事課	重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療施設として救命救急センターを運営する。地域周産期母子医療センターの機能や小児救急医療の体制を整えている県西地域唯一の病院として周産期・小児夜間救急医療を実施する。悪性腫瘍手術やがんに係る薬物療法、放射線治療、緩和ケアなどの医療の提供や相談支援、研修会を実施する。高度で良質な医療を安定的に提供するため、高度医療機器の更新等を行うほか、患者サービスの向上や業務の効率化を図るため、窓口手続等のデジタル化・スマート化を順次進める。		
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b1	災害時の医療対応体制の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院を中核として、各種医療体制・連携体制を構築するための事業を推進しており、災害時の医療対応体制の確立に寄与している。	地域医療支援病院事業	医事課	地域医療を確保するという公立病院の使命と役割を果たすため、地域の医療機関との間で機能分化を図りながら連携強化に努めるとともに、新病院開院時に設置される（仮称）地域連携・患者支援センターの運営について検討する。当院が保有する高度医療機器等については、地域の医師と共同利用する。また、高度な技術は研修会などを通じ、地域へ積極的に発信する。		
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b1	災害時の医療対応体制の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院を中核として、各種医療体制・連携体制を構築するための事業を推進しており、災害時の医療対応体制の確立に寄与している。	休日・夜間急患診療所助成事業	健康づくり課	休日・夜間急患診療所運営費の補助を行う。		
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b1	災害時の医療対応体制の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院を中核として、各種医療体制・連携体制を構築するための事業を推進しており、災害時の医療対応体制の確立に寄与している。	小児深夜救急医療事業	健康づくり課	深夜の小児救急に対応する小田原市立病院に負担金を支出する。		
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b1	災害時の医療対応体制の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院を中核として、各種医療体制・連携体制を構築するための事業を推進しており、災害時の医療対応体制の確立に寄与している。	救急医療機関外国人籍市民対策助成事業	健康づくり課	外国籍の市民が、県内の救急医療機関において救急患者として診療を受け、医療費が未収となった場合に、未収金相当額を助成する。		
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b1	災害時の医療対応体制の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院を中核として、各種医療体制・連携体制を構築するための事業を推進しており、災害時の医療対応体制の確立に寄与している。	災害時医療救護体制整備事業	健康づくり課	医薬品については、市と小田原薬剤師会が締結した「災害用医薬品の確保及び搬出に関する協定書」に基づき、指定薬局が管理し、発災時に搬出する。衛生材料については、全小中学校の防災備蓄庫に備蓄していたが、地域防災計画の変更により、令和4年度から、仮設救護所が開設される4校及び予備4校と、保健センターに配置し直す予定である。仮設救護所を学校のどの部屋を使用するかについて調整し、必要となる物品等を調達する。		
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b1	災害時の医療対応体制の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院を中核として、各種医療体制・連携体制を構築するための事業を推進しており、災害時の医療対応体制の確立に寄与している。	・国民健康保険事業 ・国民健康保険診療施設事業 ・片浦診療所あり方検討事業	保険課	築60年が経過している国民健康保険診療施設（片浦診療所）を適正かつ安定的な運営と維持管理をするため、一般会計から繰出金を支出するとともに、片浦地区での災害医療対応体制の確保をはじめとした今後の機能・施設のあり方について、検討を実施している。		
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b2	関係機関との連絡体制の不足	△	市立病院内総合医療情報システムの活用により、災害時の関係機関との連絡体制の確立を図っている。今後は、診療所やクリニックなどの災害時における連絡体制の確立に向けた検討・調整を行っていく。	基幹病院機能充実事業	経営管理課、医事課	重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療施設として救命救急センターを運営する。地域周産期母子医療センターの機能や小児救急医療の体制を整えている県西地域唯一の病院として周産期・小児夜間救急医療を実施する。悪性腫瘍手術やがんに係る薬物療法、放射線治療、緩和ケアなどの医療の提供や相談支援、研修会を実施する。高度で良質な医療を安定的に提供するため、高度医療機器の更新等を行うほか、患者サービスの向上や業務の効率化を図るため、窓口手続等のデジタル化・スマート化を順次進める。		
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b3	被災時の受診行動に関する啓発不足	△	救急需要が増す災害時の受診に関して、急迫必須の受診以外の受診や救急車の出動要請による、医療資源の圧迫の防止について、平素から住民に対して周知・徹底して啓蒙を図るとともに、救命講習を行うことにより応急手当の知識・技術の普及を図っている。	市民応急救護力推進事業	救急課	普及啓発活動（救命講習等）やイベント等を活用して救急車の適正利用についてのリーフレット等を配布するほか、市民に対し救命講習等を行うことで応急手当の知識・技術を広く普及する。		
2-7-c	医薬品・資機材の未確保	2-7-c1	医薬品等備蓄の不足	○	市立病院の医療機器を計画的に整備更新するとともに、医薬品等について薬剤師と提携して備蓄する施策を進めている。	基幹病院機能充実事業	経営管理課、医事課	市立病院として、3日分の医薬品を確保している。		
2-7-c	医薬品・資機材の未確保	2-7-c2	医薬品等物資確保体制の未整備	○	災害情報のEMISへの入力により災害時の医療需要を適確に把握し、小田原薬剤師会や医薬品卸売業者との協定や災害時医療救護体制整備事業により、災害時の医薬品や衛生資材を備蓄・確保する体制を確立している。	災害時医療救護体制整備事業	健康づくり課	医薬品については、市と小田原薬剤師会が締結した「災害用医薬品の確保及び搬出に関する協定書」に基づき、指定薬局が管理し、発災時に搬出する。衛生材料については、全小中学校の防災備蓄庫に備蓄していたが、地域防災計画の変更により、令和4年度から、仮設救護所が開設される4校及び予備4校と、保健センターに配置し直す予定である。仮設救護所を学校のどの部屋を使用するかについて調整し、必要となる物品等を調達する。		
2-7-c	医薬品・資機材の未確保	2-7-c2	医薬品等物資確保体制の未整備	○	災害情報のEMISへの入力により災害時の医療需要を適確に把握し、小田原薬剤師会や医薬品卸売業者との協定や災害時医療救護体制整備事業により、災害時の医薬品や衛生資材を備蓄・確保する体制を確立している。	基幹病院機能充実事業	経営管理課、医事課	重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療施設として救命救急センターを運営する。悪性腫瘍手術やがんに係る薬物療法、放射線治療、緩和ケアなどの医療の提供や相談支援、研修会の機会に災害時の当院の役割について説明する。三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との防災対策会議に当院も出席する。高度で良質な医療を安定的に提供するため、高度医療機器の更新等を行うほか、患者サービスの向上や業務の効率化を図るため、窓口手続等のデジタル化・スマート化を順次進める。		
2-7-c	医薬品・資機材の未確保	2-7-c2	医薬品等物資確保体制の未整備	○	災害情報のEMISへの入力により災害時の医療需要を適確に把握し、小田原薬剤師会や医薬品卸売業者との協定や災害時医療救護体制整備事業により、災害時の医薬品や衛生資材を備蓄・確保する体制を確立している。	医薬品卸売業者との協定	健康づくり課	薬の調達ルートを複数確保することで、仮設救護所で薬が不足しないようにする。		
2-7-c	医薬品・資機材の未確保	2-7-c2	医薬品等物資確保体制の未整備	○	災害情報のEMISへの入力により災害時の医療需要を適確に把握し、小田原薬剤師会や医薬品卸売業者との協定や災害時医療救護体制整備事業により、災害時の医薬品や衛生資材を備蓄・確保する体制を確立している。	災害情報のEMISへの入力	健康づくり課	仮設救護所の状況を入力し、人、物資の救援をはかる。		
2-7-c	医薬品・資機材の未確保	2-7-c3	エネルギー供給ルートの途絶	×	大規模災害時、医療機関へのエネルギー供給ルートが途絶した場合の具体的な施策は事業化されていません。今後、関係機関と協議して具体策を検討する必要があります。					

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称（国庫）	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
2-7-d	医療にかかる広域連携体制の不足	2-7-d1	広域搬送体制の未整備	○	災害時に広域医療搬送が必要な重症者等の適切な処置が実施出来るよう、災害拠点病院である市立病院内の救命救急センター等を適切に維持管理するための事業を実施している。今後は、災害発生現場から同センターへの救急車等による迅速適切な搬送体制について、更に連携強化を図っていく。また、現時点においては広域医療搬送で使用するヘリコプターの臨時離着陸場を把握し適切に受入れできる体制を構築している。	基幹病院機能充実事業	経営管理課、医事課	重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療施設として救命救急センターを運営する。地域周産期母子医療センターの機能や小児救急医療の体制を整えている県西地域唯一の病院として周産期・小児夜間救急医療を実施する。高度で良質な医療を安定的に提供するため、高度医療機器の更新等を行うほか、患者サービスの向上や業務の効率化を図るため、窓口手続等のデジタル化・スマート化を順次進める。	
2-7-d	医療にかかる広域連携体制の不足	2-7-d1	広域搬送体制の未整備	○	災害時に広域医療搬送が必要な重症者等の適切な処置が実施出来るよう、災害拠点病院である市立病院内の救命救急センター等を適切に維持管理するための事業を実施している。今後は、災害発生現場から同センターへの救急車等による迅速適切な搬送体制について、更に連携強化を図っていく。また、広域医療搬送で使用するヘリコプターの臨時離着陸場も適切に維持管理されている。	新病院建設事業	病院再整備課	新病院の建設地は、救急搬送時間に関して他と土地と比較検討し、最も適した現地とした。新病院の構造・設備は、災害時でも運営できるように、免震構造、1階床レベルは最大浸水深より高く設定、電力の2回線受電等の地震・浸水等対策を実施する。また、広域搬送時間の短縮等のため、屋上にヘリポートを設置する。	
2-7-d	医療にかかる広域連携体制の不足	2-7-d1	広域搬送体制の未整備	○	災害時に広域医療搬送が必要な重症者等の適切な処置が実施出来るよう、災害拠点病院である市立病院内の救命救急センター等を適切に維持管理するための事業を実施している。今後は、災害発生現場から同センターへの救急車等による迅速適切な搬送体制について、更に連携強化を図っていく。また、広域医療搬送で使用するヘリコプターの臨時離着陸場も適切に維持管理されている。	広域二次病院群（補充）輪番制助成事業	健康づくり課	広域二次病院群輪番制運営費や広域二次病院群補充輪番制運営費の補助を行う。	
2-7-d	医療にかかる広域連携体制の不足	2-7-d1	広域搬送体制の未整備	○	災害時に広域医療搬送が必要な重症者等の適切な処置が実施出来るよう、災害拠点病院である市立病院内の救命救急センター等を適切に維持管理するための事業を実施している。今後は、災害発生現場から同センターへの救急車等による迅速適切な搬送体制について、更に連携強化を図っていく。また、広域医療搬送で使用するヘリコプターの臨時離着陸場も適切に維持管理されている。	スポーツ広場管理運営事業	スポーツ課	スポーツ広場について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
2-7-d	医療にかかる広域連携体制の不足	2-7-d1	広域搬送体制の未整備	○	災害時に広域医療搬送が必要な重症者等の適切な処置が実施出来るよう、災害拠点病院である市立病院内の救命救急センター等を適切に維持管理するための事業を実施している。今後は、災害発生現場から同センターへの救急車等による迅速適切な搬送体制について、更に連携強化を図っていく。また、広域医療搬送で使用するヘリコプターの臨時離着陸場も適切に維持管理されている。	酒匂川左岸サイクリング場管理運営事業	スポーツ課	酒匂川左岸サイクリング場について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
2-8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生									
2-8-a	避難所等における衛生環境の未確保	2-8-a1	避難所における衛生対策等の不足	△	平素から感染症予防に関する啓発を行うとともに、感染症発生時には消毒等の業務を実施する。また、避難所周辺の害虫駆除を行うことにより、災害時の衛生環境の確保に寄与している。併せて、避難所におけるごみの収集運搬について事前に計画・準備している。	害虫駆除事業	環境保護課	不快害虫であるユスリカや、生命に危険を及ぼすスズメバチなどを駆除することで、良好な生活環境を保ち、市民の健康増進、安全を確保する。	
2-8-a	避難所等における衛生環境の未確保	2-8-a1	避難所における衛生対策等の不足	△	平素から感染症予防に関する啓発を行うとともに、感染症発生時には消毒等の業務を実施する。また、避難所周辺の害虫駆除を行うことにより、災害時の衛生環境の確保に寄与している。併せて、避難所におけるごみの収集運搬について事前に計画・準備している。	ごみ収集運搬事業	環境事業センター	家庭から出されるごみ（一般廃棄物）を収集し、清掃工場へ運搬する。	災害等廃棄物処理事業費補助金
2-8-a	避難所等における衛生環境の未確保	2-8-a1	避難所における衛生対策等の不足	△	平素から感染症予防に関する啓発を行うとともに、感染症発生時には消毒等の業務を実施する。また、避難所周辺の害虫駆除を行うことにより、災害時の衛生環境の確保に寄与している。併せて、避難所におけるごみの収集運搬について事前に計画・準備している。	感染症予防事業	健康づくり課	リスクシナリオ2-8に対しては、感染症の予防のため、必要に応じて市防災対策課等へ感染症予防に関する情報提供を行う。感染症発生時には、市防災対策課等や神奈川県と連携して必要な対応・支援を行う。	
2-8-a	避難所等における衛生環境の未確保	2-8-a1	避難所における衛生対策等の不足	△	平素から感染症予防に関する啓発を行うとともに、感染症発生時には消毒等の業務を実施する。また、避難所周辺の害虫駆除を行うことにより、災害時の衛生環境の確保に寄与している。併せて、避難所におけるごみの収集運搬について事前に計画・準備している。	マンホールトイレ整備事業（都市防災総合推進事業）	防災対策課	避難所のトイレについては、衛生面に課題を抱えており、過去の事例では、不衛生のためトイレを我慢して体調を悪くするケースも報告されている。そのため、避難者が衛生的にトイレを使用することが出来るように、市内の広域避難所にマンホールトイレを整備していく。	社会資本整備総合交付金
2-8-b	疾病・感染症の拡大防止困難	2-8-b1	疾病・感染症患者へのケア・隔離方策の不足	△	平素から感染症予防に関する啓発を行うとともに、感染症発生時には消毒等の業務を実施し、感染症に対する危機管理対策の確立を図っている。また、コロナ禍にあつてはワクチン接種等感染症の拡大防止対策を適切に実施し、感染拡大防止施策を推進している。	感染症予防事業	健康づくり課	リスクシナリオ2-8に対しては、感染症の予防のため、必要に応じて市防災対策課等へ感染症予防に関する情報提供を行う。感染症発生時には、市防災対策課等や神奈川県と連携して必要な対応・支援を行う。	
2-8-c	風水害での床上浸水等の発生による衛生環境の未確立	2-8-c1	内水氾濫時の事前予防対策の不足	×	該当する事業や施策がないため、今後対策を検討する必要がある。				
2-8-c	風水害での床上浸水等の発生による衛生環境の未確立	2-8-c2	床上浸水後の地域回復の遅れ	×	該当する事業や施策がないため、今後対策を検討する必要がある。				
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する									
3-1 通信、電力等の喪失や建物の損壊により、市の災害対策本部が機能発揮できない事態									
3-1-a	市役所等の防災機能の不足	3-1-a1	市役所等の損傷	△	庁舎の免振工事は平成28年2月に終了しており、最大震度6強までの地震に耐えられる構造となっている。また、災害対策本部室の整備・改修等を行い、地震による停電や風水害時の浸水・停電等に対しても機能発揮できる様、電源確保等を図っていく。今後、市役所周辺の最大浸水に対する各種対策について検討していく必要がある。	防災拠点整備事業	防災対策課	市域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市は、災害対策本部を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する責務を担っており、災害対策本部を始め、防災活動を行う活動拠点に必要な施設等の整備を行う。	
3-1-a	市役所等の防災機能の不足	3-1-a1	市役所等の損傷	△	庁舎の免振工事は平成28年2月に終了しており、最大震度6強までの地震に耐えられる構造となっている。また、災害対策本部室の整備・改修等を行い、地震による停電や風水害時の浸水・停電等に対しても機能発揮できる様、電源確保等を図っていく。今後、市役所周辺の最大浸水に対する各種対策について検討していく必要がある。	庁舎等維持管理事業	資産経営課	市庁舎設備機能の維持のため、老朽化した設備等の改修を実施する。	
3-1-a	市役所等の防災機能の不足	3-1-a2	代替施設の未確保	×	地域防災計画では、市の災害対策本部の代替施設として、公用車庫棟及び県西地域県政総合センターを指定しているが、地震のみならず大規模河川氾濫時を想定した代替施設の確保が必要なことから、今後、代替施設の見直しを行い、必要な資機材等の整備を進めていく。	小田原アリーナ等管理運営事業	スポーツ課	小田原アリーナ等について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
3-1-a	市役所等の防災機能の不足	3-1-a2	代替施設の未確保	×	地域防災計画では、市の災害対策本部の代替施設として、公用車庫棟及び県西地域県政総合センターを指定しているが、地震のみならず大規模河川氾濫時を想定した代替施設の確保が必要なことから、今後、代替施設の見直しを行い、必要な資機材等の整備を進めていく。	基幹業務システム管理運用事業	デジタルイノベーション課	基幹業務システムの各種サーバやパソコン等により構成されるシステム全体が安定的に稼働するよう管理運用を行う。なお、令和2年度の途中からはクラウドサービスを利用し、外部のデータセンターでシステムを運用している。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
3-1-a	市役所等の防災機能の不足	3-1-a2	代替施設の未確保	×	地域防災計画では、市の災害対策本部の代替施設として、公用車庫棟及び県西地域県政総合センターを指定しているが、地震のみならず大規模河川氾濫時を想定した代替施設の確保が必要なことから、今後、代替施設の見直しを行い、必要な資機材等の整備を進めていく。	保険料収率向上対策事業	保険課	保険料収入を確保するため、関係法令に基づき、滞納者の実情に応じて滞納整理を行う事業。滞納料金の累積を抑制するための市税等納付促進センターによる納付勧奨を行うとともに、滞納整理管理システムを用いて差押えや公売等の滞納処分を効率的に進めて、保険料収入の確保に取り組む。	
3-1-a	市役所等の防災機能の不足	3-1-a2	代替施設の未確保	×	地域防災計画では、市の災害対策本部の代替施設として、公用車庫棟及び県西地域県政総合センターを指定しているが、地震のみならず大規模河川氾濫時を想定した代替施設の確保が必要なことから、今後、代替施設の見直しを行い、必要な資機材等の整備を進めていく。	スポーツ施設あり方検討事業	スポーツ課	スポーツ施設全体のあり方を検討する。	
3-1-a	市役所等の防災機能の不足	3-1-a3	代替エネルギー・非常用発電の未整備	△	市庁舎の熱源を改修する事業が令和3年度完了予定であり、庁舎の電源及び熱源の災害対応機能が大幅に向上する。また、災害対応及びBCPのための非常用電源の確保に関し必要量を確保していく。	再生可能エネルギー導入促進事業	ゼロカーボン推進課	再生可能エネルギー事業に対する支援、市民参加型再生可能エネルギーの認定・支援、再生可能エネルギー導入促進の普及啓発を行う。	
3-1-b	災害対応体制・受援体制の未構築	3-1-b1	発災後初動体制の構築の不足	△	発災後の初動体制の構築に関しては地域防災計画の小田原市災害初動体制規定に基づき実施している。また、必要な施設環境の整備として、再生可能エネルギーの導入促進を行い、発災初期の代替エネルギーの確保に努めている。今後は、更に実効的な初動体制の確立のため、災害対策本部の整備をはじめ、各種事業を推進していく。	再生可能エネルギー導入促進事業	ゼロカーボン推進課	再生可能エネルギー事業に対する支援、市民参加型再生可能エネルギーの認定・支援、再生可能エネルギー導入促進の普及啓発を行う。	
3-1-b	災害対応体制・受援体制の未構築	3-1-b2	他自治体からの受援体制構築の不足	△	発災後直ちに他自治体からの受援体制を確立し、適切に応援職員を受け入れるための受援計画を、市の災害対応計画及びBCPを基に作成する。また、応援職員を含め、職員が使用するシステム端末等を適切に運用できる体制を確立するため、庁内ネットワークシステム管理運営事業を実施している。	庁内ネットワークシステム管理運用事業	デジタルイノベーション課	庁内ネットワークシステムを構成するパソコン、サーバ及びグループウェア等を職員が効率的に使用できるよう管理運用を行うとともに、正常に稼働させるために、必要に応じてパソコンや各サブシステムの更新を行う。	
3-1-b	災害対応体制・受援体制の未構築	3-1-b3	防災訓練等の職員防災教育の不足	△	市の防災訓練はこれまで地震災害に対する訓練を主体に行ってきたが、一昨年度から風水害を想定した訓練を地震を想定した訓練と隔年で実施するようにしました。これにより、起こり得る災害の種類に対応した訓練を着実に実施し、職員の練度の向上を図っていく。				
3-1-b	災害対応体制・受援体制の未構築	3-1-b4	BCPの未整備及び実効性未確保	△	BCPは平成27年に、これと連動した受援計画は令和2年度に策定しており、今年度は受援訓練を行うことにより、これを見直し、その実効性の確保に努めている。	危機管理署計画整備事業	防災対策課	受援計画策定後、訓練を実施し計画の内容を見直し、反映していく。	
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c1	行政の情報通信設備の被災	△	市が災害時に災害対策業務やBCPに基づく業務を効率的・効果的に実施するために必要な各種システム等情報通信設備を適切に維持管理するための事業を実施して、災害時に使用可能な状態の確保に努めている。今後、併せて3階のサーバ室の電源を確保するための方策を検討・推進していく。	かながわ電子入札システム運用事業	契約検査課	入札に関する手続をL GWAN回線を通じて行うシステムである。神奈川県及び県内市町村と共同で運営している。	
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c1	行政の情報通信設備の被災	△	市が災害時に災害対策業務やBCPに基づく業務を効率的・効果的に実施するために必要な各種システム等情報通信設備を適切に維持管理するための事業を実施して、災害時に使用可能な状態の確保に努めている。今後、併せて3階のサーバ室の電源を確保するための方策を検討・推進していく。	市税収率向上事業	市税総務課	市税収入の安定的な確保のために、地方税法その他の関係法令に基づき、滞納者の実情に応じて滞納整理を行う事業。滞納料金の累積を抑制するための市税等納付促進センターによる納付勧奨を行うとともに、滞納整理管理システムを用いて差押えや公売等の滞納処分の執行を効率的に進めて、市税収入の確保に取り組む。	
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c1	行政の情報通信設備の被災	△	市が災害時に災害対策業務やBCPに基づく業務を効率的・効果的に実施するために必要な各種システム等情報通信設備を適切に維持管理するための事業を実施して、災害時に使用可能な状態の確保に努めている。今後、併せて3階のサーバ室の電源を確保するための方策を検討・推進していく。	地方税事務電子化事業	市民税課、市税総務課、資産課	市税の課税事務（個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税）、収納事務（個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）、及び軽自動車税関係事務（新車新規登録に係る申告、継続検査向けの納税証明）について、地方税共同機構の運営するe L T A X（地方税ポータルシステム）を活用し事務の電子化を推進する。	
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c1	行政の情報通信設備の被災	△	市が災害時に災害対策業務やBCPに基づく業務を効率的・効果的に実施するために必要な各種システム等情報通信設備を適切に維持管理するための事業を実施して、災害時に使用可能な状態の確保に努めている。今後、併せて3階のサーバ室の電源を確保するための方策を検討・推進していく。	健康情報システム管理運用事業	健康づくり課	健康情報システムの質賃借（令和元年10月1日～令和6年9月30日）を行う。5年ごとの契約更新時に、システムの内容と必要と思われる業務の洗い出しを行い、システム化することによる更なる効率化と省力化を図っていく。	
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c1	行政の情報通信設備の被災	△	市が災害時に災害対策業務やBCPに基づく業務を効率的・効果的に実施するために必要な各種システム等情報通信設備を適切に維持管理するための事業を実施して、災害時に使用可能な状態の確保に努めている。今後、併せて3階のサーバ室の電源を確保するための方策を検討・推進していく。	文書管理システム運用事業	総務課	公文書の作成から保存、廃棄までを一貫して電子的に管理することにより、体系的・効率的な管理ができ、公文書の適正保存、改ざん防止及び行政事務の迅速化が図られる。また、公文書の保存管理の喫緊の課題として、①集中書庫棚の格納率が90%を超えている、②集中書庫電動棚の老朽化（交換部品の製造終了）、③永年保存文書のマイクロフィルム化費用負担、④マイクロフィルムの正本保管料負担、⑤マイクロフィルムリーダーの老朽化等を抱えており、膨大な課題対策費用への効果もある。	
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c1	行政の情報通信設備の被災	△	市が災害時に災害対策業務やBCPに基づく業務を効率的・効果的に実施するために必要な各種システム等情報通信設備を適切に維持管理するための事業を実施して、災害時に使用可能な状態の確保に努めている。今後、併せて3階のサーバ室の電源を確保するための方策を検討・推進していく。	デジタル化によるまちづくり推進事業	デジタルイノベーション課	公民連携による小田原市デジタルイノベーション協議会の運営を行う。デジタル・エグゼクティブ・アドバイザー等の専門人材の登用。市役所窓口におけるキャッシュレス決済の導入し、デジタル化による市民の利便性を図る。チャットボット、デジタルサイネージの運用を行う。	
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c2	防災行政無線の被災	△	本市の防災行政無線システムの古い無線柱は設置後、既に40年以上経過しているため、現在防災行政無線の新システムへの換装について検討中である。	災害情報収集伝達体制整備事業	防災対策課	R4年度8月までに非常時通信システム基本計画を定め、R10年度までに海岸部以外の撤去することを決定した。	
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c3	代替エネルギー・非常用電源の未整備	△	市庁舎の熱源を改修する事業が令和3年度完了予定であり、庁舎の電源及び熱源の災害対応機能が大幅に向上する。また、災害対応及びBCPのための非常用電源の確保に関し必要量を確保していく。併せて、必要な施設環境の整備として、再生可能エネルギーの導入促進を行い、発災初期の代替エネルギーの確保に努めている。	再生可能エネルギー導入促進事業	ゼロカーボン推進課	再生可能エネルギー事業に対する支援、市民参加型再生可能エネルギーの認定・支援、再生可能エネルギー導入促進の普及啓発を行う。	
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c4	行政の情報通信設備の被災	△	市が災害時に災害対策業務やBCPに基づく業務を効率的・効果的に実施するために必要な各種システム等情報通信設備を適切に維持管理するための事業を実施して、災害時に使用可能な状態の確保に努めている。今後、併せて3階のサーバ室の電源を確保するための方策を検討・推進していく。また、市役所周辺の最大浸水に対する保存文書の対策について検討していく必要がある。				
3-1-d	情報収集・発信体制の未構築	3-1-d1	情報収集・情報発信体制の未整備	△	災害時の情報収集体制については、配備職員の情報収集体制を見直すとともに、災害情報収集システム（DITS）やドローン等の新たなツールの導入も視野に入れて検討する。情報発信体制については、道路・橋梁の台帳管理のための道路管理システムのデータ改修を行うとともに、統合型地理情報システムにより災害情報をシステム上で閲覧可能な状態にしていく。また、市民に対する情報発信については、従来から市が提供しているHP等の広報手段に加え、避難所等における情報発信・共有手段について、今後、検討していく。	統合型地理情報システム管理運用事業	デジタルイノベーション課	統合型地理情報システムが安定的に稼働するよう管理運用を行う。また、公開マップ数を増やして、利用者のニーズに応えられるようにする。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
3-1-d	情報収集・発信体制の未構築	3-1-d1	情報収集・情報発信体制の未整備	△	災害時の情報収集体制については、配備職員の情報収集体制を見直すとともに、災害情報収集システム（DITS）やドローン等の新たなツールの導入も視野に入れて検討する。情報発信体制については、道路・橋梁の台帳管理のための道路管理システムのデータ改修を行うとともに、統合型地理情報システムにより災害情報をシステム上で閲覧可能な状態にしていく。また、市民に対する情報発信については、従来から市が提供しているHP等の広報手段に加え、避難所等における情報発信・共有手段について、今後、検討していく。	道路管理システム強化事業	土木管理課	道路法第28条及び道路法施行規則第4条に基づき、道路台帳及び図面に記載する項目の適正化及び一元化を図るため、システムデータの更新作業及び道路情報（道路付属物、占用物等）の反映のため、データ改修を行う。	
3-1-d	情報収集・発信体制の未構築	3-1-d1	情報収集・情報発信体制の未整備	△	災害時の情報収集体制については、配備職員の情報収集体制を見直すとともに、災害情報収集システム（DITS）やドローン等の新たなツールの導入も視野に入れて検討する。情報発信体制については、道路・橋梁の台帳管理のための道路管理システムのデータ改修を行うとともに、統合型地理情報システムにより災害情報をシステム上で閲覧可能な状態にしていく。また、市民に対する情報発信については、従来から市が提供しているHP等の広報手段に加え、避難所等における情報発信・共有手段について、今後、検討していく。	デジタル化によるまちづくり推進事業	デジタルイノベーション課	公民連携による小田原市デジタルイノベーション協議会の運営を行う。デジタル・エグゼクティブ・アドバイザー等の専門人材の登用。市役所窓口におけるキャッシュレス決済の導入し、デジタル化による市民の利便性を図る。チャットボット、デジタルサイネージの運用を行う。	
3-2 市職員等の被災や参集困難、長期かつ大量の災害業務の増加、惨事ストレス等に伴う心身の不調によるBCP等行政機能の大幅な低下									
3-2-a	短期的行政職員の被災、災害対応体制・環境の不足	3-2-a1	職員用備蓄の不足	△	市では、市民の皆さんに最低3日間、推奨1週間分の水、食料を備蓄しておくよう啓発している。同様に、市の職員についても、災害対応業務が遂行できるように各職員による水や食料の備蓄について呼びかけているが、徹底されているとは言えない状況であり、集中備蓄の必要性等についても検討していく。				
3-2-a	短期的行政職員の被災、災害対応体制・環境の不足	3-2-a2	職員安否・参集確認体制の未整備	△	現在は、電話・メール等を利用して、職員の安否確認・参集確認を実施できる体制を構築しているが、更に効率的・効果的な安否・参集確認を行うため、スマートフォン等のアプリを利用した安否確認システムの導入などについても検討していく。				
3-2-b	職員へのケア体制の不足	3-2-b1	職員のための産業医等によるケアの不足	○	災害時の職員の体調管理・心の健康管理のために、臨床心理士や保健師によるカウンセリングを実施出来る体制を整備している。	福利厚生事業	職員課	健康診断やストレスチェック等を実施し、職員の心身の健康管理を行うとともに、健康増進やストレス解消に寄与できるよう、各部対抗球技大会の実施やウォーク大会事業への参加等のリフレッシュ事業を実施するなど健康経営の取組を進める。また、特定事業主行動計画における目標の実現に向け啓発等を行う。	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する									
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止									
4-1-a	市民に必要な情報通信ができない事態	4-1-a1	情報通信事業者の情報通信網が機能しない状況下で市民に必要な情報通信ができない事態	×	小田原市の情報通信体制は、情報通信事業者の情報通信網を利用することが基本となっており、独自の情報通信網としては、市からの情報発信ツールとしての防災行政無線の見であり、市民が利用可能な独自の情報通信網に関しては、その必要性も含め、今後、検討していく必要がある。				
4-2 テレビ・FMおだわら等の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態									
4-2-a	民間事業者に対する情報提供体制の整備不足	4-2-a1	民間事業者が活用した情報提供体制の不足	△	大規模災害時の民間事業者を活用した情報提供体制の整備に関しては、J:COM小田原やFM小田原との協定に基づくもの他、ヤフー防災情報との連携、防災メールの自動配信機能の整備、緊急速報メール等の利用により実施している。今後、技術動向も見据え、新しい情報通信体制の導入について、その要否、対象等なお検討も踏まえ、推進していく。	災害情報収集伝達体制整備事業	防災対策課	気象情報や不測事態に関する情報を即時に収集する体制を維持するとともに、これらの情報を地域住民や来訪者に即座に周知する「防災アプリ」を導入し、かつ地域の被害情報等を即座に収集するための通信手段を充実させる。	社会資本整備総合交付金 デジタル田園都市国家構想推進総合交付金
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない									
5-1 企業の被災に伴う事業継続不能、社会活動に必要なエネルギー供給の停止等による企業の生産力の低下及び企業の市外流出、雇用状況の悪化									
5-1-a	民間事業者の事業継続不能	5-1-a1	民間事業者のBCPの未整備、防災体制の未確保	△	小田原商工会議所との防災に関する検討会を通じ、民間事業者におけるBCPの必要性や防災体制確立の必要性について啓発しているが、まだまだ十分な体制にあるとは言えない状況にある。今後、引き続き、協議や啓発の必要がある。また、小田原地下街管理運営事業によりハルネ小田原における、災害時の事業者の事業継続・事業再開の早期化に寄与する。	小田原地下街管理運営事業	商業振興課	近年、大規模商業施設の開業など周辺環境が変化中、ハルネ小田原の商業機能について、より民間ノウハウが活かされる運営形態へ移行し、顧客ニーズを捉えたテナント配置等、経営の安定化を図る。また、公共機能面については、街かど案内所等による地域情報の発信や広場でのイベント開催など、回遊の促進とにぎわいの創出につながる取り組みを実施していく。	
5-1-b	被災事業者への支援不足	5-1-b1	被災事業者への支援不足	△	被災した事業者の事業再開に係る支援策として、財政面からは中小企業融資等支援事業で、人材面では女性活躍推進事業において事業継続・再開の支援を行っていく。今後、これ以外の支援策に関しても、国や県と連携して、検討・推進していく必要がある。	中小企業融資等支援事業	産業政策課	中小企業が融資を受ける際の債務保証のため、信用保証協会に支払う信用保証料への助成と金融機関へ預託による中小企業小口資金融資の活用により、市内中小企業経営の体質強化と健全な発展と促進を図る。	
5-1-b	被災事業者への支援不足	5-1-b1	被災事業者への支援不足	△	被災した事業者の事業再開に係る支援策として、財政面からは中小企業融資等支援事業で、人材面では女性活躍推進事業において事業継続・再開の支援を行っていく。今後、これ以外の支援策に関しても、国や県と連携して、検討・推進していく必要がある。	女性活躍推進事業	人権・男女共同参画課	市内企業等に、人材確保や新たな視点の導入等女性活躍を推進することにより、事業継続・再開、さらには企業の成長や持続的発展につなげる。	
5-2 漁港施設、船舶の被災等による漁港機能の停止、海上輸送機能の低下									
5-2-a	港湾施設の耐震機能等の不足	5-2-a1	港湾施設の耐震化不足	○	県の地域防災計画で小田原漁港は災害時の物資受け入れ港に指定され、県と連携して施設整備が行われている。	小田原漁港等整備事業	水産海浜課	神奈川県が事業主体となり整備を進める小田原漁港等整備事業の円滑な促進に協力する。	水産物供給基盤機能保全事業
5-2-a	港湾施設の耐震機能等の不足	5-2-a2	港湾施設の各種機能不足	△	県と連携して小田原漁港の漁港施設の老朽化対策等を図る。	小田原漁港等整備事業	水産海浜課	神奈川県が事業主体となり整備を進める小田原漁港等整備事業の円滑な促進に協力する。	水産物供給基盤機能保全事業
5-2-b	応急復旧・港湾清掃体制の不足	5-2-b1	港湾清掃の不足	×	津波襲来後の港湾内への瓦礫、沈没船舶等の堆積は、港湾の使用を不能にする可能性があり、海上航路の活用による救援物資の輸送等が長期間阻害される可能性があり、早期に港湾清掃を実施出来る体制の確立について、今後、検討していく必要がある。				
5-2-b	応急復旧・港湾清掃体制の不足	5-2-b2	関係機関との連携・協定構築不足	×	港湾の応急復旧、早期航路再開の体制を確立するための関係機関との連携や協定締結に関し、今後、検討していく必要がある。				
5-2-b	応急復旧・港湾清掃体制の不足	5-2-b3	応急復旧器材・人員の不足	×	港湾の応急復旧、早期航路再開の体制を確立するための応急復旧器材・人員確保に関し、今後、検討していく必要がある。				
5-2-c	港湾消防力の不足	5-2-c1	港湾消防力の不足	△	小田原市漁業協同組合内に救難所を開設している神奈川県水難救済会の活動を支援している。	水産漁業関係者支援事業	水産海浜課	海上における遭難者・遭難船の救助や訓練、啓発等の役目を担う神奈川県水難救済会の活動に対して支援を行う。	
5-3 緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止									
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a1	緊急輸送道路等の整備不足	△	国道、県道、幹線市道及び小田原駅周辺道路の整備は計画的に実施しているが、長期にわたる事業のため、現在のペースでは災害に対して間に合わない。また、西方面（神奈川と静岡の県境）へのアクセスが非常に脆弱である。	魅力ある道路空間づくり事業	道水路整備課	無電柱化事業や道路の景観整備、自転車通行空間の整備などを実施する。	都市構造再編集中支援事業費補助金

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			補助金等の名称
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a1	緊急輸送路等の整備不足	△	国道、県道、幹線市道及び小田原駅周辺道路の整備は計画的に実施しているが、長期にわたる事業のため、現在のベースでは災害に対して間に合わない。また、西方面（神奈川県と静岡の県境）へのアクセスが非常に脆弱である。	幹線市道整備事業	道水路整備課、都市計画課	計画的に幹線道路の整備を実施する。	社会資本整備総合交付金
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a1	緊急輸送路等の整備不足	△	国道、県道、幹線市道及び小田原駅周辺道路の整備は計画的に実施しているが、長期にわたる事業のため、現在のベースでは災害に対して間に合わない。また、西方面（神奈川県と静岡の県境）へのアクセスが非常に脆弱である。	市民生活道路改良事業	道水路整備課	狭あい道路の拡幅整備、交差点改良、歩行設置などの整備を実施する。	社会資本整備総合交付金
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a1	緊急輸送路等の整備不足	△	国道、県道、幹線市道及び小田原駅周辺道路の整備は計画的に実施しているが、長期にわたる事業のため、現在のベースでは災害に対して間に合わない。また、西方面（神奈川県と静岡の県境）へのアクセスが非常に脆弱である。	橋りょう維持修繕事業	道水路整備課	道路や河川等に架かる橋りょうの法点検を行い、長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施するとともに、寺横・川端跨線橋については、集約化撤去を行っていく。	道路メンテナンス事業（補助）
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a1	緊急輸送路等の整備不足	△	国道、県道、幹線市道及び小田原駅周辺道路の整備は計画的に実施しているが、長期にわたる事業のため、現在のベースでは災害に対して間に合わない。また、西方面（神奈川県と静岡の県境）へのアクセスが非常に脆弱である。	国道・県道整備促進事業	建設政策課、道水路整備課	無電柱化、歩道設置等の整備促進のため、地元関係者との調整や国・県への要望活動を行う。また、国道、県道整備に伴う取付市道の整備を行う。	社会資本整備総合交付金
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a1	緊急輸送路等の整備不足	△	国道、県道、幹線市道及び小田原駅周辺道路の整備は計画的に実施しているが、長期にわたる事業のため、現在のベースでは災害に対して間に合わない。また、西方面（神奈川県と静岡の県境）へのアクセスが非常に脆弱である。	伊豆湘南道路建設促進事業	建設政策課	伊豆湘南道路建設促進期成同盟会を通じた国への要望活動を行う。また、本市独自でも県への要望活動を行う。	
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a2	緊急輸送路等の通行機能確保の不足	△	災害発生後の緊急輸送道路及び同補完道路の早期道路啓開体制については、小田原市土木建設協同組合等との協定に基づき実施する計画となっているが、具体的な区域指定や連携要領等について、今後、検討・調整していく必要がある。	道路維持事業	道水路整備課	舗装や側溝などの道路施設について、定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施する。	社会資本整備総合交付金
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a2	緊急輸送路等の通行機能確保の不足	△	災害発生後の緊急輸送道路及び同補完道路の早期道路啓開体制については、小田原市土木建設協同組合等との協定に基づき実施する計画となっているが、具体的な区域指定や連携要領等について、今後、検討・調整していく必要がある。	橋りょう維持修繕事業	道水路整備課	道路や河川等に架かる橋りょうの法点検を行い、長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施するとともに、寺横・川端跨線橋については、集約化撤去を行っていく。	道路メンテナンス事業（補助）
5-4 食料等の安定供給の停滞									
5-4-a	農地・漁港等の食料生産拠点の荒廃	5-4-a1	洪水による土砂の流入による農地の荒廃・農業再開の遅れ	△	災害復旧後の農業再開に関しては、農産物産地消促進事業を推進することで洪水後の農業の早期再開・振興を図っていく。洪水による土砂の流入による農地の荒廃に関しては、今後、検討していく必要がある。	農業交流促進事業	農政課	農業まつりを開催するほか、グリーンツーリズムやオーナー制度、交流型農業への支援を行う。	
5-4-a	農地・漁港等の食料生産拠点の荒廃	5-4-a2	漁港施設の損壊による漁業再開の遅れ	△	小田原漁港については、漁港管理者の県と連携しながら漁港施設の老朽化対策等を図るほか、水産市場の再整備の検討を行っている。また、市営漁港については、老朽化している施設の機能保全に向けた整備のほか、近年の異常気象による台風の大規模化など、高潮・高波等への対応が必要となっている。	水産市場施設管理運営事業	水産海浜課	老朽化した市場施設及び隣接する立体駐車場について、令和4年度に策定した維持修繕計画に基づく維持修繕等を実施し適切な管理運営を行う。また、施設の安全・安心な利用、持続可能な行政サービスの提供のため、市場施設の再整備に向けた検討を行う。	
5-4-a	農地・漁港等の食料生産拠点の荒廃	5-4-a2	漁港施設の損壊による漁業再開の遅れ	△	小田原漁港については、漁港管理者の県と連携しながら漁港施設の老朽化対策等を図るほか、水産市場の再整備の検討を行っている。また、市営漁港については、老朽化している施設の機能保全に向けた整備のほか、近年の異常気象による台風の大規模化など、高潮・高波等への対応が必要となっている。	水産市場施設再整備検討事業	水産海浜課	老朽化している市場施設の再整備に向けた検討を行う。	
5-4-a	農地・漁港等の食料生産拠点の荒廃	5-4-a2	漁港施設の損壊による漁業再開の遅れ	△	小田原漁港については、漁港管理者の県と連携しながら漁港施設の老朽化対策等を図るほか、水産市場の再整備の検討を行っている。また、市営漁港については、老朽化している施設の機能保全に向けた整備のほか、近年の異常気象による台風の大規模化など、高潮・高波等への対応が必要となっている。	小田原漁港等整備事業	水産海浜課	神奈川県が事業主体となり整備を進める小田原漁港等整備事業の円滑な促進に協力する。	水産物供給基盤機能保全事業
5-4-a	農地・漁港等の食料生産拠点の荒廃	5-4-a2	漁港施設の損壊による漁業再開の遅れ	△	小田原漁港については、漁港管理者の県と連携しながら漁港施設の老朽化対策等を図るほか、水産市場の再整備の検討を行っている。また、市営漁港については、老朽化している施設の機能保全に向けた整備のほか、近年の異常気象による台風の大規模化など、高潮・高波等への対応が必要となっている。	市営漁港等管理整備事業	水産海浜課	市営漁港3港（石橋・米神・江之浦）の適切な維持管理に努めるとともに、最も漁業の利用頻度の高い江之浦漁港において、令和4年度に策定した「江之浦漁港機能強化基本計画」に基づき、防災機能を優先して機能強化を図る。	
5-4-b	物流体制の大規模被害による流通の停滞	5-4-b1	物流ネットワークの寸断	△	物流ネットワークの寸断に備えるため、佐川急便の市内又は市域外の物流拠点を活用して、各避難所まで物資を配送する協定を提供している。				
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る									
6-1 電気・ガス・上下水道等のライフラインや、燃料の供給停止、汚水処理・廃棄物処理等の機能停止の長期化									
6-1-a	上下水道機能の停止	6-1-a1	上下水道施設の損傷	△	配水施設の耐震対策や水源地の浸水対策等を計画的に実施し、災害時の上下水道施設の損傷の防止を図る必要がある。	水道施設整備事業	水道整備課、浄水管理課	水道水の安定供給のため、基幹施設である高田浄水場の再整備、久野配水池の更新（耐震化）、水源地等の浸水対策及び河川横断管の被災による断水リスク軽減のための第二水源地の水源強化を実施する。	生活基盤施設耐震化等交付金
6-1-a	上下水道機能の停止	6-1-a2	上下水道管の損傷	△	老朽化した送・配水管を更新して耐震化するとともに、老朽給水管の布設替えを進めていくことで、上下水道の損傷防止を図る必要がある。	水道管整備事業	水道整備課	水道水の安定供給のため、重要度の高い基幹管路を優先的に更新（耐震化）する。また、配水管についても予防保全の観点から重要給水施設に配水する管路等の更新（耐震化）するとともに、同時に老朽給水管や鉛製給水管の布設替えについても計画的に実施する。	生活基盤施設耐震化等交付金
6-1-a	上下水道機能の停止	6-1-a3	上下水道施設の復旧資機材の不足	△	大規模災害に対応した円滑な応急復旧及び本復旧活動に資する資機材の備蓄を行う必要がある。	水道施設整備事業	水道整備課、浄水管理課	上下水道施設等の復旧資機材や応急給水に必要な資機材を備蓄している。今後はこれらの必要数の見直しを実施する。	
6-1-a	上下水道機能の停止	6-1-a4	上下水道施設等における震災対応マニュアル・訓練等の不足	△	上下水道局として震災対応マニュアルは策定済みであり、訓練に関しても定期的実施している。ただし、マニュアルについては定期的に更新する必要がある。	水道施設維持管理事業	経営総務課、給排水業務課、水道整備課、浄水管理課	震災対応の訓練を行うとともに、定期的に震災対応マニュアルの更新を実施する。	
6-1-a	上下水道機能の停止	6-1-a5	上下水道に関する関係機関、他自治体等からの受援体制の未整備	△	上下水道に関する受援計画は危機管理マニュアル中の応援要請マニュアルにより策定済みだが、より具体化した実践的なものとする必要がある。	水道施設維持管理事業	経営総務課、給排水業務課、水道整備課、浄水管理課	受援対応の訓練を行うとともに、定期的に応援要請マニュアルの更新を実施する。	
6-1-a	上下水道機能の停止	6-1-a6	上下水道施設等における代替電源・燃料の不足	△	非常用自家発電設備の未設置施設（2箇所）について、対策を講じる必要がある。また燃料確保も行う必要がある。	水道施設維持管理事業	水道整備課、浄水管理課	非常用自家発電設備の未設置施設（2箇所）については早期に整備を実施することとしており、高田浄水場については、令和9年度までに整備予定である。また、水道施設における燃料の確保を順次進める。	水道水源開発等施設整備費国庫補助金

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			補助金等の名称 (国庫)
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
6-1-a	上水道機能の停止	6-1-a7	応急給水体制の未整備	△	大規模災害発生時、孤立化し、給水車による応急給水活動が当面実施できないことが予測される片浦地区に対し、応急給水設備を整備し、災害時に飲料水が確保する必要がある。また大規模な断水が発生した場合の応急給水体制については、受援を含めた体制を整備する必要がある。	水道施設整備事業	浄水管理課、経営総務課、給排水業務課	片浦地区の応急給水設備を整備し、災害時に飲料水を確保する。大規模な断水が発生した場合の応急給水体制について、施設改良等の現状を踏まえた見直しを行い、また受援を含めた応急給水訓練を行うとともに、定期的に応援要請マニュアルの更新を実施する。	
6-1-a	上水道機能の停止	6-1-a8	配水再開のリスク	△	被災時の配水再開時に、外注でなく局内で水質検査を実施し、配水を迅速に再開することが必要である。	水質管理保持事業	浄水管理課	水質検査機器を整備し、外注でなく局内で水質検査を行うことにより、配水を迅速に再開できる体制を整える。	
6-1-b	電力・ガスの供給停止	6-1-b1	事業者との連絡調整体制の不足	○	ライフライン事業者との定期的な会合を実施し、連絡調整体制の確立を図っている。				
6-1-c	下水道機能の停止	6-1-c1	下水道処理施設の損傷	△	下水道の重要な施設の地震対策や長寿命化対策、扇町クリーンセンターの適切な維持管理を実施し、大規模自然災害発生時の機能停止を防ぎ、早期復旧する必要がある。	扇町クリーンセンター管理運営事業	環境保護課	平成26年度に行った扇町クリーンセンター施設機能診断業務に基づき、設備の耐用年数や、劣化の度合いにより、更新又は改修を行う。また、屋上防水及び外壁の標準耐用年数は10年程度であるが、当該施設は供用開始当初から更新を行っておらず、既に劣化して機能を果たしていないため、今後も当該施設を供用するために改修を行う。なお、屋上防水改修等に合わせて脱炭素化事業として太陽光パネルの設置を行う。	
6-1-c	下水道機能の停止	6-1-c1	下水道処理施設の損傷	△	下水道の重要な施設の地震対策や長寿命化対策、中継ポンプ場などの適切な維持管理を実施し、大規模自然災害発生時の機能停止を防ぎ、早期復旧する必要がある。	下水道維持管理事業	下水道整備課	公民連携による下水道管路の包括的な維持管理を行うとともに、中継ポンプ場などの施設の地震対策、長寿命化対策等を実施する。	防災・安全交付金
6-1-c	下水道機能の停止	6-1-c2	下水道管路の損傷	△	大規模自然災害発生時に、破損する可能性が高い下水道の早期復旧のための計画は、現在、市のBCPとして計画されており、今後、受援計画の策定の中で、必要な人員の確保する必要がある。	下水道維持管理事業	下水道整備課	緊急輸送路下や広域避難所などの排水を受ける重要な管渠を対象とした地震対策のほか、標準耐用年数を超過した陶管などの長寿命化対策や不明水の削減に向けた対策を計画的に実施する。	防災・安全交付金
6-1-c	下水道機能の停止	6-1-c3	下水道施設等における復旧資機材の不足	△	大規模災害に対応した円滑な応急復旧及び本復旧活動に資する資機材の備蓄を行う必要がある。	下水道維持管理事業	下水道整備課	非常時の下水道機能の確保及び早期復旧のため、下水道施設等の復旧資機材の確保を進める。	
6-1-c	下水道機能の停止	6-1-c4	下水道施設等における震災対応マニュアル・訓練等の不足	△	下水道BCPマニュアルは策定済みであり、訓練についても定期的に実施している。ただし、マニュアルについては定期的に更新する必要がある。	下水道維持管理事業	下水道整備課	震災対応の訓練を行うとともに、定期的に震災対応マニュアルの更新を実施する。	
6-1-c	下水道機能の停止	6-1-c5	下水道に関する関係機関・他自治体からの受援体制の未整備	△	下水道に関する受援計画は上下水道施設震災対策計画より策定済みだが、より具体化し実践的なものとする必要がある。	下水道維持管理事業	下水道整備課	受援対応の訓練を行うとともに、定期的に上下水道施設震災対策計画の更新を実施する。	
6-1-c	下水道機能の停止	6-1-c6	下水道施設等における代替電源・燃料の不足	△	下水道施設等における代替電源・燃料の確保をする必要がある。	下水道維持管理事業	下水道整備課	下水道施設等における代替電源・燃料の確保を順次進める。	
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d1	廃棄物処理施設等の損傷	△	焼却施設、リサイクル施設等を適切に運営・維持管理するとともに、ごみ処理の広域化に対応する事業等を実施しており、大規模自然災害発生時の災害廃棄物処理体制の確保に努めている。また、公衆便所の維持・整備やし尿収集を適切に実施することにより、災害時のトイレ問題の解決に寄与している。	リサイクル施設等管理運営事業	環境事業センター	リサイクルセンター及びペットボトル減容施設において、施設の適正な運営、維持管理を行う。	廃棄物処理施設整備交付金 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d1	廃棄物処理施設等の損傷	△	焼却施設、リサイクル施設等を適切に運営・維持管理するとともに、ごみ処理の広域化に対応する事業等を実施しており、大規模自然災害発生時の災害廃棄物処理体制の確保に努めている。また、公衆便所の維持・整備やし尿収集を適切に実施することにより、災害時のトイレ問題の解決に寄与している。	焼却施設管理運営事業	環境事業センター	焼却炉及びび付帯施設を計画的に修繕等するほか、ごみの効率的な焼却処理に努めることにより、適正な施設の運営、維持管理を行う。	廃棄物処理施設整備交付金 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d1	廃棄物処理施設等の損傷	△	焼却施設、リサイクル施設等を適切に運営・維持管理するとともに、ごみ処理の広域化に対応する事業等を実施しており、大規模自然災害発生時の災害廃棄物処理体制の確保に努めている。また、公衆便所の維持・整備やし尿収集を適切に実施することにより、災害時のトイレ問題の解決に寄与している。	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化推進事業	環境政策課 環境保護課 環境事業センター	1市3町で構成する小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会の円滑な運営を図るとともに、ごみ処理広域化に向けた検討を行う。また、当面のごみ処理体制の方針（小田原市系統と足柄下地区系統の2系統）に基づき、国・県等と調整しながら、小田原・足柄下地域循環型社会形成推進地域計画の計画期間中に予定される施設整備等について、具体的な検討を進める。	循環型社会形成推進交付金
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d1	廃棄物処理施設等の損傷	△	焼却施設、リサイクル施設等を適切に運営・維持管理するとともに、ごみ処理の広域化に対応する事業等を実施しており、大規模自然災害発生時の災害廃棄物処理体制の確保に努めている。また、公衆便所の維持・整備やし尿収集を適切に実施することにより、災害時のトイレ問題の解決に寄与している。	公衆便所管理事業	環境保護課	焼却炉及びび付帯施設を計画的に修繕等するほか、ごみの効率的な焼却処理に努めることにより、適正な施設の運営、維持管理を行う。	廃棄物処理施設整備交付金 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d1	廃棄物処理施設等の損傷	△	焼却施設、リサイクル施設等を適切に運営・維持管理するとともに、ごみ処理の広域化に対応する事業等を実施しており、大規模自然災害発生時の災害廃棄物処理体制の確保に努めている。また、公衆便所の維持・整備やし尿収集を適切に実施することにより、災害時のトイレ問題の解決に寄与している。	し尿収集事業	環境保護課	生し尿、浄化槽汚泥の収集、運搬を実施し、生活環境の保全を図る。	
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d2	廃棄物処理施設等における震災対応マニュアル・訓練等の不足	△	ごみ収集については、震災対応マニュアルの整備を行っており、民間企業との協定も締結している。リサイクル施設、堀ヶ窪埋立処分場については、適切に運営、維持管理するとともに、震災対応マニュアルの整備を行っている。今後は、これらマニュアルに基づく訓練を充実させていく。	ごみ収集運搬事業	環境事業センター	家庭から出されるごみ（一般廃棄物）を収集し、清掃工場へ運搬する。	
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d2	廃棄物処理施設等における震災対応マニュアル・訓練等の不足	△	ごみ収集については、震災対応マニュアルの整備を行っており、民間企業との協定も締結している。リサイクル施設、堀ヶ窪埋立処分場については、適切に運営、維持管理するとともに、震災対応マニュアルの整備を行っている。今後は、これらマニュアルに基づく訓練を充実させていく。	リサイクル施設等管理運営事業	環境事業センター	リサイクルセンター及びペットボトル減容施設において、施設の適正な運営、維持管理を行う。	廃棄物処理施設整備交付金 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d2	廃棄物処理施設等における震災対応マニュアル・訓練等の不足	△	ごみ収集については、震災対応マニュアルの整備を行っており、民間企業との協定も締結している。リサイクル施設、堀ヶ窪埋立処分場については、適切に運営、維持管理するとともに、震災対応マニュアルの整備を行っている。今後は、これらマニュアルに基づく訓練を充実させていく。	焼却施設管理運営事業	環境事業センター	焼却炉及びび付帯施設を計画的に修繕等するほか、ごみの効率的な焼却処理に努めることにより、適正な施設の運営、維持管理を行う。	廃棄物処理施設整備交付金 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d2	廃棄物処理施設等における震災対応マニュアル・訓練等の不足	△	ごみ収集については、震災対応マニュアルの整備を行っており、民間企業との協定も締結している。リサイクル施設、堀ヶ窪埋立処分場については、適切に運営、維持管理するとともに、震災対応マニュアルの整備を行っている。今後は、これらマニュアルに基づく訓練を充実させていく。	埋立処分場管理運営事業	環境事業センター	堀ヶ窪埋立処分場及び中村原埋立処分場の適切な施設の運営、維持管理を行う。	廃棄物処理施設整備交付金 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d3	廃棄物処理に関する関係機関、他自治体等からの受援体制の未整備	△	ごみ収集及び焼却施設のBCPを策定し、現在、これに基づく受援計画を策定中である。	ごみ収集運搬事業	環境事業センター	家庭から出されるごみ（一般廃棄物）を収集し、清掃工場へ運搬する。	
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d3	廃棄物処理に関する関係機関、他自治体等からの受援体制の未整備	△	ごみ収集及び焼却施設のBCPを策定し、現在、これに基づく受援計画を策定中である。	焼却施設管理運営事業	環境事業センター	焼却炉及び付帯施設を計画的に修繕等するほか、ごみの効率的な焼却処理に努めることにより、適正な施設の運営、維持管理を行う。	
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d4	廃棄物処理施設等における代替電源の不足	○	焼却施設及びリサイクル施設等に代替電源がないため、電源復旧までストックヤードで保管する必要がある。	リサイクル施設等管理運営事業	環境事業センター	リサイクルセンター及びペットボトル減容施設において、施設の適正な運営、維持管理を行う。	廃棄物処理施設整備交付金 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d4	廃棄物処理施設等における代替電源の不足	○	焼却施設及びリサイクル施設等に代替電源がないため、電源復旧までストックヤードで保管する必要がある。	焼却施設管理運営事業	環境事業センター	焼却炉及び付帯施設を計画的に修繕等するほか、ごみの効率的な焼却処理に努めることにより、適正な施設の運営、維持管理を行う。	廃棄物処理施設整備交付金 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d5	住民への広報不足による未分別ごみの排出や排出場所の違い	△	平素からごみ分別指導を行っている。今後も災害ゴミ等の分別について、周知徹底していく必要がある。	ごみ分別指導事業	環境事業センター	一般廃棄物のより一層の減量化、資源化を図るため、分別の徹底、適正排出等の指導、啓発を行う。	
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d6	災害時の廃棄物処理体制の未構築（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）	△	地震を想定した災害時の廃棄物処理体制は、検討・構築されている。今後は、洪水を想定した廃棄物処理体制について、検討・構築する必要がある。	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化推進事業	環境政策課 環境保護課 環境事業センター	1市3町で構成する小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会の円滑な運営を図るとともに、ごみ処理広域化に向けた検討を行う。また、当面のごみ処理体制の方針（小田原市系統と足柄下郡系統の2系統）に基づき、国・県等と調整しながら、小田原・足柄下地域循環型社会形成推進地域計画の計画期間中に予定される施設整備等について、具体的な検討を進める。	循環型社会形成推進交付金
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d6	災害時の廃棄物処理体制の未構築（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）	△	地震を想定した災害時の廃棄物処理体制は、検討・構築されている。今後は、洪水を想定した廃棄物処理体制について、検討・構築する必要がある。	ごみ分別指導事業	環境事業センター	一般廃棄物のより一層の減量化、資源化を図るため、分別の徹底、適正排出等の指導、啓発を行う。	
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d6	災害時の廃棄物処理体制の未構築（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）	△	地震を想定した災害時の廃棄物処理体制は、検討・構築されている。今後は、洪水を想定した廃棄物処理体制について、検討・構築する必要がある。	焼却施設管理運営事業	環境事業センター	焼却炉及び付帯施設を計画的に修繕等するほか、ごみの効率的な焼却処理に努めることにより、適正な施設の運営、維持管理を行う。	廃棄物処理施設整備交付金 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d6	災害時の廃棄物処理体制の未構築（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）	△	地震を想定した災害時の廃棄物処理体制は、検討・構築されている。今後は、洪水を想定した廃棄物処理体制について、検討・構築する必要がある。	埋立処分場管理運営事業	環境事業センター	堀ヶ窪埋立処分場及び中村原埋立処分場の適切な施設の運営、維持管理を行う。	廃棄物処理施設整備交付金 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d6	災害時の廃棄物処理体制の未構築（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）	△	地震を想定した災害時の廃棄物処理体制は、検討・構築されている。今後は、洪水を想定した廃棄物処理体制について、検討・構築する必要がある。	ごみ収集運搬事業	環境事業センター	家庭から出されるごみ（一般廃棄物）を収集し、清掃工場へ運搬する。	災害等廃棄物処理事業費補助金
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d6	災害時の廃棄物処理体制の未構築（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）	△	地震を想定した災害時の廃棄物処理体制は、検討・構築されている。今後は、洪水を想定した廃棄物処理体制について、検討・構築する必要がある。	リサイクル施設等管理運営事業	環境事業センター	リサイクルセンター及びペットボトル減容施設において、施設の適正な運営、維持管理を行う。	廃棄物処理施設整備交付金 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
6-2 緊急輸送道路沿道の建築物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺、道路被害による道路交通網の分断									
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a1	道路施設の損傷	△	道路の定期的なパトロールや計画的な修繕、国道・県道の適切な整備等を実施しているが、発生時期や規模を予測できない災害に対する道路施設の損傷防止効果は未知数である。	道路維持事業	道水路整備課	舗装や側溝などの道路施設について、定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施する。	社会資本整備総合交付金
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a1	道路施設の損傷	△	道路の定期的なパトロールや計画的な修繕、国道・県道の適切な整備等を実施しているが、発生時期や規模を予測できない災害に対する道路施設の損傷防止効果は未知数である。	国道・県道整備促進事業	建設政策課、道水路整備課	無電柱化、歩道設置等の整備促進のため、地元関係者との調整や国・県への要望活動を行う。また、国道、県道整備に伴う取付市道の整備を行う。	社会資本整備総合交付金
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a1	道路施設の損傷	△	道路の定期的なパトロールや計画的な修繕、国道・県道の適切な整備等を実施しているが、発生時期や規模を予測できない災害に対する道路施設の損傷防止効果は未知数である。	交通安全施設充実事業	道水路整備課	交通安全施設（道路照明灯、道路反射鏡、区画線など）の整備・維持修繕を進めるとともに、通学路等における安全対策として路側帯のカラー化等を実施する。	交通安全対策特別交付金
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a1	道路施設の損傷	△	道路の定期的なパトロールや計画的な修繕、国道・県道の適切な整備等を実施しているが、発生時期や規模を予測できない災害に対する道路施設の損傷防止効果は未知数である。	道路管理事業	道水路整備課	道路照明灯やポンプ場施設、小田原駅・鴨宮駅の昇降施設、国府津駅前広場駐車場の適切な維持管理を実施する。	社会資本整備総合交付金
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a2	橋梁の損傷	△	道路や河川に架かる橋梁の点検・整備を計画的に実施している。	橋りょう維持修繕事業	道水路整備課	道路や河川等に架かる橋りょうの法点検を行い、長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施するとともに、寺横・川端跨線橋については、集約化撤去を行っていく。	道路メンテナンス事業（補助）

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			補助金等の名称
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a3	電柱の倒壊、地下埋設物の損傷	△	電柱の倒壊による道路交通網の寸断を防止するため、中心市街地における無電柱化を推進している。				
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a4	沿道建物の耐震化の不足	△	小田原駅東西自由連絡通路等の維持管理や幹線道路沿いの空家等対策を推進し、道路交通網の分断回避を行っている。	道路管理事業	道水路整備課	道路照明灯やポンプ施設、小田原駅・鴨宮駅の昇降施設、国府津駅前広場駐車場の適切な維持管理を実施する。	社会資本整備総合交付金
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a4	沿道建物の耐震化の不足	△	小田原駅東西自由連絡通路等の維持管理や幹線道路沿いの空家等対策を推進し、道路交通網の分断回避を行っている。	道路維持事業	道水路整備課	舗装や側溝などの道路施設について、定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施する。	社会資本整備総合交付金
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a4	沿道建物の耐震化の不足	△	小田原駅東西自由連絡通路等の維持管理や緊急輸送道路沿道の旧耐震基準建築物の耐震化を推進し、道路交通網の分断回避を行っている。	建築物耐震化促進事業	建築指導課	「小田原市耐震改修促進計画」に基づき、旧耐震基準により建築された建築物の所有者等に対し、耐震化の啓発を図るとともに、耐震改修等に係る費用について支援する。	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金
6-2-b	道路啓開体制の不足	6-2-b1	道路に関する応急復旧、道路啓開資機材・人員の不足	△	早期道路啓開体制については、小田原市土木建設協同組合等との協定に基づき実施する計画となっていますが、具体的な区域指定や連携要領等について、今後、検討・調整していく必要がある。	道路維持事業	道水路整備課	舗装や側溝などの道路施設について、定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施する。	社会資本整備総合交付金
6-2-b	道路啓開体制の不足	6-2-b2	道路に関する応急復旧広報の未定等、訓練の不足	△	道路の通行止めや封鎖の状況及びこれらが回復・復旧した際の広報に関しては、市のホームページを使って市民や利用者に対する周知を図っている。	道路維持事業	道水路整備課	舗装や側溝などの道路施設について、定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施する。	社会資本整備総合交付金
6-2-b	道路啓開体制の不足	6-2-b3	道路に関する関係団体との協定・連携等の構築不足	△	道路・橋梁の台帳管理のための道路管理システムのデータ改修を行うとともに、道路関係団体との連絡・連携体制を平素から構築しており、災害時の道路施設の被害と迅速に復旧出来る体制を構築している。	道路維持事業	道水路整備課	舗装や側溝などの道路施設について、定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施する。	社会資本整備総合交付金
6-2-b	道路啓開体制の不足	6-2-b3	道路に関する関係団体との協定・連携等の構築不足	△	道路・橋梁の台帳管理のための道路管理システムのデータ改修を行うとともに、道路関係団体との連絡・連携体制を平素から構築しており、災害時の道路施設の被害と迅速に復旧出来る体制を構築している。	道路管理システム強化事業	土木管理課	道路法第28条及び道路法施行規則第4条に基づき、道路台帳及び図面に記載する項目の適正化及び一元化を図るため、システムデータの更新作業及び道路情報（道路付属物、占用物等）の反映のため、データ改修を行う。	
6-3 鉄道被害等による鉄道交通網の分断、広域的な基幹交通の機能停止									
6-3-a	鉄道交通網の分断、広域的な基幹交通の停止	6-3-a1	鉄道交通網の分断、広域的な基幹交通の停止	△	鉄道事業者との定期的な会合を実施し、連絡調整体制の確立を図っている。今後、この中で、鉄道交通網の分断の防止や早期復旧に関する具体的な対策を検討していく必要がある。				
7 制御不能な二次災害を発生させない									
7-1 市街地での大規模火災の発生									
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a1	住宅の火災発生予防	△	住宅用火災警報器の設置を推進する事業を実施し、住宅の火災の早期発見、初期消火の体制整備を図っている。	火災予防推進事業	予防課	住宅用火災警報器及び家庭用消火器の設置率向上に向け、消防訓練やイベント等に出向し、粘り強く広報活動を展開していく。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a2	消防力の未確保	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、救急車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	救急用資機材整備事業	救急課	適切な救命処置を実施するため、救急隊の資機材を整備するほか、感染症対策や多数傷病者発生事案における資機材を整備・備蓄する。また、消防車に救命処置用資機材を積載することで救急隊が到着する前に必要な処置を消防隊が行えるようにする。	緊急消防援助隊設備整備費補助金（登録車両のみ）
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a2	消防力の未確保	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	消防職員教育・訓練事業	消防総務課、警防計画課	人材育成を主眼に置いた研修、職員配置、環境整備の充実強化に取り組むほか、消防業務の円滑な遂行に必要な資格等を取得させる。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a2	消防力の未確保	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	消防職員採用事業	消防総務課	管内の高等学校へ出向き、就職指導の担当教諭へ本市消防本部の採用試験について説明等を実施する。また、再任用制度を活用するとともに、定員に含まれない職員の再雇用及び制度活用時の職域や職場体制を検討する。定年延長制度について消防職員の在り方等を検討する。さらに、大量定年退職者が発生する年度の対応について検討する。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a2	消防力の未確保	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	消防救急車両・装備整備事業	警防計画課	あらゆる災害現場に対し、より迅速・的確な対応をするために、必要な消防車両を計画的に更新・整備する。	緊急消防援助隊設備整備費補助金（登録車両のみ）
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a2	消防力の未確保	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	水防施設・資機材整備事業	警防計画課	水害による被害を軽減するため、水防資機材の整備や水防施設の維持修繕を行い、水防対策の推進を図る。	消防防災施設整備費補助金
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a2	消防力の未確保	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、救急車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	市民応急救護力推進事業	救急課	普及啓発活動（救命講習等）やイベント等を活用して救急車の適正利用についてのリーフレット等を配布するほか、市民に対し救命講習等を行うことで応急手当の知識・技術を広く普及する。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a2	消防力の未確保	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、救急車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めている。	救急隊員養成・医療連携事業	救急課	救急救命士の養成や各種講習・病院実習を行い技術及び医学的知識の維持・向上を図る。地域における消防機関と医療機関の連携を図る。救急救命士が行う救命処置の質を担保するために、医師の指示体制、救急活動事案の検証、活動基準の作成及び教育訓練を実施し、P D C Aサイクルによる継続的な医療行為の質の向上を図り、傷病者の予後の改善を図る。また、地域基幹病院である小田原市立病院に救急ワークステーションを設置する。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a3	住宅の大規模延焼の防止	△	住宅の大規模延焼防止のため、市民生活道路等の改良や狭隘道路を4m以上の幅員で整備する事業等を実施しており、引き続き事業を推進していく必要がある。	狭い道路整備事業	土木管理課	幅員4m未満の狭い公道に接する敷地で建築行為等を行う場合に、後退した部分の土地を市が取得し、4m以上の幅員で道路整備を行う。	防災・安全交付金
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a3	住宅の大規模延焼の防止	△	住宅の大規模延焼防止のため、市民生活道路等の改良や狭隘道路を4m以上の幅員で整備する事業等を実施しており、引き続き事業を推進していく必要がある。	魅力ある道路空間づくり事業	道水路整備課	無電柱化事業や道路の景観整備、自転車通行空間の整備などを実施する。	都市構造再編集中支援事業費補助金
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a3	住宅の大規模延焼の防止	△	住宅の大規模延焼防止のため、市民生活道路等の改良や狭隘道路を4m以上の幅員で整備する事業等を実施しており、引き続き事業を推進していく必要がある。	幹線市道整備事業	道水路整備課	計画的に幹線道路の整備を実施する。	社会資本整備総合交付金
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a3	住宅の大規模延焼の防止	△	住宅の大規模延焼防止のため、市民生活道路等の改良や狭隘道路を4m以上の幅員で整備する事業等を実施しており、引き続き事業を推進していく必要がある。	市民生活道路改良事業	道水路整備課	狭い道路の拡幅整備、交差点改良、歩行設置などの整備を実施する。	社会資本整備総合交付金
7-2 余震等による被災建築物の倒壊・部材の落下や擁壁の転倒等による二次被害の発生									

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称（国庫）	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
7-2-a	被害状況の把握及び二次被害軽減に向けた対応の不足	7-2-a1	被害状況の把握及び二次被害軽減に向けた対応不足	△	余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下や擁壁の転倒等による二次災害の発生防止のため、地元の建築士関係団体等の協力を得ながら、被災時の応急危険度判定活動の体制を構築中である。	応急危険度判定士養成等事業	建築指導課	災害時における応急危険度判定士の派遣に関する協定を締結している地元建築士団体等との連携強化を図り、地震の発生後にできるだけ早く、広域避難所の応急危険度判定が行えるようにするため、神奈川県建築物震後対策推進協議会が主催する応急危険度判定講習会に参加するかたちで、民間の応急危険度判定士を養成し、模擬訓練等を実施するなど、体制の整備を進める。	
7-2-a	被害状況の把握及び二次被害軽減に向けた対応の不足	7-2-a1	被害状況の把握及び二次被害軽減に向けた対応不足	△	余震等による擁壁の転倒等による二次災害の発生防止のため、地元の建築士関係団体等の協力を得ながら、被災宅地の危険度判定活動の体制を構築中である。	被災宅地等管理体制整備事業	開発審査課	神奈川県建築物震後対策推進協議会による「実施本部運営訓練」、「模擬訓練」及び「ブラッシュアップ講習会」に参加するとともに、令和元年度から新たに本市独自の現地における模擬訓練を職員判定士を対象に実施し、更に令和2年度からは民間判定士にも参加いただき、公民連携したスムーズな判定活動ができるよう体制強化を行っていくとともに、職員及び民間の被災宅地危険度判定士を育成し、技術力向上に寄与する。また、既存の道路情報システムを活用し、開発行為及び宅地造成等の情報をデジタル管理することにより、現場状況に関する情報把握等を適切かつ迅速に実施することに寄与する。	
7-2-a	被害状況の把握及び二次被害軽減に向けた対応の不足	7-2-a2	二次被害に関する情報連絡体制の不足	×	二次被害に関する情報連絡体制構築のための具体的な施策は、現在、計画されており、今後、検討していく必要がある。				
7-3 地震、風水害時の三保ダムの決壊による二次災害の発生									
7-3-a	三保ダムの決壊による二次災害の発生	7-3-a1	三保ダムの決壊による二次災害の発生	△	三保ダムの異常時水門操作に係る連絡体制は確立されているが、決壊による二次災害の発生防止のための具体的な施策は、現在、公共施設の維持管理事業等のみであり、今後、さらに検討していく必要がある。	小田原アリーナ等管理運営事業	スポーツ課	小田原アリーナ等について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
7-3-a	三保ダムの決壊による二次災害の発生	7-3-a1	三保ダムの決壊による二次災害の発生	△	三保ダムの異常時水門操作に係る連絡体制は確立されているが、決壊による二次災害の発生防止のための具体的な施策は、現在、公共施設の維持管理事業等のみであり、今後、さらに検討していく必要がある。	スポーツ広場管理運営事業	スポーツ課	スポーツ広場について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
7-3-a	三保ダムの決壊による二次災害の発生	7-3-a1	三保ダムの決壊による二次災害の発生	△	三保ダムの異常時水門操作に係る連絡体制は確立されているが、決壊による二次災害の発生防止のための具体的な施策は、現在、公共施設の維持管理事業等のみであり、今後、さらに検討していく必要がある。	酒匂川左岸サイクリング場管理運営事業	スポーツ課	酒匂川左岸サイクリング場について、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
7-3-a	三保ダムの決壊による二次災害の発生	7-3-a1	三保ダムの決壊による二次災害の発生	△	三保ダムの異常時水門操作に係る連絡体制は確立されているが、決壊による二次災害の発生防止のための具体的な施策は、現在、公共施設の維持管理事業等のみであり、今後、さらに検討していく必要がある。	酒匂川サイクリングコース管理事業	スポーツ課	酒匂川サイクリングコースについて、利用者サービスの向上や効率的な管理運営、施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕を行う。	
7-4 有害物質の大規模拡散・流出									
7-4-a	有害物質取り扱い施設の損傷、有害物質の流出	7-4-a1	民間事業者に対する有害物質流出防止に向けた適切な指導の不足等	△	公害防止対策事業として、民間事業者における公害発生源への立入調査・監視を適切に実施し、災害時の有害物質流出防止を図っている。	公害防止対策事業	環境保護課	新しいタイプの公害問題、法令改正、分析方法、防止対策等について、環境省主催の研修会・説明会等で習得する。また、神奈川県環境保全事務連絡協議会や西湘公害行政研究会等へ参加し、公害行政への知見を深めるとともに情報交換等を行うほか、法及び市条例に基づく確認・受理事務、立入検査業務を行う。	
7-4-b	有害物質流出における防災体制の不足	7-4-b1	有害物質流出に関する緊急時体制の構築不足	×	有害物質流出に関する緊急時の体制を構築するための具体的な施策は、現在、計画されており、今後、検討していく必要がある。				
7-4-b	有害物質流出における防災体制の不足	7-4-b2	災害時の環境汚染拡大防止訓練の不足、監視不足	×	災害時の環境汚染拡大防止訓練は、現在、実施されており、今後、検討・実施していく必要がある。				
7-4-b	有害物質流出における防災体制の不足	7-4-b3	有害物質流出に関する関係機関との連携不足	×	有害物質流出に関する関係機関との連携体制は、現在、確立されており、今後、検討・確立していく必要がある。				
7-5 長期にわたる農地・森林等の荒廃による被害の拡大									
7-5-a	大規模河川氾濫による農地の荒廃	7-5-a1	築堤河川における堤防強化、河川の浚渫事業の遅れ	△	農業を振興するための農地やほ場の維持管理、農産物のブランド化に資する事業が推進されており、築堤河川氾濫時の農地荒廃の極限化に寄与している。堤防の強化や河川の浚渫等、直接的に築堤河川の氾濫防止に資する事業は国土強靱化に関連する事業として、県の主導で実施されている。	農業振興地域管理事業	農政課	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画を改定し、水土里情報システム（地理情報システムの1つ）を用いて情報の一元管理をしている。	
7-5-a	大規模河川氾濫による農地の荒廃	7-5-a1	築堤河川における堤防強化、河川の浚渫事業の遅れ	△	農業を振興するための農地やほ場の維持管理、農産物のブランド化に資する事業が推進されており、築堤河川氾濫時の農地荒廃の極限化に寄与している。堤防の強化や河川の浚渫等、直接的に築堤河川の氾濫防止に資する事業は国土強靱化に関連する事業として、県の主導で実施されている。	ほ場整備事業	農政課	土地改良団体への負担金の支出のほか、千代地区でのほ場整備の実施に向けた区域内の農業従事者を中心とした土地改良区の設立をするとともに、地域に適した営農構想や、ほ場の具体的な整備計画を作成し、令和6年度に工事着手する。	農業競争力強化農地整備事業
7-5-a	大規模河川氾濫による農地の荒廃	7-5-a1	築堤河川における堤防強化、河川の浚渫事業の遅れ	△	農業を振興するための農地やほ場の維持管理、農産物のブランド化に資する事業が推進されており、築堤河川氾濫時の農地荒廃の極限化に寄与している。堤防の強化や河川の浚渫等、直接的に築堤河川の氾濫防止に資する事業は国土強靱化に関連する事業として、県の主導で実施されている。	農業の有する多面的機能発揮促進事業	農政課	農業の有する多面的機能発揮促進事業を行う。	多面的機能支払交付金
7-5-a	大規模河川氾濫による農地の荒廃	7-5-a1	築堤河川における堤防強化、河川の浚渫事業の遅れ	△	農業を振興するための農地やほ場の維持管理、農産物のブランド化に資する事業が推進されており、築堤河川氾濫時の農地荒廃の極限化に寄与している。堤防の強化や河川の浚渫等、直接的に築堤河川の氾濫防止に資する事業は国土強靱化に関連する事業として、県の主導で実施されている。	農業の多様な担い手育成支援事業	農政課	新規就農者支援事業費補助金、新規就農者就学支援事業費補助金、定年帰農者農業支援事業奨励金、農業次世代人材投資事業費交付金、農業次世代人材投資事業謝礼金の交付を行う。	耕作放棄地化予防対策事業 定年帰農者農業支援事業奨励金 農業次世代人材投資事業 中山間地域等農業活性化支援事業
7-5-a	大規模河川氾濫による農地の荒廃	7-5-a1	築堤河川における堤防強化、河川の浚渫事業の遅れ	△	農業を振興するための農地やほ場の維持管理、農産物のブランド化に資する事業が推進されており、築堤河川氾濫時の農地荒廃の極限化に寄与している。堤防の強化や河川の浚渫等、直接的に築堤河川の氾濫防止に資する事業は国土強靱化に関連する事業として、県の主導で実施されている。	農産物産地化事業	農政課	内部事務（農業総務費）、野菜価格安定事業費補助金、高付加価値化対応野菜産地事業費補助金、農業振興資金融資利子補給金、小田原農産物ブランド向上事業、環境保全型農業直接支払交付金、農産物産地消費促進事業、耕畜連携型農業支援事業（市畜産会事業費補助金・乳牛預託奨励事業費補助金・畜産振興事業）、湘南ゴールド振興協議会負担金、農産物商品開発事業を行う。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
7-5-a	大規模河川氾濫による農地の荒廃	7-5-a1	築堤河川における堤防強化、河川の浚渫事業の遅れ	△	農業を振興するための農地やほ場の維持管理、農産物のブランド化に資する事業が推進されており、築堤河川氾濫時の農地荒廃の極限化に寄与している。堤防の強化や河川の浚渫等、直接的に築堤河川の氾濫防止に資する事業は国土強靱化に関連する事業として、県の主導で実施されている。	農道・用排水路維持管理事業	農政課	広域農道等基幹的な農道の重要構造物の点検・老朽化対策を講じるほか、多くの要望に対して適時・適切に対応していく。	農山漁村地域整備交付金
7-5-b	大規模土石流・崖崩れによる森林の荒廃	7-5-b1	砂防堤、のり面対策等治山事業の遅れ	△	森林や里山、林道等の整備・管理を推進する事業を実施し、大規模土石流災害による森林の荒廃の極限化を図っている。	里地里山再生事業	農政課	里地里山の再生事業を行う。	
7-5-b	大規模土石流・崖崩れによる森林の荒廃	7-5-b1	砂防堤、のり面対策等治山事業の遅れ	△	森林や里山、林道等の整備・管理を推進する事業を実施し、大規模土石流災害による森林の荒廃の極限化を図っている。	いこいの森管理運営事業	農政課	小田原市いこいの森再生総合計画や指定管理者との協議を踏まえながら、適切な管理運営及び必要な施設整備を行う。	
7-5-b	大規模土石流・崖崩れによる森林の荒廃	7-5-b1	砂防堤、のり面対策等治山事業の遅れ	△	森林や里山、林道等の整備・管理を推進する事業を実施し、大規模土石流災害による森林の荒廃の極限化を図っている。	林道整備・管理事業	農政課	林道の適切な維持管理のほか、林業等の流通の円滑化のため、広域農道小田原湯河原線の整備にあわせて林道整備を実施する。	
7-5-b	大規模土石流・崖崩れによる森林の荒廃	7-5-b1	砂防堤、のり面対策等治山事業の遅れ	△	森林や里山、林道等の整備・管理を推進する事業を実施し、大規模土石流災害による森林の荒廃の極限化を図っている。	農道・用排水路整備事業	農政課	県が実施する広域農道等の整備や土地改良区等農業団体が実施する農道や用排水路の整備を支援していくほか、市営事業として緊急時の避難路となる田代山農道や、自然石を用いた環境に配慮した西大友地内の用排水路等の整備を進めるなど、地域に密着した生産基盤施設整備を進める。	農村地域防災減災事業
7-5-b	大規模土石流・崖崩れによる森林の荒廃	7-5-b1	砂防堤、のり面対策等治山事業の遅れ	△	森林や里山、林道等の整備・管理を推進する事業を実施し、大規模土石流災害による森林の荒廃の極限化を図っている。	森林整備事業	農政課	かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に基づき、計画的な森林整備を進めていくとともに、「おだわら森林ビジョン」に掲げた将来像「次世代へとつながる豊かな森林」を達成するため、森林に関わる各種施策（私有林の整備、林地台帳の適正な運用など）を展開していく。	
7-6 風評被害等による社会生活・地域経済等への甚大な影響									
7-6-a	風評被害を抑制する対策の不足	7-6-a1	復旧・復興計画の未策定	×	大規模災害時の復旧・復興計画は、現在、策定されておらず、今後、検討・策定していく必要がある。				
7-6-a	風評被害を抑制する対策の不足	7-6-a2	復旧・復興に必要な人材、資機材の不足	×	大規模災害からの復旧・復興に必要な人材、資機材の確保に関する施策は、現在、実施されておらず、今後、検討していく必要がある。				
7-6-a	風評被害を抑制する対策の不足	7-6-a3	デマ防止等の広報戦略・広報計画の未策定	△	大規模災害時のデマ防止等の広報戦略・広報計画は、現在、策定されていませんが、ホームページの管理運営や広報紙の発行事業を通じて一定程度の効果は期待できるものと考えている。大規模災害時のデマ防止等の広報戦略・広報計画については、今後、検討・策定していく必要がある。	ホームページ管理運用事業	広報広聴室	ホームページやデジタルアーカイブ等の管理運用による一般的な情報発信、市民からの意見等の聴取を実施する。	
7-6-a	風評被害を抑制する対策の不足	7-6-a3	デマ防止等の広報戦略・広報計画の未策定	△	大規模災害時のデマ防止等の広報戦略・広報計画は、現在、策定されていませんが、ホームページの管理運営や広報紙の発行事業を通じて一定程度の効果は期待できるものと考えている。大規模災害時のデマ防止等の広報戦略・広報計画については、今後、検討・策定していく必要がある。	広報紙発行事業	広報広聴室	広報小田原を月1回発行する。自治会加入世帯に配布するとともに、住民窓口などの公共施設、商業施設、駅、コンビニエンスストア等に配架する。また、市ホームページ及びメール配信サービス「おだわら表情いいメール」、広報紙配信アプリ「マテロ」により、記事全文を掲載する。	
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する									
8-1 復興体制及び復興計画策定の遅れにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態									
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進しているが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定していく必要がある。また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持している。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討していく必要がある。	立地適正化計画推進事業	都市政策課	「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく集約型都市構造を目指し、立地適正化計画に記載している医療・福祉、生活サービス施設などの都市機能や公共交通、居住に関する各誘導施策を推進する。	都市構造再編集中支援事業補助金
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進しているが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定していく必要がある。また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持している。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討していく必要がある。	復興事前準備推進事業	都市計画課	東日本大震災等の大規模災害時における復興まちづくりの課題・教訓として、計画策定等に必要基礎データの未整備、大規模災害時の復興まちづくりに対応できる人材の不足、復興体制の早期整備等が挙げられている。本市においても神奈川県西部地震等の大規模災害時には同様の課題を抱えており、平時から災害が発生した際のことを想定し、被災後に迅速な復旧・復興を図るための事前準備として、事前復興計画の策定に取り組む。	社会資本整備総合交付金
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進しているが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定していく必要がある。また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持している。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討していく必要がある。	SDGs普及啓発事業	未来創造・若者課	おだわらSDGsパートナー制度、民主体のおだわらSDGs実行委員会の運営、SDGs体感事業としておだわらちの活用を行う。	デジタル田園都市国家構想交付金
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進しているが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定していく必要がある。また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持している。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討していく必要がある。	幹線市道整備事業	道水路整備課	計画的に幹線道路の整備を実施する。	街路交通調査費補助金
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進しているが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定していく必要がある。また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持している。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討していく必要がある。	埋立処分場管理運営事業	環境事業センター	堀ヶ窪埋立処分場及び中村原理立処分場の適切な施設の運営、維持管理を行う。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進しているが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定していく必要がある。また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持している。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討していく必要がある。	事業系ごみ減量強化事業	環境政策課	事業ごみの搬入検査の実施及び排出事業者等への適正排出の指導を行い、発生抑制、資源化を図る。また、市は率先して自ら排出するごみの減量化・資源化に取り組む。	
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進しているが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定していく必要がある。また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持している。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討していく必要がある。	焼却灰等資源化事業	環境政策課	焼却灰、可燃・不燃残渣等において、確実な処理と排出先の確保に努めるとともに、資源化量の増加に向け取り組む。また、燃せるごみの減量化及び資源化率の向上に効果が高い、家庭から排出される剪定枝類の資源化についての取組を進める。	
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進しているが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定していく必要がある。また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持している。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討していく必要がある。	容器等再資源化事業	環境政策課	トレー・プラスチック製容器包装について、燃せるごみからの分別を推進し、収集後には、日本容器包装リサイクル協会が定める基準に適合する処理を実施し、資源化を行う。また、分別の方法をわかりやすくするため、現在、不燃ごみとして処理している製品プラスチックについて、容器包装リサイクルルートで処理を行うプラごみ一括回収の検討を行う。	
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進しているが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定していく必要がある。また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持している。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討していく必要がある。	古紙リサイクル事業	環境政策課	小田原市古紙リサイクル事業組合と協力し、市内の紙布類を確実に収集し資源化する。情報媒体の電子化が進んでいることから、新聞紙や雑誌の購読量が減り、全体の古紙回収量が減少しているため、その他紙等、燃せるごみに含まれる紙布類の分別徹底を図る。	
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進しているが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定していく必要がある。また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持している。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討していく必要がある。	ごみ減量意識啓発事業	環境政策課	ごみの情報誌「ゴミダス」、広報紙、ホームページ、自治会回覧、環境メールニュース等を活用し周知・啓発を行うとともに、小学校や自治会へ向けて小田原市のごみの現状と取組についての出前講座を実施する。また、プラごみ削減について、マイボトルの普及活動、ウォーターサーバーの設置拡大等の取組を進める。	
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進しているが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定していく必要がある。また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持している。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討していく必要がある。	災害時応援連携事業	防災対策課	災害時相互応援体制の確立のため、各種協議会等（県西部広域行政協議会地域防災検討部会、S K Y 圏防災部会、中越地震ネットワークおぢや、富士山火山防災協議会、箱根山火山防災協議会、相模湾排出油防除協議会、東海道五十三次市区町災害時相互応援協定、湘南七市四町防災事務連絡協議会等）による連携活動を行う。防災関係機関（県、自衛隊、警察等）や市内関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会等）との連絡調整を行う。市町村、民間事業者等と災害発生時の対応について、自治体間相互、民間事業者等と連携を進めていく。	
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進しているが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定していく必要がある。また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持している。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討していく必要がある。	都市空間デザイン事業	都市政策課	公・民・学の連携により、課題解決型・未来創造型のまちづくりを進めるUDCOD（アーバンデザインセンター小田原）を設立した。これにより、住民主体の空間デザインの視点を取り入れたまちづくりを進める土壌を形成する。	都市構造再編集中支援事業補助金
8-2 復興まちづくり等の復旧・復興を担う人材及び資機材の不足等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態									
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a2	保育所の早期復旧等行政サービスの不足	△	各種保育施設の整備や維持管理を適切に行うとともに、大規模災害時に保育所の早期復旧を図っていく。	教育・保育施設等整備事業	保育課	民間保育所等における施設の改築や大規模修繕などを行う場合に、国や県の補助金を特定財源として、その費用の一部を補助するもの。また、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」に基づく、教育・保育の必要量に対する確保策のための施設整備に對しても同様にその建設費の一部を補助することで保育定員の拡大を推進し、待機児童の解消を図る。	保育所等整備交付金 保育対策総合支援事業費補助金
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a2	保育所の早期復旧等行政サービスの不足	△	各種保育施設の整備や維持管理を適切に行うとともに、大規模災害時に保育所の早期復旧を図っていく。	民間施設等運営費補助事業	保育課	民間施設の運営補助、教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付を行う。	子どものための教育・保育給付負担金 子育てのための施設等利用等給付負担金 子ども・子育て支援交付金 保育対策総合支援事業費補助金
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a2	保育所の早期復旧等行政サービスの不足	△	各種保育施設の整備や維持管理を適切に行うとともに、大規模災害時に保育所の早期復旧を図っていく。	就学前教育・保育施設再編整備事業	保育課、教育総務課	乳幼児期は将来にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前における教育・保育は、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す上で極めて重要な意義がある。子どもの主体性を尊重する教育・保育の実現を図るとともに、公立施設が果たす役割や施設の老朽化を踏まえ、「認定こども園」の整備を始めとした良質な施設の適正配置を進める。	学校施設環境改善交付金事業、木造公共施設整備事業（神奈川県）、地域活性化事業債、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a3	平時の市内中小建設業の育成不足	×	平時の市内中小建設業を育成・支援するための事業は、現在、実施されておらず、今後、検討していく必要がある。				
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	おだわら市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備している。	地域とともに教育総務課、教育指導課	地域とともに教育総務課、教育指導課	それぞれの地域の教育力の活用による、特色ある学校づくり推進事業、学校支援地域本部事業を推進する。また、これまでに全小学校に展開してきた学校運営協議会は、全中学校に拡大していく。	地域学校協働活動推進事業費補助金
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	おだわら市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備している。	青少年指導者等養成事業	青少年課	高校生以上を対象に指導者養成研修事業「おだわら自然学校」を開催し、実践的な研修を実施することで指導者を養成する。アウトドアスキル、コミュニケーションスキル、マネジメントスキルの3講座受講者から、要件を満たした者を青少年育成指導者として登録し、小学校等の体験学習に派遣して、研修で得たスキルを実践すると共に、子どもたちの体験学習の支援を図る。	デジタル田園都市国家構想交付金

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	おだわら市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備している。	子どもの社会参画育成事業	青少年課	学校や年齢を超えた交流や家庭や学校では得られない体験を通して、目まぐるしく変化する現代社会を生き抜く力や時代に共感する力を育成するとともに、自主性や自立心、協調性、創造性などの豊かな人間性を育むため、非日常型体験学習事業を実施する。 また、子どもの遊ぶ権利を具現化し、地域における子どもの居場所として、禁止事項を少なくした冒険遊び場事業を開催する。	地方創生整備推進交付金
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	おだわら市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備している。	おだわら市民学校事業	生涯学習課	小田原の魅力深く理解し、郷土愛を育むこと目的とした基礎課程の連続講座や、専門的、実践的な学びの場を設け、まちづくりの担い手としての人材育成を目的とした専門課程の連続講座を行うとともに、より深く小田原に関する魅力を学び、教養を高めることを目的とした専門課程の連続講座を行う。 また、卒業生・修了生を担い手活動につなげる継続的な支援：イベント等各種情報発信、活動状況把握、意識啓発や交流を目的とした研修会等を開催する。	
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	おだわら市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備している。	地域活動拠点等整備事業	地域政策課	地域活動を行うことのできる公共施設がなく、地域コミュニティの活動の場が地区公民館等に限定されている地区について、各地区自治会連合会単位で順次、地域活動の場を整備する。	
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	おだわら市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備している。	市民集会所施設維持管理事業	地域政策課	施設を安全に使用できる間の活用を前提として、地域の自治会連合会に貸与し地域住民に活用されている市民集会所施設の維持管理事業を行う。	
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	おだわら市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備している。	自治会活動活性化事業	地域政策課	自治会総連合に対し、自治会の活性化につながる環境美化活動や総連合が主催する問題解決に向けた理解を深める機会の場合への補助を行う。また、自治会総連合主催の自治会長大会の場を借りて、市から表彰を行う。	
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	おだわら市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備している。	市民交流センター管理運営事業	地域政策課	市民交流センターにおける施設の管理運営と、市民交流センターを拠点として、市民活動に関する相談や交流会など様々な事業を行う。	
8-2-b	復興まちづくりの復旧・復興にかかる資機材の不足	8-2-b1	復旧・復興にかかる資機材不足等に起因する入札不調の発生	×	復旧・復興にかかる資機材不足等に起因する入札不調の発生を防止するための施策は、現在、実施されておらず、今後、検討していく必要がある。				
8-3 被害認定調査、罹災証明発行、応急仮設住宅の供給等の業務の遅れによる生活再建の遅れ									
8-3-a	被害認定調査の遅れ	8-3-a1	被害認定調査のシステム未構築等の実施体制の不足	△	神奈川県と共同で整備・運営している電子申請システムを利用し、被害認定調査業務に係る事務の実施を今後、検討していく。	電子申請システム運用事業	デジタルイノベーション課	電子申請システムが安定的に稼動するよう管理運用を行う。また、取扱サービス数を増やして、申請のオンライン化を推進する。	
8-3-a	被害認定調査の遅れ	8-3-a2	被害認定調査等の訓練の不足	×	被害認定調査等の訓練は、現在、実施されておらず、今後、検討していく必要がある。				
8-3-b	罹災証明発行の遅れ	8-3-b1	罹災証明発行システム未構築等の実施体制の不足	△	神奈川県と共同で整備・運営している電子申請システムを利用し、罹災証明発行業務に係る事務の実施を今後、検討していく。	電子申請システム運用事業	デジタルイノベーション課	電子申請システムが安定的に稼動するよう管理運用を行う。また、取扱サービス数を増やして、申請のオンライン化を推進する。	
8-3-b	罹災証明発行の遅れ	8-3-b2	罹災証明発行作業の訓練の不足	×	罹災証明発行の訓練は、現在、実施されておらず、今後、検討していく必要がある。				
8-3-c	仮設住宅の建設・提供の遅れ	8-3-c1	仮設住宅建設用地の未指定、対応体制の未構築	△	既存の仮設住宅建設用地だけでは、具体的にどの位置に、何戸建築する必要があるのか示されていないため、激甚化する災害に対して、必要数の確保が保証できていない。また、応急仮設住宅候補地であることの覚書等が結ばれていない。（県立おだわら諏訪の原公園）	フラワーガーデン管理運営事業	みどり公園課	フラワーガーデンについて、指定管理者制度による利用者のサービス向上と管理経費の削減に努めるとともに、指定管理者の自主事業により公園の利用を促進させる。また、平成30年度に策定した公園施設の長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して公園施設の更新・改修を進める。	社会資本整備総合交付金
8-3-c	仮設住宅の建設・提供の遅れ	8-3-c1	仮設住宅建設用地の未指定、対応体制の未構築	△	既存の仮設住宅建設用地だけでは、具体的にどの位置に、何戸建築する必要があるのか示されていないため、激甚化する災害に対して、必要数の確保が保証できていない。また、応急仮設住宅候補地であることの覚書等が結ばれていない。（県立おだわら諏訪の原公園）	こどもの森公園わんぱくらんど・辻村植物公園管理運営事業	みどり公園課	わんぱくらんど及び辻村植物公園について、指定管理者制度による利用者のサービス向上と管理経費の削減に努めるとともに、指定管理者の自主事業により公園の利用を促進させる。また、平成30年度に策定した公園施設の長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して公園施設の更新・改修を進める。	社会資本整備総合交付金
8-3-c	仮設住宅の建設・提供の遅れ	8-3-c1	仮設住宅建設用地の未指定、対応体制の未構築	△	既存の仮設住宅建設用地だけでは、具体的にどの位置に、何戸建築する必要があるのか示されていないため、激甚化する災害に対して、必要数の確保が保証できていない。また、応急仮設住宅候補地であることの覚書等が結ばれていない。（県立おだわら諏訪の原公園）	上府中公園管理運営事業	みどり公園課	上府中公園について、指定管理者制度による利用者のサービス向上と管理経費の削減に努めるとともに、指定管理者の自主事業により公園の利用を促進させる。また、平成30年度に策定した公園施設の長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して公園施設の更新・改修を進める。	社会資本整備総合交付金
8-3-c	仮設住宅の建設・提供の遅れ	8-3-c1	仮設住宅建設用地の未指定、対応体制の未構築	△	既存の仮設住宅建設用地だけでは、具体的にどの位置に、何戸建築する必要があるのか示されていないため、激甚化する災害に対して、必要数の確保が保証できていない。また、応急仮設住宅候補地であることの覚書等が結ばれていない。（県立おだわら諏訪の原公園）	県立おだわら諏訪の原公園整備促進事業	建設政策課	県立おだわら諏訪の原公園の整備について、県への要望活動や地元関係者との調整を行うほか、事業促進イベントの開催を行う。	
8-3-c	仮設住宅の建設・提供の遅れ	8-3-c2	建設業界・プレハブ業界等関係団体との連携不足	×	建設業界・プレハブ業界等関係団体との協定は、現在、締結されておらず、今後、検討していく必要がある。				
8-3-c	仮設住宅の建設・提供の遅れ	8-3-c3	賃貸物件データベースの未構築等みなし仮設等の対応体制の不足	×	賃貸物件データベースに関する民間事業者等との連携は実施していないが、空家バンク制度や市営住宅を、みなし仮設住宅として供給する体制は整備されている。				

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称（国庫）	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d1	被災者生活再建メニュー等の整備の不足	○	被災者生活再建メニューとして勤労者融資や住居確保給付金の支給、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、災害見舞金の支給等が準備されている。災害認定後は、これらに加えて各種支援を受けられるよう、適切に市民に働きかけていく。	労働団体等環境整備事業	産業政策課	神奈川県、商工会議所など関係機関と連携し、労働講座やセミナーを開催する。また、商工会議所、地域労働団体、本市との実行委員会により政労使フォーラムを開催するほか、地域労働団体との懇談会を実施する。また、地域労働団体ごと、小田原市勤労者サービスセンターに補助金を交付する。さらに、小田原市働く市民の広場の施設管理を行うとともに、労働金庫へ勤労者生活資金を預託し、労働者に融資を行う。	被災者生活再建支援金
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d1	被災者生活再建メニュー等の整備の不足	○	被災者生活再建メニューとして勤労者融資や住居確保給付金の支給、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、災害見舞金の支給等が準備されている。災害認定後は、これらに加えて各種支援を受けられるよう、適切に市民に働きかけていく。	生活困窮者自立支援事業	福祉政策課	生活困窮者自立支援法における必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給、任意事業である就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施する。	
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d1	被災者生活再建メニュー等の整備の不足	○	被災者生活再建メニューとして勤労者融資や住居確保給付金の支給、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、災害見舞金の支給等が準備されている。災害認定後は、これらに加えて各種支援を受けられるよう、適切に市民に働きかけていく。	被災者支援事業	福祉政策課	災害弔慰金及び災害障害見舞金の給付、災害援護資金貸付の実施、災害見舞金等（市単独事業）、被災者生活再建支援金（市単独事業）の給付を行う。	被災者生活再建支援金
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d2	相談窓口の体制の未整備	△	各種相談窓口を平素から開設し、市民の相談を受けられる体制を確立している。災害時には、これらの相談が努めてワンストップで受けられるよう、体制を検討・整備する必要がある。	若年者雇用支援事業	産業政策課	働くことを考える機会として高校1・2年生を対象に、地元企業との交流会「ジョブスタディ」を開催するほか、現状の就職活動事情を知ってもらう機会として、若者の就職に少なからずも影響を与える保護者を対象に、「保護者ための就活セミナー」を開催する。また、域外から若年者労働人材を呼び込むため、「UIJターン就職支援事業」を行うとともに、就職や転職を考える若年者に対する相談事業を充実させるため「若者就活相談」を行う。	
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d2	相談窓口の体制の未整備	△	各種相談窓口を平素から開設し、市民の相談を受けられる体制を確立している。災害時には、これらの相談が努めてワンストップで受けられるよう、体制を検討・整備する必要がある。	消費生活相談事業	地域安全課	消費生活センターにおいて、消費生活相談員による契約のトラブルなどの相談業務を実施する。	
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d2	相談窓口の体制の未整備	△	各種相談窓口を平素から開設し、市民の相談を受けられる体制を確立している。災害時には、これらの相談が努めてワンストップで受けられるよう、体制を検討・整備する必要がある。	市民相談事業	地域安全課	一般相談員による一般相談、弁護士や司法書士など専門家による特別相談を実施する。	
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d2	相談窓口の体制の未整備	△	各種相談窓口を平素から開設し、市民の相談を受けられる体制を確立している。災害時には、これらの相談が努めてワンストップで受けられるよう、体制を検討・整備する必要がある。	女性相談事業	人権・男女共同参画課	婦人相談員による女性相談及びDV被害者等の緊急一時保護とその後の自立を支援する相談窓口を運営する。	
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d3	要配慮者への生活再建・復旧等の相談機能の不足	×	要配慮者への生活再建・復旧等の相談機能は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要がある。				
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d4	要配慮者の仮設住宅入居への見守り活動、こころのケア等継続的支援不足	△	要配慮者が仮設住宅等に入居した際の継続的な見守りやこころのケア等の課題度を実施するための訪問指導事業や性的マイノリティ支援事業を実施している。今後、要配慮者の破折住宅入居への見守り活動等について更に具体的な要領等を検討していく必要がある。	訪問指導事業	健康づくり課	心身の状況や生活している環境に照らして保健師等が訪問し、家庭における生活習慣病の悪化を予防するための助言や指導、関係する制度の活用、介護家族の健康管理など、本人や家族に行い介護予防と健康の保持増進を図る。	
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d4	要配慮者の仮設住宅入居への見守り活動、こころのケア等継続的支援不足	△	要配慮者が仮設住宅等に入居した際の継続的な見守りやこころのケア等の活動を実施するための訪問指導事業や性的マイノリティ支援事業を実施している。今後、要配慮者の仮設住宅入居への見守り活動等について更に具体的な要領等を検討していく必要がある。	人権啓発事業	人権・男女共同参画課	平常時から人権啓発事業を実施し、性的マイノリティを含む要配慮者への周囲の理解促進を図る。人権侵害を受けた方に対しては法務局や人権擁護委員等への相談窓口を案内する。	
8-3-e	境界情報の喪失、確定作業の遅れ	8-3-e1	境界確定の遅れ	△	平素から地籍調査事業（街区境界調査）を実施し、大規模災害時の境界確定の遅れを未然防止し、迅速な復旧に寄与する。	地籍調査事業	土木管理課	人口集中地区のうち、土砂災害の恐れのある地域を優先的に官民境界とその線上にある民々境界の立会を行い、調査、測量成果を基に地籍調査の成果簿及び境界確定図を作成する。	地籍調査費負担金
8-3-e	境界情報の喪失、確定作業の遅れ	8-3-e2	地籍調査の未実施	△	平素から地籍調査事業（街区境界調査）及び土地評価システム・家屋評価システム等を活用した土地・家屋評価を実施し、被災後の迅速な地籍確定に寄与する。	地籍調査事業	土木管理課	人口集中地区のうち、土砂災害の恐れのある地域を優先的に官民境界とその線上にある民々境界の立会を行い、調査、測量成果を基に地籍調査の成果簿及び境界確定図を作成する。	地籍調査費負担金
8-3-e	境界情報の喪失、確定作業の遅れ	8-3-e2	地籍調査の未実施	△	平素から地籍調査事業（官民境界等先行調査）及び土地評価システム・家屋評価システム等を活用した土地・家屋評価を実施し、被災後の迅速な地籍確定に寄与する。	土地・家屋評価事業	資産税課	固定資産税・都市計画税を課税するに当たって、土地鑑定評価（時点修正含む）、航空写真、路線価算定業務委託によって算定された路線価などの各種データを活用し、課税客体である土地・家屋を正確に把握し、土地評価支援システム、家屋評価システム及び家屋図面管理システムを用いて適正な固定資産評価を行う。	
8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態									
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a1	災害ボランティアの育成・確保、受入れ体制の不足	△	外国人住民への言語面での支援をする事業を実施している。また、災害ボランティアの受入れ態勢について小田原市社会福祉協議会が中心となって、ボランティアセンターの設置・運営を行うこととしている。今後、災害ボランティアセンターの開設・運営訓練等を通じ、関係団体間の連携要領等について更に具体化する必要がある。	外国人住民支援事業	人権・男女共同参画課	自動通訳翻訳機や通訳翻訳ボランティアなどを活用し、外国人住民の行政手続等の支援を行う。	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもを見守り・育成する事業を実施している。また、生涯現役推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等も行っている。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していく。	放課後児童健全育成事業	教育総務課	市内24小学校（片浦小学校以外）で放課後児童クラブを開設しており、小学1年生から小学6年生までの児童を、放課後あるいは土曜日、夏休み等の休暇期間に受入れ、適切な遊び及び生活の場を提供している。	子ども・子育て支援交付金
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもを見守り・育成する事業を実施している。また、生涯現役推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等も行っている。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していく。	子どもの居場所づくり事業	青少年課	公民館等を活用した子ども食堂等の子ども居場所づくり活動を支援し、学校や家庭以外に子どもが集える多様な居場所を確保する。また、PTAや子ども会など、子どもに関する地域の活動情報を集約して発信する仕組みを支援することで、地域における子どもを取り巻くネットワークの強化を図る。	地方創生整備推進交付金

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称（国庫）	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもを見守り・育成する事業を実施している。また、生涯現役推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等もを行っている。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していく。	青少年関係団体支援事業	青少年課	子ども会活動を支援するため、市子ども会連絡協議会を通して単位子ども会に補助金を支出するほか、市子ども会連絡協議会が実施する次世代育成事業に対して運営費及び事業費を補助する。また、市が養成した青少年育成指導者を子ども会に派遣して、子ども会活動における保護者や役員の負担を軽減し、子ども会活動の活性化を図る。	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもを見守り・育成する事業を実施している。また、生涯現役推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等もを行っている。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していく。	地区行政事務委託事業	地域政策課	行政文書の回覧・各戸配布、ポスター等の掲示、各種調査や委員等の推薦等の委託を行う。	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもを見守り・育成する事業を実施している。また、生涯現役推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等もを行っている。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していく。	生涯現役推進事業	未来創造・若者課	シニア世代の豊富な経験と社会への貢献意欲を生かすための社会づくりに向けて、高齢者の就業促進や地域活動への参画を促す取組を実施する。	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもを見守り・育成する事業を実施している。また、生涯現役推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等もを行っている。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していく。	地域とともにある学校づくり推進事業	教育総務課、教育指導課	それぞれの地域の教育力の活用による、特色ある学校づくり推進事業、学校支援地域本部事業を推進する。また、これまでに全小学校に展開してきた学校運営協議会は、全中学校に拡大していく。	地域学校協働活動推進事業費補助金
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもを見守り・育成する事業を実施している。また、生涯現役推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等もを行っている。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していく。	放課後子ども教室事業	教育総務課	放課後等に小学校の余裕教室を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会の創出を図るために放課後子ども教室を各小学校内に設置する。	放課後子ども教室推進事業費補助金
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもを見守り・育成する事業を実施している。また、生涯現役推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等もを行っている。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していく。	地域共生社会推進事業	福祉政策課	各地区でのケアタウン推進事業、生活応援隊、担い手育成事業に対する負担金の交付を行う。	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a3	ケアの不足等による災害関連死の発生	×	災害時要支援者等に対するケアの不足等による災害関連死の防止のための具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要がある。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課	避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援を行う。	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a4	遺体の取り扱いに係る体制の整備不足	△	斎場や久野霊園を適切に管理運営するための事業を実施している。今後は、小田原スポーツ会館等に遺体収容施設を開設するための必要な訓練等を実施していく。	久野霊園管理運営事業	みどり公園課	霊園内の園路や階段等の維持管理を行うほか、墓地使用者の使用手続きや納骨管理、管理料の徴収などを行う。また、路線バス運行（お盆・彼岸のみ）に対し、バス事業者へ補助金を交付する。さらに、令和5年度の供用開始に向け合葬式墓地の整備を進めており、区画墓地から合葬式墓地への改葬と、空き区画の市民への提供を行い「循環利用」に取り組む。	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a4	遺体の取り扱いに係る体制の整備不足	△	斎場や久野霊園を適切に管理運営するための事業を実施している。今後は、小田原スポーツ会館等に遺体収容施設を開設するための必要な訓練等を実施していく。	斎場管理運営事業	環境保護課	本市を含む周辺市町の2市5町（小田原市・南足柄市・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町）で「小田原市斎場事務広域化協議会」を組織し、令和元年7月に新斎場の供用を開始した。運営については令和元年7月から令和16年3月まで指定管理者としてSPC（特別目的会社）小田原斎場PFI株式会社が行う。	
8-4-b	地域の治安の悪化	8-4-b1	地域パトロールの不足	○	防犯パトロールや青少年の健全育成のための地域パトロール等を実施している。	地域防犯力強化事業	地域安全課	小田原地方防犯協会や防犯指導員協議会小田原支部会が行う防犯活動の支援を行うほか、自治会に対し、防犯カメラ設置費の一部を助成する。また、高齢者を対象に、迷惑電話防止機能を有する電話機器等の購入費用の一部を助成する。	
8-4-b	地域の治安の悪化	8-4-b1	地域パトロールの不足	○	防犯パトロールや青少年の健全育成のための地域パトロール等を実施している。	青少年関係団体支援事業	青少年課	地区健全育成会において地域の青少年関係者が相互の連携を図りながら、地域ぐるみの青少年育成活動体制を充実・強化し、地域パトロールや地域で勉強会等、地域の実態に即した健全育成活動を行っている。	
8-5 大量に発生する災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態									
8-5-a	災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理体制の不足	8-5-a1	災害廃棄物処理体制の不足	△	地震災害時の災害廃棄物処理体制は構築されているが、洪水災害時等の災害廃棄物処理体制については未整備であり、今後、検討していく。				
8-5-a	災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理体制の不足	8-5-a2	仮置場不足・指定遅れ、場内レイアウトの未設定における非効率	△	ごみの仮置場の指定・確保に関し、今後、検討・整備していく。この際、仮置場内のレイアウトについても検討し、効率的なごみの収集・集積を行っていく。	街区公園等整備維持管理事業	みどり公園課	市内にある約140箇所の街区公園等について、遊具やその他の施設点検、修繕などの維持管理を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、順次、遊具更新を実施する。街路樹等については、高木の剪定や低木の刈込み等の維持管理を行う。また、公園が不足している地域については、地域住民の意向を確認しながら、新たな公園を整備していく。街区公園の維持管理については、引き続き管理する団体の増加に努めていく。	社会資本整備総合交付金
8-5-a	災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理体制の不足	8-5-a3	広域連携体制の不足により、ゴミ収集・搬送、仮置場での人材・資機材の不足	×	ごみ収集・搬送、仮置場での人材・資機材を確保するための広域連携体制は、現在、確保されておらず、今後、検討していく必要がある。				
8-5-a	災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理体制の不足	8-5-a4	住民への広報不足による分別作業等の負担増	△	ごみ分別指導事業により、住民に対するごみ分別について啓発している。今後は、これが徹底できる様、更に啓発していく必要がある。	ごみ分別指導事業	環境事業センター	一般廃棄物のより一層の減量化、資源化を図るため、分別の徹底、適正排出等の指導、啓発を行う。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称（国庫）	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
8-5-b	住居解体の遅れ	8-5-b1	住居解体に関する建設関係団体との協力・支援協定等の不足	×	住居解体に関する建設関係団体との協力・支援協定等の具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要がある。				
8-6 新幹線等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態									
8-6-a	新幹線等鉄道交通網の損壊等による復旧・復興に必要な人・物の調達・輸送の困難	8-6-a1	復旧のための人材・資機材の大幅な不足	×	復旧のための人材・資機材の大幅な不足回避のための具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要がある。				
8-6-b	道路交通網の損壊等による復旧・復興に必要な人・物の調達・輸送の困難	8-6-b1	地震・津波による海岸道路の大規模損壊	×	地震・津波による海岸道路の大規模損壊防止のための具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要がある。				
8-6-b	道路交通網の損壊等による復旧・復興に必要な人・物の調達・輸送の困難	8-6-b2	地震・土砂災害・洪水による内陸道路の大規模損壊	×	地震・土砂災害・洪水による内陸道路の大規模損壊の防止のための具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要がある。				
8-7 文化財・観光資源の被災、風評被害等による小田原のブランド力の低下、来街者の大幅な減少									
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っている。	中心市街地商業振興事業	商業振興課	街かど博物館の魅力向上や情報発信に連携して取り組む街かど博物館館長連絡協議会に対し、活動費用の一部を助成する。なりわい交流館の管理・運営を行うとともに、公民連携により施設の機能と魅力を向上させるため、令和7年度から施設運営方法を民間賃付に移行することを計画しており、その前提として必要となる耐震改修工事を実施する。小田原箱根商工会議所と連携し、小田原駅周辺の商店街における流動客数の調査を行うとともに、商店会長への聞き取り調査を行う。	社会資本整備総合交付金（なりわい交流館）
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っている。	歴史的建造物整備活用事業	文化政策課	購入した歴史的建造物に対し、耐震診断や耐震設計を行い、耐震等改修工事を実施する。庭園についても整備の実施設計を行い、改修工事を行う。民間提案制度を活用した定期建物等賃貸借契約を締結するほか、管理運営事業者を選定し、イベント等の開催も含めた日常的な管理運営業務委託を実施する。	都市構造再編集中央支事業費補助金 社会資本整備総合交付金
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っている。	史跡小田原城跡保存活用整備事業	文化財課	令和3年3月に策定した「史跡小田原城跡保存活用計画」に基づき、御用米曲輪や総構など史跡指定地の保存・活用と天守の木造化等を含めた小田原城に関する必要な調査・研究・整備を進め、なおいっそう史跡の基本情報を蓄積した上で事業を推進する。	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っている。	史跡等用地取得事業	文化財課	『史跡小田原城跡保存活用計画』に基づき、史跡小田原城跡の保存を図るため、国庫補助事業を活用しつつ、優先順位を検討しながら史跡指定地の公有地化を順次進める。また、発掘調査等の必要な調査を行い、なおいっそう史跡やその周辺の遺跡等に関する基本情報を蓄積し、将来史跡に追加指定し公有地として守るべき土地を選定し、史跡小田原城跡のさらなる保存に努める。	史跡等購入費補助金
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っている。	史跡石垣山保全対策事業	文化財課	史跡石垣山のうち、石垣の落石が懸念される場所について、優先順位を付けつつ保全対策事業を実施するとともに、史跡指定地全体の測量を順次実施していく。また、史跡の追加指定を含めた適切な保存範囲を把握するため、発掘調査等の必要な調査を行って、なおいっそう史跡の基本情報を蓄積し、史跡石垣山保存活用計画策定のための準備とする。	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っている。	史跡江戸城跡石垣石丁場跡整備事業	文化財課	江戸城築城に使われた石垣を切り出した早川石丁場群については、平成27年度に「江戸城石垣石丁場跡」として史跡に指定された。史跡の保存活用を適切かつ確実に進めるため、基本方針等を示した史跡保存活用計画の策定を行う。また、その準備として、史跡の追加指定を含めた適切な保存範囲を把握するため、市内の石丁場跡の分布調査や発掘調査等の必要な調査を行い、なおいっそう史跡の基本情報を蓄積する。このほか、史跡の基本情報を示す説明板を設置するなど、適切に管理を行い、活用に資するものとする。	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っている。	博物館構想推進事業	生涯学習課	博物館基本構想に基づき博物館構想の推進を図る。老朽化の著しい郷土文化館に代わる新しい博物館施設については博物館基本計画の策定に向け用地等を検討する。また、郷土文化館施設の一時閉鎖の検討や郷土文化館の機能を代替するための、資料のデジタル化及びデジタル博物館の構築・公開を推進する。更に、博物館構想の周知のため市民向けの講演会及び地域資源を活用したアウトリーチ活動等を実施する。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っている。	歴史的風致維持向上計画推進事業	まちづくり交通課	小田原固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ伝えていくことを目的に、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、令和2年度に国から認定された「小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）」に位置付けた事業を推進するとともに、国が定める進行管理・評価制度に基づく計画の進捗管理等を行う。	社会資本整備総合交付金
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っている。	尊徳資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	県指定文化財二宮尊徳関係資料を中心とした尊徳翁が遺した遺品や関係する当時の資料を収集保管、調査研究、展示公開を含めた教育普及事業を実施する。また、資料のデータを整備・収集して一般への公開を進める。更に、県指定文化財二宮尊徳生家を適切に管理する。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っている。	郷土文化館分館松永記念館資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	松永記念館において、近代小田原三茶人など郷土ゆかりの茶人や郷土ゆかりの美術品等の調査・収集・収蔵資料の保管・管理を行う。また、収蔵資料を活用した平常展や企画展を開催するほか、茶会や講座を開催する。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っている。	郷土文化館本館資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	主に歴史・考古・民俗に関する郷土資料の収集保管、調査研究、展示活動を含む教育普及事業を実施する。調査研究活動については市民と協働して推進する。教育普及事業については、講座の開催や研究報告書の出版を行うほか、郷土文化館本館において収蔵資料を活用した平常展や企画展、特別展を開催する。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	（国庫）
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っている。	広域連携観光推進事業	観光課	「西さがみ」、「富士箱根伊豆」といった全国に知られた地理的な一体性や、「北条五代」、「忍者」、「梅」などといった共通の分かりやすい特徴をテーマとする広域的な観光振興のための協議会に参画し、共同PR事業を企画・実施する。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っている。	城址公園整備事業	小田原城総合管理事務所	「西さがみ」、「富士箱根伊豆」といった全国に知られた地理的な一体性や、「北条五代」、「忍者」、「梅」などといった共通の分かりやすい特徴をテーマとする広域的な観光振興のための協議会に参画し、共同PR事業を企画・実施する。	都市構造再編集中事業
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っている。	天守閣管理運営事業	小田原城総合管理事務所	指定管理制度により天守閣や常盤木門を有料入館施設として公開し、管理運営するとともに、展示改修や特別展の開催などにより、施設の魅力を高めるほか、指定管理者と協力してホームページやテレビ・雑誌などでの発信による効果的なPRや、他の誘客事業との連携などを行い、入館者数の確保を図る。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っている。	歴史見聞館管理運営事業	小田原城総合管理事務所	指定管理制度により歴史見聞館を有料入館施設として公開し管理運営するとともに、展示改修などにより施設の魅力を高めるほか、指定管理者と協力してホームページやテレビ・雑誌などでの発信による効果的なPRや、他の誘客事業との連携などを行い、入館者数の確保を図る。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	尊徳資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	県指定文化財二宮尊徳関係資料を中心とした尊徳翁が遺した遺品や関係する当時の資料を収集保管、調査研究、展示公開を含めた教育普及事業を実施する。また、資料のデータを整備・収集して一般への公開を進める。更に、県指定文化財二宮尊徳生家を適切に管理する。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	郷土文化館本館資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	主に歴史・考古・民俗に関する郷土資料の収集保管、調査研究、展示活動を含む教育普及事業を実施する。調査研究活動については市民と協働して推進する。教育普及事業については、講座の開催や研究報告書の出版を行うほか、郷土文化館本館において収蔵資料を活用した平常展や企画展、特別展を開催する。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	まち歩き観光推進事業	観光課	市内の様々な観光資源を線でつなげ設定した全11種類のウォーキングコースの道標、休憩所、トイレ等の維持管理や整備、観光施設説明板や観光案内サインの維持管理・整備を行う。また、アプリの配信やマップの製作・配布等を行うことで情報発信し、ウォーキングコース利用やまち歩きの快適性を高める。また、小田原駅を起点とした駅からガイド事業を行う。	社会資本整備総合交付金
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	城址公園管理運営事業	小田原城総合管理事務所	来訪者の安全性、快適性の確保を図るため、城址公園内の清掃や警備を行うとともに、園路や橋梁の修繕や二の丸観光案内所の耐震化のほか、トイレなどの便益施設の維持管理や園内の崩落した斜面の復旧を行う。また、城址公園への誘客を図るため、あじさい花菖蒲まつりの支援を行うほか、園内をイベント会場として開放するなど、観光客だけでなく市民の交流や憩いの場としての活用も図るとともに、ホームページやSNSなどを利用したPRを行い、来訪者数の増加に努める。	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	城址公園植栽管理整備事業	小田原城総合管理事務所	来訪者の安全性の確保や公園の修景を整えるため、樹木の剪定や伐採、樹勢回復、枝の補植、緑化推進、除草などを行う。また、誘客資源となる花木などの植栽について、育成管理を行うとともに、ホームページやSNSなどによるPRを行い、来訪者数の増加に努める。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	遊園地管理運営事業		小田原こども遊園地を入園者が安全・快適に利用できるよう、遊具の安全点検や修繕などの維持管理を行うとともに、利用者の目線に立った運営を行う。また、遊園地だけでなく園内の他の施設への利用も含めホームページやSNSなどによるPRを行い、城址公園の来訪者数の増加に努める。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	城址公園整備事業	小田原城総合管理事務所	来訪者の安全性を確保し快適性を高めるとともに、公園の修景を整えるため、電線地中化や街路灯の改良工事などを行う。	都市構造再編集中支援授業地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	史跡等管理活用事業	小田原城総合管理事務所	来訪者の安全性、快適性の確保や歴史観光の資産として修景を整えるため、地域内の除草や樹木管理のほか、トイレなどの便益施設の維持管理を行うとともに、歴史・文化や自然などの魅力を十分に理解してもらうため、ホームページやSNSなどによるPRを行い、来訪者数の増加に努める。	デジタル田園都市国家構想推進交付金
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	観光PR事業	観光課	国内外を問わず広く本市の魅力やPRするために、観光パンフレット制作やライブカメラの配信を行う。外国人来訪者に対しては、民間等と連携したプロモーションを実施する。また、eスポーツやAIビーコンなどを活用したマーケティングデータの取得などデジタルと観光を合わせた誘客事業の展開や本市にゆかりのあるアニメなどのコンテンツも活用し誘客を推進する。	デジタル田園都市国家構想交付金
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	天守閣管理運営事業	小田原城総合管理事務所	指定管理制度により天守閣や常盤木門を有料入館施設として公開し、管理運営するとともに、展示改修や特別展の開催などにより、施設の魅力を高めるほか、指定管理者と協力してホームページやテレビ・雑誌などでの発信による効果的なPRや、他の誘客事業との連携などを行い、入館者数の確保を図る。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	遺物保存管理事業	文化財課	発掘調査で出土し、整理作業が完了した資料（文化財）を収蔵施設で適切に保存・管理する。また、発掘調査成果を広く公開することを考慮すると、展示機能を有する施設が必要である。そのため、新たな収蔵施設及び展示施設の建設について検討する。	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	歴史見聞館管理運営事業	小田原城総合管理事務所	指定管理制度により歴史見聞館を有料入館施設として公開し管理運営するとともに、展示改修などにより施設の魅力を高めるほか、指定管理者と協力してホームページやテレビ・雑誌などでの発信による効果的なPRや、他の誘客事業との連携などを行い、入館者数の確保を図る。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	文化財保存修理等助成事業	文化財課	指定文化財等を適正に保存管理するため、所有者に対する管理奨励金や清掃謝礼等を交付するほか、保存修理が必要な場合には、その経費の一部を助成する。	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 指定文化財保存修理等補助事業
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	指定文化財等保存管理事業	文化財課	国指定史跡や市指定文化財等を適正に保存管理するため、見廻り監視や草刈り業務等を実施する。また、指定文化財案内看板や説明板の更新や修復を行う。改正文化財保護法の主旨に則り、本市の文化財保存活用の事業方針などを示した「文化財保存活用地域計画」の策定作業を進める。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	文化財公開事業	文化財課	市内の発掘調査成果を発表する遺跡調査発表会や最新出土品展、また、遺跡講演会や現地を散策する遺跡見学会を実施する。 遺物の再整理作業については、報告書刊行済の遺跡について未掲載遺物の台帳整理や、写真の再撮影などにより、その遺跡の情報をより詳細にまとめ、公開・活用することに努める。 所有者等の協力のもと、文化財建造物についての見学会や観覧会を開催するとともに、指定文化財等の一般公開を行う。 なお、文化財資料をデジタルで保存、再整理するなど、デジタル映像で公開・活用していくための検討を進める。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	旧保健福祉事務所跡地活用事業	図書館	旧保健福祉事務所跡地の活用については、西海子エリアのまちづくりの方向性や地域ニーズ等を踏まえ、地域文化発信拠点整備の方針を検討する。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っている。	特別展開催事業	生涯学習課	時宜に合ったテーマを設定し、収蔵資料はもとより、市内外からしかるべき資料を借用して特別展を開催する。そのほか、関連講座の開催、展覧会図録等の出版を行う。	
8-7-c	被災地としてのイメージの長期化	8-7-c1	都市イメージの回復に向けた災害からの復旧・復興状況の発信、観光客の誘致不足	○	平素から、観光客を誘致するための各種施策や観光資源を適切に維持管理するための施策を実施しており、被災後の都市イメージの早期回復や観光客の誘致を実施するための体制確立を図っている。	観光交流拠点運営事業	観光課	東西自由連絡通路（アークロード）内にある「小田原駅前観光案内所」、JR早川駅前にある「早川臨時観光案内所」、三の丸地区にある「小田原市観光交流センター」を運営することで、周辺スポットの案内や体験の場を提供するなど本市の魅力を伝え、観光客の回遊を促す。 また、「御幸の浜」「江之浦」の2つの海水浴場について、監視業務や清掃業務、必要設備の設置等の業務を行うとともに、御幸の浜海岸を活用した事業の検討を行う。	社会資本整備総合交付金 地方創生推進交付金
8-7-c	被災地としてのイメージの長期化	8-7-c1	都市イメージの回復に向けた災害からの復旧・復興状況の発信、観光客の誘致不足	○	平素から、観光客を誘致するための各種施策や観光資源を適切に維持管理するための施策を実施しており、被災後の都市イメージの早期回復や観光客の誘致を実施するための体制確立を図っている。	観光PR事業	観光課	国内外を問わず広く本市の魅力をPRするために、観光パンフレット制作やライブカメラの配信を行う。外国人来訪者に対しては、民間等と連携したプロモーションを実施する。 また、eスポーツやAIビーコンなどを活用したマーケティングデータの取得などデジタルと観光を合わせた誘客事業の展開や本市にゆかりのあるアニメなどのコンテンツも活用し誘客を推進する。	社会資本整備交付金
8-7-c	被災地としてのイメージの長期化	8-7-c1	都市イメージの回復に向けた災害からの復旧・復興状況の発信、観光客の誘致不足	○	平素から、観光客を誘致するための各種施策や観光資源を適切に維持管理するための施策を実施しており、被災後の都市イメージの早期回復や観光客の誘致を実施するための体制確立を図っている。	史跡等管理活用事業	小田原城総合管理事務所	来訪者の安全性、快適性の確保や歴史観光の資産として修景を整えるため、地域内の除草や樹木管理のほか、トイレなどの便益施設の維持管理を行うとともに、歴史・文化や自然などの魅力を十分に理解してもらうため、ホームページやSNSなどによるPRを行い、来訪者数の増加に努める。	デジタル田園都市国家構想推進交付金
8-7-c	被災地としてのイメージの長期化	8-7-c1	都市イメージの回復に向けた災害からの復旧・復興状況の発信、観光客の誘致不足	○	平素から、観光客を誘致するための各種施策や観光資源を適切に維持管理するための施策を実施しており、被災後の都市イメージの早期回復や観光客の誘致を実施するための体制確立を図っている。	城址公園管理運営事業	小田原城総合管理事務所	来訪者の安全性、快適性の確保を図るため、城址公園内の清掃や警備を行うとともに、園路や橋梁の修繕や二の丸観光案内所の耐震化のほか、トイレなどの便益施設の維持管理を行う。 また、城址公園への誘客を図るため、あじさい花菖蒲まつりの支援を行うほか、園内をイベント会場として開放するなど、観光客だけでなく市民の交流や憩いの場としての活用も図るとともに、ホームページやSNSなどを利用したPRを行い、来訪者数の増加に努める。	
8-7-c	被災地としてのイメージの長期化	8-7-c1	都市イメージの回復に向けた災害からの復旧・復興状況の発信、観光客の誘致不足	○	平素から、観光客を誘致するための各種施策や観光資源を適切に維持管理するための施策を実施しており、被災後の都市イメージの早期回復や観光客の誘致を実施するための体制確立を図っている。	天守閣管理運営事業	小田原城総合管理事務所	指定管理制度により天守閣や常盤木門を有料入館施設として公開し、管理運営するとともに、展示改修や特別展の開催などにより、施設の魅力を高めるほか、指定管理者と協力してホームページやテレビ・雑誌などでの発信による効果的なPRや、他の誘客事業との連携などを行い、入館者数の確保を図る。	
8-7-c	被災地としてのイメージの長期化	8-7-c1	都市イメージの回復に向けた災害からの復旧・復興状況の発信、観光客の誘致不足	○	平素から、観光客を誘致するための各種施策や観光資源を適切に維持管理するための施策を実施しており、被災後の都市イメージの早期回復や観光客の誘致を実施するための体制確立を図っている。	歴史見聞館管理運営事業	小田原城総合管理事務所	指定管理制度により歴史見聞館を有料入館施設として公開し管理運営するとともに、展示改修などにより施設の魅力を高めるほか、指定管理者と協力してホームページやテレビ・雑誌などでの発信による効果的なPRや、他の誘客事業との連携などを行い、入館者数の確保を図る。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	二次交通拡充事業	観光課	観光客の利便性や回遊性を高めるため、小田原駅前、小田原市観光交流センター、早川駅前においてレンタサイクルの貸出所を運営するとともに、観光回遊バスを通年で土・日・祝日に運行する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	まち歩き観光推進事業	観光課	市内の様々な観光資源を線でつなげ設定した全11種類のウォーキングコースの道標、休憩所、トイレ等の維持管理や整備、観光施設説明板や観光案内サインの維持管理・整備を行い、アプリの配信やマップの制作・配布等を行うことで情報発信し、ウォーキングコース利用やまち歩きの快適性を高める。また、小田原駅を起点とした駅からガイド事業を行う。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	城址公園管理運営事業	小田原城総合管理事務所	来訪者の安全性、快適性の確保を図るため、城址公園内の清掃や警備を行うとともに、園路や橋梁の修繕や二の丸観光案内所の耐震化のほか、トイレなどの便益施設の維持管理を行う。 また、城址公園への誘客を図るため、あじさい花菖蒲まつりの支援を行うほか、園内をイベント会場として開放するなど、観光客だけでなく市民の交流や憩いの場としての活用も図るとともに、ホームページやSNSなどを利用したPRを行い、来訪者数の増加に努める。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	天守閣管理運営事業	小田原城総合管理事務所	指定管理制度により天守閣や常盤木門を有料入館施設として公開し、管理運営するとともに、展示改修や特別展の開催などにより、施設の魅力を高めるほか、指定管理者と協力してホームページやテレビ・雑誌などでの発信による効果的なPRや、他の誘客事業との連携などを行い、入館者数の確保を図る。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	補助金等の名称 (国庫)
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	歴史見聞館管理運営事業	小田原城総合管理事務所	指定管理制度により歴史見聞館を有料入館施設として公開し管理運営するとともに、展示改修などにより施設の魅力を高めるほか、指定管理者と協力してホームページやテレビ・雑誌などでの発信による効果的なPRや、他の誘客事業との連携などを行い、入館者数の確保を図る。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	地域産木材利用拡大事業	農政課	地域産木材を活用して小学校などの公共施設における内装木質化を行うとともに、消費者を対象とした森林見学等を実施し、地域産木材を使った家づくりの推進を図る。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	農業交流促進事業	農政課	農業まつりを開催するほか、グリーンツーリズムやオーナー制度、交流型農業への支援を行う。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	水産物消費拡大促進事業	水産海浜課	「小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会」の事業計画に基づき、水産物に関する情報発信や魚食普及イベントを開催するとともに「小田原さかな普及の会」の活動に対して支援し消費拡大を図る。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	小田原みなとまつり開催事業	水産海浜課	地域漁業の活性化や、海と人とのふれあいの場として、小田原漁港にて小田原みなとまつりを開催する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	地域美化促進事業	環境保護課	きれいなまちをつくるため、市民、事業者、行政との協働により、まちの美化を推し進めるとともに、身近な地域環境を快適に維持するため、自治会、ボランティア団体等の活動の支援をし、美化促進の啓発をする。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	環境美化促進重点地区美化事業	環境保護課	地域美化促進事業のうち、小田原駅周辺を指定した環境美化促進重点地区内における美化及び市民の意識の向上を図るため、環境美化促進重点地区内の清掃、喫煙場所の設置を実施するとともにさらなる美化促進の啓発をする。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	海岸美化推進事業	環境保護課	公益財団法人かながわ海岸美化財団へ負担金を支出し、海岸清掃及び、地域の海岸ボランティア等の活動を支援していく。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	職人育成研修等推進事業	文化政策課	市内に存在する公有・民有の歴史的建造物の修復実習を通じて職人を対象とした伝統工技術の維持・継承と、高校生を対象とした実践研修を行い、将来の職人育成を図る。	都市構造再編集中支援事業費補助金
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	文化振興推進事業	文化政策課	小田原市文化振興審議会を開催し、文化によるまちづくり条例に基づく基本計画の評価、進捗管理を行う。小田原の多彩な文化を紹介し小田原ならではの豊かな文化に触れることで、一人一人が文化の担い手となり、文化振興を推進するための文化情報誌を発行する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	郷土文化館分館松永記念館資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	松永記念館において、近代小田原三茶人など郷土ゆかりの茶人や郷土ゆかりの美術品等の調査・収集・収蔵資料の保管・管理を行う。また、収蔵資料を活用した平常展や企画展を開催するほか、茶会や講座を開催する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	尊徳学習・顕彰事業	生涯学習課	二宮尊徳翁の思想や様々な業績を学ぶために、尊徳記念館内にボランティア解説員を配置し、展示観覧者や解説を希望する市民団体への派遣を行う。また、尊徳翁の偉業を顕彰する「尊徳祭」を開催する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	尊徳資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	県指定文化財二宮尊徳関係資料を中心とした尊徳翁が遺した遺品や関係する当時の資料を収集保管、調査研究、展示公開を含めた教育普及事業を実施する。また、資料のデータを整備・収集して一般への公開を進める。更に、県指定文化財二宮尊徳生家を適切に管理する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	郷土文化館本館資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	主に歴史・考古・民俗に関する郷土資料の収集保管、調査研究、展示活動を含む教育普及事業を実施する。調査研究活動については市民と協働して推進する。教育普及事業については、講座の開催や研究報告書等の出版を行うほか、郷土文化館本館において収蔵資料を活用した平常展や企画展、特別展を開催する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	城下町おだわらツアー開催事業	スポーツ課	城下町おだわらツアーを開催し、市民及び全国のウォーカーが、西さがみを舞台に、歩くことを通じて自然に親しみ、地域の観光スポットを知ってもらうとともに交流を深めてもらう。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	小田原文学館管理運営事業	図書館	周辺に多くの文学遺跡類が散在する歴史的建造物旧田中光顕別邸を小田原文学館（本館・別館・尾崎一雄邸書斎）として活用し、貴重な文学資料を展覧するとともに、文学愛好者や関係団体・まちづくり団体との公民連携による各種講演・講座、地元出身・ゆかりの作家の顕彰事業等を実施する。また小田原文学館の施設、白秋童謡の散歩道の整備、維持管理等を行う。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	地域スポーツ活性化事業	スポーツ課	国のスポーツ基本計画を踏まえ、スポーツ実施率が低い各層に対してアプローチする各事業を実施する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	競輪場施設整備・改修事業	事業課	小田原競輪場での競輪開催の円滑な実施及び施設の設命化のため、小田原競輪場内の建物・競走路等について、経年劣化に応じた適切な整備・改修を実施する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	移住定住促進事業	企画政策課	ブランディングや移住PRの戦略などに基づき、小田原暮らしの魅力を発信する移住プロモーションを展開するとともに、定住や関係人口の創出につながる取組の調整、推進を図る。また、PR媒体の制作や活用、SNSやオウンドメディア、マスメディア、情報誌などを通じて、小田原の地域資源の魅力を市内外に発信する。	デジタル田園都市国家構想交付金

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	補助金等の名称 (国庫)
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	ふるさと大使事業	広報広聴室	各分野で活躍する11人の小田原ふるさと大使に、市のイベントへの参加や広報紙への寄稿や、様々な機関を通じた、市内外への本市の魅力発信を依頼する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	ふるさと応援寄附金事業	企画政策課	地方税法の規定に基づき、返礼品の追加・調達・配送、令状等の送付、ポータルサイトの活用、広告宣伝、寄附金の採納など、本市のふるさと応援寄附金（ふるさと納税）制度の運用を行う。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	市民文化活動支援事業	文化政策課	市展を小田原三の丸ホールで開催し、鑑賞者の利便性の向上や市民の美術作品の制作意欲を高め文化振興を図る。 (仮) 小田原市民文化アワードを創設し公益性の高い企画の支援や表彰を行い市民文化団体の活動を支援する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	文化活動担い手育成事業	文化政策課	芸術家を小学校、中学校等へ派遣し、鑑賞や体験を行うアウトリーチ事業の実施。 小田原三の丸ホールで小学生を対象とした鑑賞事業を開催する。 庁舎内の空きスペースに倉庫等に保管してある美術品を中心に展示し、本市所蔵の美術品の鑑賞の機会を増やすとともに広報誌などで展示作品の紹介を行う。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	観光協会支援事業	観光課	観光イベント等の効果的な実施とサービスの向上を図るため、観光協会の活動を支援し、イベント等の企画・運営について助言・協力していく。さらに、観光協会の自主財源の確保や、地域DMO、DMO組織である株式会社小田原ツーリズムを含めて今後の組織のあり方についても支援・助言していく。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	広域連携観光推進事業	観光課	「西さがみ」、「富士箱根伊豆」といった全国に知られた地理的な一体性や、「北条五代」、「忍者」、「梅」といった共通の分かりやすい特徴をテーマとする広域的な観光振興のための協議会に参画し、共同PR事業を企画・実施する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	魚ブランド化推進事業	水産海浜課	「小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会」の事業計画に基づき、SNS等を利用した広報を推進するとともに、水産業振興に寄与するイベント開催、低利用の地魚を活用した新商品の開発などを行いながら「美食のまち」の取組を推進し、魚のブランド化を図る。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	地場産業PR支援事業	産業政策課	小田原城名物市などのイベントの開催、首都圏への出展、小田原セレクション選定商品のPRなどを通じて、本市が誇る伝統的技術から生み出される名産品・特産品を発信し、小田原ブランドの確立と交流人口・消費の拡大を目指す。また、地場産業関係団体が行う地域産業振興事業に対して支援・振興を図る。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	農産物産地化事業	農政課	内部事務（農業総務費）、野菜価格安定事業費補助金、高付加価値化対応野菜産地事業費補助金、農業振興資金融資利子補給金、小田原農産物ブランド向上事業、環境保全型農業直接支払交付金、農産物産地化促進事業、耕畜連携型農業支援事業（市畜産会事業費補助金・乳牛預託奨励事業費補助金・畜産振興事業）、湘南ゴールド振興協議会負担金、農産物商品開発事業を行う。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	中心市街地商業振興事業	商業振興課	街かど博物館の魅力向上や情報発信に連携して取り組む街かど博物館館長連絡協議会に対し、活動費用の一部を助成する。なにより交流館の管理・運営を行うとともに、公民連携により施設の機能と魅力を向上させるため、令和7年度から施設運営方法を民間貸付に移行することを計画しており、その前提として必要となる耐震改修工事を実施する。小田原箱根商工会議所と連携し、小田原駅周辺の商店街における流動客数の調査を行うとともに、商店会長への聞き取り調査を行う。	社会資本整備総合交付金（なりわい交流館）
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	新しい働き方に対応した企業誘致推進事業	産業政策課	ビジネスプロモーション拠点の運営を行い、そこで市の魅力を発信するイベントや市内事業者とのマッチングイベント、市内進出予定企業との商談を行っていく。 また、地域課題を解決する企業のコワーキングスペース等の施設利用を支援していく。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	新しい働き方拠点運営事業	産業政策課	新しい働き方の拠点「ワークプレイスマーケット」を運営し、起業家、事業者、企業を中心としたコミュニティを形成し、ビジネスマッチングやオープンイノベーションの創出を図る。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	農業の多様な担い手育成支援事業	農政課	新規就農者支援事業費補助金、新規就農者就学支援事業費補助金、定年帰農者農業支援事業奨励金、農業次世代人材投資事業費交付金、農業次世代人材投資事業謝礼金の交付を行う。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	美食のまち小田原推進事業	観光課	関係団体等との事業戦略会議、商品開発・改良、地域内外キャンペーン（BtoB、BtoCマッチング）、成果発表会、本市の食にまつわるイベント等の実施、PR、webによる発信を繰り返し、地域の機運醸成を高め、美食のまちに係る取組事業を持続可能に推進する体制を構築する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開している。	イノベーション推進事業	未来創造・若者課	おだわらイノベーションラボの運営、民間提案制度の運用、包括連携協定の推進を行う。	デジタル田園都市国家構想交付金
9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する									
9-1 市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態									
9-1-a	市民防災意識・共助に対する理解の不足	9-1-a1	防災教育の不足	△	市民の防災意識を向上させ災害時の人命救助に寄与するための救命講習等を実施している。併せて、自治会等からの要望に基づき防災教室や出前講座を実施しているが、今後、更にこれらの施策を充実・強化していく必要がある。	市民応急救護力推進事業	救急課	普及啓発活動（救命講習等）やイベント等を活用して救急車の適正利用についてのリーフレット等を配布するほか、市民に対し救命講習等を行うことで応急手当の知識・技術を広く普及する。	
9-1-a	市民防災意識・共助に対する理解の不足	9-1-a2	救助・救出方法の理解不足	△	主としていっせい総合防災訓練の場を捉えて、市民に対する救助・救出方法の訓練を実施している。また、住民等の要望に基づく訓練の実施や出前講座の実施している。				
9-1-a	市民防災意識・共助に対する理解の不足	9-1-a3	防災訓練・消火訓練への未参加等による防災意識の低下	×	防災訓練・消火訓練未参加者に対するフォローアップや更なる参加啓発のための広報等の具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要がある。	住民防災訓練事業	防災対策課	いっせい総合防災訓練では、ホームページや回覧を作成し広報する。また、毎年自治会長へ訓練支援内容を周知していく。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称（国庫）	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
9-1-a	市民防災意識・共助に対する理解の不足	9-1-a4	地域コミュニティ内での共助意識の不足	△	市民と市長の懇談会や男女共同参画推進事業、広報委員事業、防災教室や出前講座等を通じ、災害時の共助の重要性について、普及・啓発を図っている。今後は、更なる共助意識の啓発について推進していく必要がある。	広報委員事業	広報広聴室	毎月1回広報委員長会議を開催し、市からの広報事項を伝えるとともに、各地区の要望事項や意見、提案などをとりまとめて市に提言していただき、市政に反映していく。また、広報委員を通じたアンケートを実施し、市民意見の聴取を図る。	
9-1-a	市民防災意識・共助に対する理解の不足	9-1-a4	地域コミュニティ内での共助意識の不足	△	市民と市長の懇談会や男女共同参画推進事業、広報委員事業、防災教室や出前講座等を通じ、災害時の共助の重要性について、普及・啓発を図っている。今後は、更なる共助意識の啓発について推進していく必要がある。	市民と市長の懇談会事業	広報広聴室	一般市民を対象に特定のテーマを設定して行う「テーマ設定型」や市民等が構成する団体等との「対象者（団体）設定型」の懇談会を開催し、市民と市長が市政等について直接対話する。	
9-1-a	市民防災意識・共助に対する理解の不足	9-1-a4	地域コミュニティ内での共助意識の不足	△	市民と市長の懇談会や男女共同参画推進事業、広報委員事業、防災教室や出前講座等を通じ、災害時の共助の重要性について、普及・啓発を図っている。今後は、更なる共助意識の啓発について推進していく必要がある。	男女共同参画推進事業	人権・男女共同参画課	地域における男女共同参画の意識を形成し、災害時の共助意識を醸成するために各種講座や情報提供等啓発事業を実施する。	
9-1-b	共助に関する事業所・企業における防災体制の構築不足	9-1-b1	事業所・企業における防災組織・機能の不足	×	事業所・企業における防災組織・機能の確立は、現在、それぞれの事業所・企業の計画に委ねられている状態であり、市の統一的な施策は実施されておらず、今後、検討していく必要がある。	住民防災訓練事業	防災対策課	いっせいで総合防災訓練に事業所、企業が参加できるようにする。	
9-1-c	平時の地域コミュニティ形成の不足	9-1-c1	平時の地域コミュニティ形成の不足	○	平時の地域コミュニティの形成を支援するため、学校施設や地区公民館、集会所等を適切に管理運営し、市民活動の活性化に寄与している。	公衆浴場補助事業	環境保護課	小田原公衆浴場組合等へ、公衆浴場利用促進及び施設整備事業として、補助金を交付する。	
9-1-c	平時の地域コミュニティ形成の不足	9-1-c1	平時の地域コミュニティ形成の不足	○	平時の地域コミュニティの形成を支援するため、学校施設や地区公民館、集会所等を適切に管理運営し、市民活動の活性化に寄与している。	地区公民館支援事業	生涯学習課	地区公民館における生涯学習活動を支援するとともに、公民館の老朽化に伴う新築、建替え、改修、修繕などの工事費に対する補助を行う。また、地区公民館を活動の場としている文化・学習サークルの日頃の成果の発表と交流、相互理解の場として、地区公民館いきいきフェスタを開催する。	
9-1-d	災害に備える地域コミュニティ形成の不足	9-1-d1	自主防災組織形成への支援不足	△	自主防災組織の育成費補助、広域避難所の運営支援、防災教室や防災リーダー研修会の開催等を実施し、自主防災組織の活性化に寄与している。今後は、更なる活性化策について検討していく必要がある。	自主防災組織等活動支援事業	防災対策課	地域の防災力を向上させるために、自主防災組織自らが実施する地域の防災訓練や資機材の整備を支援する。災害発生時の初動において、行政による公助だけでなく、自助・共助が非常に重要となることから、防災資機材の整備や貸し出し、防災訓練の実施など、地域による共助を高めることを目的としている。	
9-1-d	災害に備える地域コミュニティ形成の不足	9-1-d2	自主防災組織の不足	○	小田原市においては250の単位自治会すべてに自主防災組織が確立されており、それぞれの事情や特性に応じた活動を実施している。				
9-1-d	災害に備える地域コミュニティ形成の不足	9-1-d3	自主防災組織の人材不足	×					
9-1-d	災害に備える地域コミュニティ形成の不足	9-1-d4	自主防災組織を含む災害時訓練の不足	△	自主防災組織における防災訓練等はそれぞれの自主防災組織で計画・実施しているが、その取り組みの状況は自治会毎にかなりの差がある現状です。今後は、市内全自主防災組織の防災力の均一な底上げのための施策について検討していく必要がある。	住民防災訓練事業	防災対策課	防災訓練や防災教室をプッシュ型で支援出来るよう体制づくりをしている。	
9-1-d	災害に備える地域コミュニティ形成の不足	9-1-d5	自主防災組織活動における資機材の不足	△	自主防災組織活動に必要な資機材の整備については、毎年継続的に補助しており、必要資器材の充実に努めている。	自主防災組織等活動支援事業	防災対策課	防災訓練や防災教室をプッシュ型で支援出来るよう体制づくりをしている。	
9-1-d	災害に備える地域コミュニティ形成の不足	9-1-d6	自主防災組織の実効性の不足	△	自主防災組織の実効性を確保するため、住民防災訓練を支援する事業を実施しているが、人材育成や資機材整備、訓練等のあらゆる分野で更なる具体策を検討・推進していく必要がある。	住民防災訓練事業	防災対策課	自主防災組織と、他の地域団体や地域内の事業所、学校、ボランティア等とが協力し、市や関係機関と連携して行う総合防災訓練を実施し、地域の総合的な防災力の向上を進める。災害発生時に各地域の住民が相互に協力し、自らの手により適切な対応がとれるように、地域ごとに実施される防災訓練を支援する。防災力向上のためには、自助・共助・公助の連携協力により、相乗的に効果をあげることが出来る。総合防災訓練では、この点を重視して実施し、市の防災をさらに向上させることを目的とする。	
9-2 要配慮者（配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、LGBTQ等）への地域の支援が不足し、命を救えない事態									
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a1	災害時避難行動要支援者名簿等の整備不足	△	災害時避難行動要支援者名簿の整備及びその活用に関する同意の取り付けなどは既に実施済みです。今後はその活用について検討し、訓練等を通じてその実効性を高めていく必要がある。	民生委員児童委員事業	福祉政策課	小田原市民生委員児童委員協議会の事務局、民生委員活動のサポート、民生委員推薦会の開催、民生委員児童委員協議会への補助金交付を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a1	災害時避難行動要支援者名簿等の整備不足	△	災害時避難行動要支援者名簿の整備及びその活用に関する同意の取り付けなどは既に実施済みです。今後はその活用について検討し、訓練等を通じてその実効性を高めていく必要がある。	認知症等高齢者SOSネットワーク事業	高齢介護課	市ウェブサイトや地域包括支援センターの協力によって周知を勧めるとともに、認知症関連イベントや講座などを活用し、制度の周知を図る。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a1	災害時避難行動要支援者名簿等の整備不足	△	災害時避難行動要支援者名簿の整備及びその活用に関する同意の取り付けなどは既に実施済みです。今後はその活用について検討し、訓練等を通じてその実効性を高めていく必要がある。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課	避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	生きがいふれあいフェスティバル開催事業	福祉政策課、健康づくり課	生きがいふれあいフェスティバル（シルバー作品展、ステージ発表、三世交代交流事業、介護予防講演会等）を開催する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	成年後見制度利用促進事業	福祉政策課	成年後見制度の利用促進に係る中核となる窓口（機関）を設置し、制度の普及啓発、利用相談、市民後見人の養成、地域連携ネットワークの構築等を推進する。また、成年後見制度の利用促進に向けた市の取組状況を調査審議する審議会を設置する。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	高齢者成年後見制度利用支援事業	高齢介護課	判断能力が十分でない者に対し、自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、本人に代わって市長が家庭裁判所に成年後見の申立てを行う。低所得者に対しては、審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬の全部または一部を助成する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	障がい者成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課	判断能力が十分でない障がい者に代わって市長が家庭裁判所に成年後見の申し立てを行う。低所得者に対しては、審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬の全部または一部を助成する。	地域生活支援事業費補助金
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	高齢者筋力向上トレーニング事業	健康づくり課	いそぎ・小田原アリーナ、プールの基幹型高齢者筋力向上トレーニング教室の開催と地域で自主的に行っている地域型筋トレグループの支援を行っている。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	高齢者栄養改善事業	健康づくり課	高齢者の低栄養状態の予防・改善を目的に、栄養に関する講話と調理実習を組み合わせた教室を開催し、介護予防に関する知識を習得できるように支援する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	認知症予防事業	健康づくり課	認知症の予防を図るため、脳の活性化を促すゲームやウォーキングなどの有酸素運動、グループワークを通じたコミュニケーションなどを内容とした教室を開催する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	高齢者体操教室開催事業	健康づくり課	市内4会場で、体操教室（1コース4か月、年2回）を実施する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	認知症初期集中支援事業	高齢介護課	支援対象者への家庭訪問を実施し、専門医に報告。初期集中支援チーム会議にて支援方針を決定することにより、早期診断、早期対応ができるよう支援体制を構築する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	健康相談事業	健康づくり課	心身の健康に関する個別の相談に対応し、生活習慣の改善などに必要な助言や指導を行う。定期的な相談対応のほか、地域の公共施設に出向いての相談や電話による随時相談を実施する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	健康おだわら普及員事業	健康づくり課	連合自治会単位の各地域で健康づくり事業を実施するために、健康おだわら普及員連絡会へ助成を行う。また、健康おだわら普及員の育成のため、テーマを決めて、定例会（研修会）を開催し、健康に関する知識の普及啓発を図る。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	子どもの居場所づくり事業	青少年課	公民館等を活用した子ども食堂等の子ども居場所づくり活動を支援し、学校や家庭以外に子どもが集える多様な居場所を確保する。また、PTAや子ども会など、子どもに関する地域の活動情報を集約して発信する仕組みを支援することで、地域における子どもを取り巻くネットワークの強化を図る。	地方創生整備推進交付金
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	訪問指導事業	健康づくり課	心身の状況や生活している環境に照らして保健師等が訪問し、家庭における生活習慣病の悪化を予防するための助言や指導、関係する制度の活用、介護家族の健康管理など、本人や家族に行い介護予防と健康の保持増進を図る。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	認知症地域支援推進事業	高齢介護課	高齢者の生活状況に関する実態を把握する。認知症に関する知識の普及啓発を行う。認知症の人とその家族を支援するための相談業務や家族会の運営を行い、認知症初期集中支援事業との連携を図る等により適切な支援を行う。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
ID	名称	ID	名称	判定	小リスク評価 評価理由	事業概要等		補助金等の名称 (国庫)	
						事業名	事業内容		
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	地域包括支援センター運営事業	高齢介護課 高齢介護課	高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、高齢者の心身の健康の維持、保健、医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置・運営する。また、地域包括支援センターの存在や役割を周知し、地域の団体が行う活動等との連携や高齢者世帯へのアウトリーチを進め、複合的な課題の解決に向けた地域のネットワークを構築する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	介護予防普及啓発事業	健康づくり課	おだわら総合医療福祉会館の4階に、介護予防対策室を運営し、地域の高齢者が憩い、談話や囲碁将棋、カラオケなどを行えるスペースとして開放し、高齢者の閉じこもり防止を図る。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	いきいき健康事業	健康づくり課	小田原市社会福祉協議会に委託し、26地区社会福祉協議会単位に、1地区につき概ね1回以上、転倒防止、閉じこもり予防、高齢者体操、ウォーキング、栄養改善、健康講話等の内容の教室を開催する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	地域介護予防活動支援事業	健康づくり課	地域介護予防活動支援講座、介護予防サポーター養成講座を開催する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	ふれあい担い手発掘事業	健康づくり課	主に活動地域住民で構成され、地域の高齢者に対して活動する団体「ふれあい担い手」を選定し、その団体尾が行う介護予防・閉じこもり防止に係る事業に使用する備品等の購入費に対して補助する。(補助上限額1団体につき40,000円) サロン等(自宅を会場とする場合)の普及を図るため、トイレの様式化やバリアフリーに関する経費についても補助する。(補助上限額1団体につき180,000円)	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	地域リハビリテーション活動支援事業	健康づくり課	介護事業所に対するリハビリテーションに関する研修会の開催、介護事業所、住民主体の通いの場、地縁組織等に対するリハビリテーションの専門的見地からの支援について、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者に委託し実施する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	生活支援体制整備事業	高齢介護課	高齢者の日常生活を支援する、多様な主体によるサービス(介護保険サービスに限定されない社会資源)を把握・発掘・開発し、支援体制を整備するほか、多様な主体によるサービスに従事する担い手の育成のために、基準緩和型サービス従事者研修を実施する。 市及び関係機関の情報を一元化し、効率的な情報収集・共有を行うことで、住民サービスの向上につなげるよう、関係者の報告の簡略化と成果の可視化するためのツールを構築する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	市社会福祉協議会補助事業	福祉政策課	市社会福祉協議会への補助(運営費及び事業費)を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めている。	重層的支援体制整備事業	福祉政策課	属性を超えた相談支援が必要とされる場合、構築した多機関協働の枠組みで多方面から支援を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a3	自主防災組織等の組織体制の不足	○	小田原市においては250の単位自治会すべてに自主防災組織が確立されており、それぞれの事情や特性に応じた活動を実施している。地域コミュニティ推進事業はその組織体制の強化に寄与している。今後、更なる活性化策について検討していく必要がある。	地域コミュニティ推進事業	地域政策課	社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化を踏まえ、各地区において地域の力で、安心して生活できる地域社会が醸成できることを目的とする。地域が主体となり、各種地域活動に取り組めるよう地域コミュニティ組織の運営に対する事務的、人的、経済的支援を行う。さらに、地域内の様々な活動間の連携を進めるとともに、地域活動の担い手の確保や地域課題を解決していく仕組みを構築できるよう、庁内連携を図りながら各地域の実情に応じ、地域コミュニティ組織の円滑な運営を支援する。	地方創生推進交付金 (令和4年度まで)
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a3	自主防災組織等の組織体制の不足	○	小田原市においては250の単位自治会すべてに自主防災組織が確立されており、それぞれの事情や特性に応じた活動を実施している。地域コミュニティ推進事業はその組織体制の強化に寄与している。今後、更なる活性化策について検討していく必要がある。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課	避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a4	災害時要支援者に関する防災教育の不足	△	災害時要支援者を対象とした防災教育や災害時要支援者に対する支援の在り方等に関する防災教育はまだ不十分な状態であり、今後、その推進について検討していく必要がある。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課	避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a5	高齢者等の住宅の家具の固定促進の不足	×	高齢者等の住宅の家具の固定は、その実情の把握を含め、まだまだ不十分な状態であり、今後、その推進について検討していく必要がある。				
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a6	災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の不足	△	独居老人等に対し緊急通報システムを整備し、災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の向上に努めるとともに、聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対するコミュニケーション支援事業や、情報バリアフリー事業による障がい者に対する適切な情報提供に努めている。今後、IT技術の進展による多様な情報提供手段についてさらに検討していく必要がある。	独居老人等緊急通報システム事業	高齢介護課	要介護認定において要介護3以上の認定を受けた方で、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、又は高齢者のみの世帯の方からの要望に応じ、緊急通報システムを設置する。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a6	災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の不足	△	独居老人等に対し緊急通報システムを整備し、災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の向上に努めるとともに、聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対するコミュニケーション支援事業や、情報バリアフリー事業による障がい者に対する適切な情報提供に努めている。今後、IT技術の進展による多様な情報提供手段についてさらに検討していく必要がある。	コミュニケーション支援事業	障がい福祉課	聴覚障がい者、音声言語機能障がいのある方を対象に意思疎通の支援を行う。また、支援する手話通訳者・要約記者を養成する。	地域生活支援事業費補助金
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a6	災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の不足	△	独居老人等に対し緊急通報システムを整備し、災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の向上に努めるとともに、聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対するコミュニケーション支援事業や、情報バリアフリー事業による障がい者に対する適切な情報提供に努めている。今後、IT技術の進展による多様な情報提供手段についてさらに検討していく必要がある。	情報バリアフリー事業	障がい福祉課	重度の視覚障害のため文字による情報入手が困難な方に、点訳、音訳等の方法で、地域生活をするうえでの必要度の高い情報を提供する。	地域生活支援事業費補助金
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a6	災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の不足	△	独居老人等に対し緊急通報システムを整備し、災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の向上に努めるとともに、聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対するコミュニケーション支援事業や、情報バリアフリー事業による障がい者に対する適切な情報提供に努めている。今後、IT技術の進展による多様な情報提供手段についてさらに検討していく必要がある。	情報通信施設整備事業	情報司令課	聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対してはインターネット、Eメール及びFAXによる非常通報の受信を行う。広報用動画等を作成する際は音声のみではなく字幕テロップを入れる等の配慮を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a6	災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の不足	△	独居老人等に対し緊急通報システムを整備し、災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の向上に努めるとともに、聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対するコミュニケーション支援事業や、情報バリアフリー事業による障がい者に対する適切な情報提供に努めている。今後、IT技術の進展による多様な情報提供手段についてさらに検討していく必要がある。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課	避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a7	避難経路等のバリアフリー化の不足	×	避難場所となっている各小学校等を含め、避難経路等のバリアフリー化はまだ不十分な状態であり、今後、その推進について検討していく必要がある。				
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a8	福祉避難所、補助器具、車等の準備不足	△	地震時の福祉避難所のみならず、バリアフリー型風水害避難場所を開設・運営する。また、避難所や避難場所における補助具の整備や要支援者の輸送に関する介護保険事業等との連携について検討していく。	障がい者生活支援事業	障がい福祉課	障がい者の日常生活及び社会生活の質の向上を図るため、重度障がい者住宅設備改良費助成事業、移動支援事業、日中一時支援事業、重度障がい者訪問入浴サービス事業、日常生活用具費給付事業、軽度・中等度聴覚補聴器支給事業の各事業を行う。	地域生活支援事業費補助金
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a8	福祉避難所、補助器具、車等の準備不足	△	地震時の福祉避難所のみならず、バリアフリー型風水害避難場所を開設・運営する。また、避難所や避難場所における補助具の整備や要支援者の輸送に関する介護保険事業等との連携について検討していく。	障がい者福祉施設等運営支援事業	障がい福祉課	障がい者の日中活動、社会参加の場を確保し、障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせることができる社会とするため、地域活動支援センターや、支援困難者を受け入れる体制を整える事業所に対して、運営費補助金を交付する。	重層的支援体制整備事業交付金
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a8	福祉避難所、補助器具、車等の準備不足	△	地震時の福祉避難所のみならず、バリアフリー型風水害避難場所を開設・運営する。また、避難所や避難場所における補助具の整備や要支援者の輸送に関する介護保険事業等との連携について検討していく。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課 高齢介護課 障がい福祉課	市内福祉事業所と災害時対応に係る協定を締結し、避難所、避難場所に必要な福祉用具の調達、専門職の協力、要支援者の避難支援等について連携体制を検討する。また、緊急受入れに関する基本協定締結法人への災害備蓄用資機材等の整備の支援について検討する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a9	保健福祉関係者に対する防災教育・研修の不足	△	難治性疾患対策に対応できる医療従事者等の育成、認知症サポーターの養成やケアマネジャーの技術向上のための事業を通じて、保健福祉関係者に対する防災に関する知識・技術の普及啓発を図っている。	難治性疾患対策事業	健康づくり課	難治性疾患対策等（肝疾患、腎疾患及び糖尿病の疾病等を重点）を実施する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a9	保健福祉関係者に対する防災教育・研修の不足	△	難治性疾患対策に対応できる医療従事者等の育成、認知症サポーターの養成やケアマネジャーの技術向上のための事業を通じて、保健福祉関係者に対する防災に関する知識・技術の普及啓発を図っている。	認知症サポーター養成事業	高齢介護課	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を普及するとともに、認知症サポーター養成講座を修了した者や認知症に関する基礎的な知識を有する者に対するフォロー研修を開催する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a9	保健福祉関係者に対する防災教育・研修の不足	△	難治性疾患対策に対応できる医療従事者等の育成、認知症サポーターの養成やケアマネジャーの技術向上のための事業を通じて、保健福祉関係者に対する防災に関する知識・技術の普及啓発を図っている。	ケアマネジメント技術向上支援事業	高齢介護課	居宅事業所及び包括支援センターのケアマネジャーからケアプランを提出してもらい、内容を点検し、個別に助言を行う。また、年3回専門知識の習得に向けた研修を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施している。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していく。	公立幼稚園教育推進事業	教育総務課	園務システムにより保育の様子（園児の育ち）にかかる情報発信を強化し、保護者理解の向上を図る。特別な支援を要する園児は今後増加が見込まれることから、介助教諭等を適正に配置し園児の育ちを支えていく。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施している。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していく。	支援教育推進事業	教育指導課	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。	教育支援体制整備事業費補助金
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施している。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していく。	介護サービス事業所指定等事業	高齢介護課	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所の指定を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施している。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していく。	介護サービス事業者支援事業	高齢介護課	介護サービスの質の向上・確保を図るため、市内の全ての介護保険事業所を対象として事業者連絡会議を開催し、介護保険制度の内容やサービス提供時の留意事項等のほか、市及び関係機関・団体を取り扱う高齢者施策等に係る情報提供等を行う。また、介護サービスを担う人材の確保及び育成に係る支援を行う。	地域医療介護総合確保基金事業費補助金
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施している。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していく。	障がい福祉関係諸計画推進事業	障がい福祉課	医療・福祉・学識経験者等、各分野の専門的知見を有する者から構成される、「おだわら障がい者基本計画策定検討委員会」を設置・開催し、令和5年度から令和10年度までの6カ年計画となる、当該計画を策定した。また、地域障害者自立支援協議会で、現行の「おだわら障がい者基本計画」等、市町村計画の進捗管理を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施している。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していく。	通所型サービス事業	高齢介護課	要支援認定を受けた被保険者及び基本チェックリスト判定による事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである通所型サービスを提供する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施している。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していく。	介護予防ケアマネジメント事業	高齢介護課	要支援の認定を受けた者やチェックリストに該当した事業対象者が、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用する際に、地域包括支援センターにおいて、アセスメントを実施しケアプランを作成した場合に、かかる費用について支払う。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称（国庫）	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施している。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していく。	高齢者福祉介護計画推進事業	高齢介護課	有識者等による委員会を設置・運営し、おだわら高齢者福祉介護計画の推進に係る意見の聴取を行うとともに、定期的な実態調査を踏まえて、次期計画の策定検討を行う。また、地域包括支援センターの運営等について意見を聴取する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施している。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していく。	地域ケア会議開催事業	高齢介護課	地域の保健・医療・介護サービス等の社会的基盤が有機的に連携できる環境整備を行うとともに、高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で生活し続けられるよう支援するため、地域包括支援センターが主体になり、個別ケア会議と圏域ケア会議を開催する。また、市は、介護予防・重度化防止の視点から多職種でケアプランを検討する「自立支援ケア会議」及び各圏域ケア会議での課題を集約する「おだわら地域包括ケア推進会議」を開催する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施している。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していく。	在宅医療・介護連携事業	高齢介護課	多職種協働研修を通して顔の見える関係づくりを構築するとともに、各専門職の役割の理解及び共有を図る。また、医療・介護の専門職と行政による検討会を開催し、医療・介護に係るデータ等を基に在宅医療・介護連携について協議を行う。研修会の委託（3師会）や地域医療連携を図る医師会及び歯科医師会に対し、補助を行う。市民に対しては、終講講座を開催し、医師等が講師となり、在宅での看取り事例の紹介や、元気なうちから本人と関係者が話し合うことの大切さなどを伝える。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b1	福祉避難所の確保不足	△	地震時の福祉避難所となり得る障がい者福祉施設の運営支援を行う事業や施設・設備に対する補助事業を実施している。また、風水害時の福祉避難場所（仮称）の開設・運営要領について検討中です。	障がい者福祉施設等運営支援事業	障がい福祉課	障がい者の日中活動、社会参加の場を確保し、障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせることができる社会とするため、地域活動支援センターや、支援困難者を受け入れる体制を整える事業所に対して、運営費補助金を交付する。	重層的支援体制整備事業交付金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b1	福祉避難所の確保不足	△	地震時の福祉避難所となり得る障がい者福祉施設の運営支援を行う事業や施設・設備に対する補助事業を実施している。また、風水害時の福祉避難場所（仮称）の開設・運営要領について検討中です。	障がい者福祉施設・設備整備費補助事業	障がい福祉課	障がい者のグループホームを新たに開設する法人に対し、備品等購入にかかる費用を助成する。また、「災害時における要援護者等の緊急受入れに関する基本協定」を締結した法人に対し、防災資機材等の購入費の補助を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b2	福祉避難所の災害時受入れ環境の整備不足	△	地震時の福祉避難所となり得る障がい者福祉施設の運営支援を行う事業や施設・設備に対する補助事業、介護保険施設等整備費補助事業を実施している。	障がい者福祉施設等運営支援事業	障がい福祉課	障がい者の日中活動、社会参加の場を確保し、障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせることができる社会とするため、地域活動支援センターや、支援困難者を受け入れる体制を整える事業所に対して、運営費補助金を交付する。	地域生活支援事業費補助金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b2	福祉避難所の災害時受入れ環境の整備不足	△	地震時の福祉避難所となり得る障がい者福祉施設の運営支援を行う事業や施設・設備に対する補助事業、介護保険施設等整備費補助事業を実施している。	障がい者福祉施設・設備整備費補助事業	障がい福祉課	障がい者のグループホームを新たに開設する法人に対し、備品等購入にかかる費用を助成する。また、「災害時における要援護者等の緊急受入れに関する基本協定」を締結した法人に対し、防災資機材等の購入費の補助を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b2	福祉避難所の災害時受入れ環境の整備不足	△	地震時の福祉避難所となり得る高齢者福祉施設の運営支援を行う事業や施設・設備に対する補助事業、介護保険施設等整備費補助事業を実施している。	介護保険施設等整備費補助事業	高齢介護課	厚生労働省が定める地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を財源とし、同交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要領に規定する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備事業を行うとする事業者に対して整備費を間接補助する。	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b3	災害時要支援者への健康管理対策の不足	△	平素から災害時要支援者の健康管理を実施する体制を確立するための事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	公立幼稚園教育推進事業	教育総務課	園務システムにより保育の様子（園児の育ち）にかかる情報発信を強化し、保護者理解の向上を図る。特別な支援を要する園児は今後増加が見込まれることから、介助教諭等を適正に配置し園児の育ちを支えていく。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b3	災害時要支援者への健康管理対策の不足	△	平素から災害時要支援者の健康管理を実施する体制を確立するための事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	支援教育推進事業	教育指導課	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。	教育支援体制整備事業費補助金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b3	災害時要支援者への健康管理対策の不足	△	平素から災害時要支援者の健康管理を実施する体制を確立するための事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	訪問指導事業	健康づくり課	心身の状況や生活している環境に照らして保健師等が訪問し、家庭における生活習慣病の悪化を予防するための助言や指導、関係する制度の活用、介護家族の健康管理など、本人や家族に行い介護予防と健康の保持増進を図る。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b3	災害時要支援者への健康管理対策の不足	△	平素から災害時要支援者の健康管理を実施する体制を確立するための事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	ウォーキング啓発事業	スポーツ課	日常生活にウォーキングを定着させるため、コース設定等を行うウォーキング啓発事業を実施する。また、子どもや保護者を対象にウォーキングを通じて子どもたちへの豊かな心を育む歩育啓発事業を開催する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b3	災害時要支援者への健康管理対策の不足	△	平素から災害時要支援者の健康管理を実施する体制を確立するための事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	総合型地域スポーツクラブ推進事業	スポーツ課	地域のだれもがいつまでも活動できるよう、また、多種目のスポーツを楽しむことができるよう、市民が身近なところで気軽に運動ができる環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブから地区に対して臨時講師を派遣する等の「地域単位でのスポーツ振興」のための仕組みを整えていく。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b3	災害時要支援者への健康管理対策の不足	△	平素から災害時要支援者の健康管理を実施する体制を確立するための事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課	避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	生活保護事業	生活保護課	生活保護法に基づく保護を実施する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	認知症サポーター養成事業	高齢介護課	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を普及するとともに、認知症サポーター養成講座を修了した者や認知症に関する基礎的な知識を有する者に対するフォロー研修を開催する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	生活支援体制整備事業	高齢介護課	高齢者の日常生活を支援する、多様な主体によるサービス（介護保険サービスに限定されない社会資源）を把握・発掘・開発し、支援体制を整備するほか、多様な主体によるサービスに従事する担い手の育成のために、基準緩和型サービス従事者研修を実施する。市及び関係機関の情報を一元化し、効率的な情報収集・共有を行うことで、住民サービスの向上につなげるよう、関係者の報告の簡略化と成果の可視化するためのツールを構築する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	通所型サービス事業	高齢介護課	要支援認定を受けた被保険者及び基本チェックリスト判定による事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである通所型サービスを提供する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	介護予防ケアマネジメント事業	高齢介護課	要支援の認定を受けた者やチェックリストに該当した事業対象者が、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用する際に、地域包括支援センターにおいて、アセスメントを実施しケアプランを作成した場合に、かかる費用について支払う。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		判定	評価理由	事業名	課名	事業概要等	補助金等の名称 (国庫)
ID	名称	ID	名称						
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	コミュニケーション支援事業	障がい福祉課	聴覚障がい者、音声言語機能に障がいのある方を対象に意思疎通の支援を行う。 また、支援する手話通訳者・要約筆記者を養成する。	地域生活支援事業費補助金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	地域包括支援センター運営事業	高齢介護課	高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるように、高齢者の心身の健康の維持、保健、医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置・運営する。また、地域包括支援センターの存在や役割を周知し、地域の団体が行う活動等との連携や高齢者世帯へのアウトリーチを進め、複合的な課題の解決に向けた地域のネットワークを構築する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	福祉タクシー利用助成事業	高齢介護課	在宅の介護を要する高齢者等の通院及び日常生活の利便に供するため、要介護認定において要介護3以上の認定を受けた在宅の高齢者に対し、通院等にタクシーを利用した場合に初乗り運賃相当分を助成する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	介護予防普及啓発事業	健康づくり課	おだわら総合医療福祉会館の4階に、介護予防対策室を運営し、地域の高齢者が憩い、談話や囲碁将棋、カラオケなどを行えるスペースとして開放し、高齢者の閉じこもり防止を図る。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	いきいき健康事業	健康づくり課	小田原市社会福祉協議会に委託し、26区社会福祉協議会単位に、1地区につき概ね1回以上、転倒防止、閉じこもり予防、高齢者体操、ウォーキング、栄養改善、健康講話等の内容の教室を開催する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	地域介護予防活動支援事業	健康づくり課	地域介護予防活動支援講座、介護予防サポーター養成講座を開催する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	ふれあい担い手発掘事業	健康づくり課	主に活動地域住民で構成され、地域の高齢者に対して活動する団体「ふれあい担い手」を選定し、その団体尾が行う介護予防・閉じこもり防止に係る事業に使用する備品等の購入費に対して補助する。(補助上限額1団体につき40,000円) サロン等(自宅を会場とする場合)の普及を図るため、トイレの様式化やバリアフリーに関する経費についても補助する。(補助上限額1団体につき180,000円)	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	地域リハビリテーション活動支援事業	健康づくり課	介護事業所に対するリハビリテーションに関する研修会の開催、介護事業所、住民主体の通いの場、地縁組織等に対するリハビリテーションの専門的見地からの支援について、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者に委託し実施する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	介護予防把握事業	健康づくり課	当該年度中に70歳を迎える高齢者及び74歳未満の者で前回の調査に未回答の者に対し調査票を送付し、高齢者の生活実態を調査する。高齢者からの回答をもとに、高齢者に対し個々のアドバイスを送付する。全体の調査結果について、報告書を作成する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	妊婦・産婦健康診査事業	子ども若者支援課	妊娠中に14回、産後に2回の妊婦・産婦健康診査及び産後ケアに係る費用の一部を助成する。また、妊娠中に1回、妊婦歯科健康診査を取り扱い歯科医院で実施する。	母子保健衛生費補助金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	乳幼児健康診査事業	子ども若者支援課	保健センターや取扱医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査、乳幼児事後検診及び4・5歳児検尿検査を実施するとともに、乳幼児健診時のカルテ電子化など検診を行う。	母子保健衛生費補助金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	母子健康教育事業	子ども若者支援課	妊娠・出産・育児に関して集団的に必要な指導・助言を行う。また、電子母子手帳アプリを用いて情報発信を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	不妊症・不育症治療費助成事業	子ども若者支援課	不妊症の治療を行った夫婦が、県の不妊症治療費助成の申請を行った場合、その申請に対して上乗せで治療費の一部を助成する。また、不育症の治療を行って、妊娠を継続し出産に至った夫婦に対して、その治療費の一部を助成する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	ファミリー・サポート・センター管理運営事業	子育て政策課	子育て中の保護者に対し、公的サービスが提供されていない保育施設までの送迎や保育終了後の預かりなどの支援体制を整えることにより、子育ての負担感や不安感を軽減するとともに、共働き世帯など、仕事と育児を両立する手助けをすることで、子育てしやすい環境づくりを進める。	子ども・子育て支援交付金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	子育て支援フェスティバル開催事業	子育て政策課	子育て中の親と子どもや子育てを支援する団体が集まり、親子が楽しめるとともに、様々な情報を受けられるフェスティバルを開催する。楽しみながら子育ての知識を得られるフェスティバルをコンセプトとし、親子で楽しめるゲームや実演などを通じて子育てに関する知識・情報などを提供する。これらの準備作業を通じて、子育て支援団体間・行政と団体間の情報交換や連携を図ることで、団体の子育て支援活動を活性化し、地域の子育て支援の環を広げる。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	地域子育てひろば事業	子育て政策課	未就園児の親同士の交流や情報交換の場(地域子育てひろば)を、連合地区単位に地区民生委員児童委員協議会などが主体となり設置するとともに、子育て支援センターとの連携強化を図り、地域の子育て力の向上を図る。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	教育相談等充実事業	教育指導課	支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした教育相談を実施するとともに、不登校又は不登校傾向の児童生徒の状況改善を図るため、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行う。	教育支援体制整備事業費補助金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	児童生徒指導充実事業	教育総務課、教育指導課	中学校に生徒指導上の課題により学級運営に支障をきたす場合に生徒指導員を派遣する。 小田原市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止対策調査会を設置し実効性のある対策の調査・研究、重大事態発生時における調査を実施する体制を整えるとともに、いじめ問題対策連絡会及びいじめ予防教室を開催し、いじめ防止対策を総合的に推進する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	乳児家庭全戸訪問事業	子ども若者支援課	妊産婦・新生児・未熟児・乳幼児世帯に保健師及び助産師、赤やん訪問員が訪問し、育児に関する情報提供等を行う。また、訪問記録の電子化について検討を行う。	子ども・子育て支援交付金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	育児相談事業	子ども若者支援課	乳幼児を持つ保護者の育児不安や悩みを解決するため、育児・栄養等の相談を実施する。また、臨床心理士と保健師が家庭状況を把握して、継続的に相談や助言を行うとともに、子どもの発達検査を実施する。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	(国庫)
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	母子訪問指導事業	子ども若者支援課	妊産婦・新生児・未熟児・乳幼児世帯に保健師及び助産師が訪問し保健指導を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	子育て世代包括支援センター運営事業	子ども若者支援課	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠届出の申請受付、母子健康手帳の交付及び相談、それに伴う支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う。	重層的支援体制整備事業交付金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	養育支援家庭訪問事業	子ども若者支援課	事業対象者を把握し、処遇会議等で支援の必要性を判断された家庭に対し事業の周知を行い、利用を推進する。委託業者と連携し、安心・安全な育児の自立を目指し、訪問による育児、家事等の援助や指導等、又は養育者の身体的、精神的な不調状態に対する相談や指導を行う。	子ども・子育て支援交付金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	子ども若者相談支援事業	子ども若者支援課	児童福祉法第10条第1項の規定に基づく児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他からの相談、及び、ひきこもりや若年無業者（ニート）など社会生活を円滑に営むことが難しい若者（30歳代まで）やその保護者等からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。また、児童福祉法第25条の2の規定に基づき、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。	児童入所施設措置費等負担金 児童虐待・DV対策総合支援事業費補助金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	保育所等訪問支援事業	子ども若者支援課	主に、つくしんぼ教室において児童発達支援サービスを利用している園児等を対象に、療育を専門とする保育士と臨床心理士等が保育所等を訪問して必要な支援を行い、つくしんぼ教室と保育所等の両面から療育効果の向上を図る。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	早期発達支援事業	子ども若者支援課	臨床心理士、教育コーディネーター、療育施設職員、保健師等が各施設を訪問し、発達に課題があると思われる、いわゆる「気になる子」の行動等やその支援状況を観察し、職員に対して園児への適切な支援方法・環境設定等について助言指導を行う。また、市内の各施設や関係機関に周知のもと、小児の心理や精神、発達等に見識のある児童精神科医師を交えてケース検討会を実施するとともに、発達障害やその支援に関する理解を深めるため、様々な分野から講師を招き講演会を開催する。	障害者自立支援事業費等補助金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	女性相談事業	人権・男女共同参画課	婦人相談員による女性相談及びDV被害者等の緊急一時保護とその後の自立を支援する相談窓口を運営する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	子ども若者支援課	保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に実施施設において養育を行う。	子ども・子育て支援交付金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	若者未来創造事業	未来創造・若者課	若者や女性の視点やアイデアが生かされる環境を整備する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	市中心身障児福祉手当給付事業	障がい福祉課	本市に引き続き1年以上住所を有する障がい者の保護者の申請に基づき、手当を給付する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	障害福祉サービス等給付事業	障がい福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス費を給付する。	障害者自立支援給付費等国庫負担金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	重度障がい者医療費助成事業	障がい福祉課	重度の障がい者に対して、保険医療費の自己負担分を助成する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	歯科二次診療所管理運営事業	障がい福祉課	障がいの程度や設備の面で一般の歯科診療所では対応が困難な障がい者に対し、安全でより高度な歯科診療と口腔保健指導を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	障がい児通所支援事業	障がい福祉課	児童発達支援、放課後デイサービスなどのサービスを利用した障がい児の保護者に対し、サービスの提供に要した費用の額から、利用者負担額を控除した額を給付する。	障害児入所給付費等 国庫負担金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	障がい福祉関係諸計画推進事業	障がい福祉課	医療・福祉・学識経験者等、各分野の専門的知見を有する者から構成される、「おだわら障がい者基本計画策定検討委員会」を設置・開催し、令和5年度から令和10年度までの6カ年計画となる、当該計画を策定した。また、地域障害者自立支援協議会で、現行の「おだわら障がい者基本計画」等、市町村計画の進捗管理を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	障害支援区分認定等事業	障がい福祉課	障害福祉サービスを利用する際に必要となる障害支援区分の認定を行うため、認定調査、医師意見書の徴収及び障害支援区分認定、審査会の運営を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	情報バリアフリー事業	障がい福祉課	重度の視覚障害のため文字による情報入手が困難な方に、点訳、音声等の方法で、地域生活をするうえでの必要度の高い情報を提供する。	地域生活支援事業費補助金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	障がい者生活支援事業	障がい福祉課	障がい者の日常生活及び社会生活の質の向上を図るため、重度障がい者住宅設備改良費助成事業、移動支援事業、日中一時支援事業、重度障がい者訪問入浴サービス事業、日常生活用具費給付事業、軽度・中等度難聴児補聴器支給事業の各事業を行う。	地域生活支援事業費補助金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b7	外国人への避難生活支援の不足	△	外国人への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	外国語教育推進事業	教育指導課	小中学校に外国語指導助手（ALT）と小学校英語専科非常勤講師を配置し、体験的かつ専門性の高い外国語教育を推進する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b7	外国人への避難生活支援の不足	△	外国人への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	支援教育推進事業	教育指導課	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称（国庫）	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b7	外国人への避難生活支援の不足	△	外国人への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	外国籍住民支援事業	人権・男女共同参画課	外国籍住民向けに、市HPで災害避難カード（4か国語）の掲載及び外国人生活支援ポータルサイト等の案内をしている。また、行政手続等においては自動通訳翻訳機を活用した支援を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b8	在宅要支援者への見守り・支援の不足	△	在宅要支援者への避難生活支援や見守りに繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	訪問型サービス事業	高齢介護課	要支援認定を受けた被保険者及び基本チェックリスト判定による事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである訪問型サービスを提供する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b8	在宅要支援者への見守り・支援の不足	△	在宅要支援者への避難生活支援や見守りに繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	特別障害者手当等給付事業	障がい福祉課	特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当を給付する。	特別障害者手当等給付費国庫負担金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b8	在宅要支援者への見守り・支援の不足	△	在宅要支援者への避難生活支援や見守りに繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	障がい者自立支援事業	障がい福祉課	在宅で生活する障がい者の自立を支援するほか、施設に入所をしていた障がい者がグループホームに居移したときの家賃の一部を助成する。	地域生活支援事業費補助金
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b8	在宅要支援者への見守り・支援の不足	△	在宅要支援者への避難生活支援や見守りに繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	居宅介護支援事業者等事務費補助事業	高齢介護課	居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要介護（要支援）被保険者から依頼を受け、住宅改修費支給申請に係る「住宅改修が必要な理由書」を作成した居宅介護支援事業者等に対し、その業務に対する費用の一部を補助する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b8	在宅要支援者への見守り・支援の不足	△	在宅要支援者への避難生活支援や見守りに繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	高齢者救急要請カード配付事業	高齢介護課	救急搬送時や、災害時の避難行動の際に活用する救急要請カードを、民生委員の戸別訪問により配付する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b8	在宅要支援者への見守り・支援の不足	△	在宅要支援者への避難生活支援や見守りに繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	在宅医療・介護連携事業	高齢介護課	多職種協働研修を通して顔の見える関係づくりを構築するとともに、各専門職の役割の理解及び共有を図る。また、医療・介護の専門職と行政による検討会を開催し、医療・介護に係るデータ等を基に在宅医療・介護連携について協議を行う。研修会の委託（3師会）や地域医療連携を図る医師会及び歯科医師会に対し、補助を行う。市民に対しては、終活講座を開催し、医師等が講師となり、在宅での看取り事例の紹介や、元気なうちから本人と関係者が話し合うことの大切さなどを伝える。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b8	在宅要支援者への見守り・支援の不足	△	在宅要支援者への避難生活支援や見守りに繋がる平素からの各種支援事業を実施している。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していく。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課	避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援を行う。	
9-3 避難所において要配慮者に対する配慮が不足し、健康被害や精神的苦痛を味わうような事態									
9-3-a	災害時要支援者の健康被害の発生	9-3-a1	福祉避難所の不足	△	福祉避難所等として利用する施設に対する補助を行っているが、災害時の福祉避難者数に対し、施設の確保が十分とは言えない状態であり、今後、更に有効な福祉避難所不足解消策について検討する必要がある。	障がい者福祉施設・設備整備費補助事業	障がい福祉課	障がい者のグループホームを新たに開設する法人に対し、備品等購入にかかる費用を助成する。また、「災害時における要援護者等の緊急受入れに関する基本協定」を締結した法人に対し、防災資機材等の購入費の補助を行う。	
9-3-a	災害時要支援者の健康被害の発生	9-3-a2	避難所における協力者の不足	×	要配慮者を受け入れる協力者が不足しており、この解消策について検討する必要がある。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課	避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援を行う。	
9-3-a	災害時要支援者の健康被害の発生	9-3-a3	災害時要支援者に必要な資機材等の不足	×	災害時要支援者に必要な資機材等の確保は、まだまだ十分とは言えない状態であり、今後、その推進について検討していく必要がある。	ウォーキング啓発事業	スポーツ課	日常生活にウォーキングを定着させるため、コース設定等を行うウォーキング啓発事業を実施する。また、子どもや保護者を対象にウォーキングを通じて子どもたちへの豊かな心を育む歩育啓発事業を開催する。	
9-3-a	災害時要支援者の健康被害の発生	9-3-a3	災害時要支援者に必要な資機材等の不足	×	災害時要支援者に必要な資機材等の確保は、まだまだ十分とは言えない状態であり、今後、その推進について検討していく必要がある。	総合型地域スポーツクラブ推進事業	スポーツ課	地域のだれもがいつまでも活動できるよう、また、多種目のスポーツを楽しむことができるよう、市民が身近なところで気軽に運動ができる環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブから地区に対して臨時講師を派遣する等の「地域単位でのスポーツ振興」のための仕組みを整えていく。	
9-3-a	災害時要支援者の健康被害の発生	9-3-a4	避難所避難者の災害時要支援者に関する知識・理解の不足	△	避難所避難者の災害時要支援者に関する知識・理解の不足に対応するための施策は一部実施中ですが、まだまだ十分とは言えない状態であり、今後、その推進について検討していく必要がある。	女性相談事業	人権・男女共同参画課	平常時からDV被害や性暴力等についての知識や理解を深めるための啓発事業を実施し、災害時においてもDV被害者の方等への配慮ができるように市民の意識を高める。	
9-3-b	災害時要支援者が精神的苦痛を味わう事態の発生	9-3-b1	災害時要支援者用施設の未確保	△	福祉避難所等として利用する施設に対する補助を行っているが、災害時の福祉避難者数に対し、施設の確保が十分とは言えない状態であり、今後、さらに有効な福祉避難所不足解消策について検討する必要がある。	障がい者福祉施設・設備整備費補助事業	障がい福祉課	障がい者のグループホームを新たに開設する法人に対し、備品等購入にかかる費用を助成する。また、「災害時における要援護者等の緊急受入れに関する基本協定」を締結した法人に対し、防災資機材等の購入費の補助を行う。	
9-3-b	災害時要支援者が精神的苦痛を味わう事態の発生	9-3-b1	災害時要支援者用施設の未確保	△	福祉避難所等として利用する施設に対する補助を行っているが、災害時の福祉避難者数に対し、施設の確保が十分とは言えない状態であり、今後、さらに有効な福祉避難所不足解消策について検討する必要がある。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課	避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援を行う。	
9-3-b	災害時要支援者が精神的苦痛を味わう事態の発生	9-3-b2	避難所避難者の災害時要支援者に対する配慮不足	△	性的マイノリティ支援事業や女性相談事業を実施しているが、避難所避難者の災害時要支援者に対する配慮に関する啓発・教育については、まだまだ不十分な状態であり、今後、更に有効な啓発施策について、検討・推進していく必要がある。	人権啓発事業	人権・男女共同参画課	平常時から一般市民を対象とした人権講演会や、行政職員や教職員等を対象とした性的マイノリティ理解促進講演会等各種人権啓発事業を実施し、災害時においても他者の人権を配慮できるように市民の人権意識を高める。	
9-3-b	災害時要支援者が精神的苦痛を味わう事態の発生	9-3-b2	避難所避難者の災害時要支援者に対する配慮不足	△	性的マイノリティ支援事業や女性相談事業を実施しているが、避難所避難者の災害時要支援者に対する配慮に関する啓発・教育については、まだまだ不十分な状態であり、今後、更に有効な啓発施策について、検討・推進していく必要がある。	女性相談事業	人権・男女共同参画課	平常時からDV被害や性暴力等についての知識や理解を深めるための啓発事業を実施し、災害時においてもDV被害者の方等への配慮ができるように市民の意識を高める。	
9-4 避難所開設・運営における住民が中心となった運営体制の不備、女性や様々な背景の人々の視点からの対策が不十分である等により、避難所の生活環境が悪化する事態									
9-4-a	住民主体の避難所運営体制の不備	9-4-a1	避難所運営訓練等の不足	△	防災教室や出前講座により避難所運営ゲーム（HUG）を実施するほか、いっせい総合防災訓練においては、各広域避難所運営委員会毎に広域避難所運営訓練を実施している。今後、全国の被災地における実際の避難所運営の状況等を参考に、各避難所の避難所運営体制の強化・拡充を図ってゆく必要がある。	住民防災訓練事業	防災対策課	風水害時の避難場所運営や、広域避難所運営のマニュアルを整備した。また、いっせい往郷防災訓練のほかに風水害時の避難場所運営訓練を随時実施している。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		補助金等の名称（国庫）	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
9-4-a	住民主体の避難所運営体制の不備	9-4-a2	避難所運営の実効性の未確保	△	避難所運営の実効性の問題については、令和元年度の台風19号対応において、各避難場所において様々な問題点や課題が報告されている。今後は、これらの問題点や課題の解決に向け、関係する人々と協議・検討を重ね、避難所運営の実効性を高めていく必要がある。	住民防災訓練事業	防災対策課	避難所運営の実効性を高めるため、各小中学校において避難所レイアウトを広域避難所運営委員会で作成している。	
9-4-a	住民主体の避難所運営体制の不備	9-4-a3	物資ニーズ・避難所環境等への支援不足	△	避難所や避難場所における物資ニーズや避難所環境等に対する問題点・課題等については、令和元年度台風19号の際にも浮き彫りにされており、今後、関係者を交えて検討を進める必要がある。	災害対策用資機材整備事業	防災対策課	過去の災害における問題点・課題を考慮し、必要な資機材の整備や避難所運営マニュアルの見直しなどに努めている。	
9-4-a	住民主体の避難所運営体制の不備	9-4-a4	避難所におけるペット同行者の受け入れ体制の不備	○	避難所におけるペット同行者の受け入れ体制の不備は令和元年度の台風19号においても課題とされた事項の一つであったため、「避難所・避難場所におけるペットの受け入れガイドライン」を改訂しペットの同行避難に関するルールの周知を図っている。	犬・猫飼育方マネー啓発事業	環境保護課	広報小田原、市HP等への飼い主のモラル向上を図る記事の掲載や、愛犬手帳でのマネーの周知、糞放置禁止等の啓発看板の貸与を実施している。また、ボランティアによるTNR活動の支援や野良猫の去勢・不妊手術費補助金の交付等を行い、野良猫による被害の削減に取り組んでいる。	
9-4-a	住民主体の避難所運営体制の不備	9-4-a4	避難所におけるペット同行者の受け入れ体制の不備	○	避難所におけるペット同行者の受け入れ体制の不備は令和元年度の台風19号においても課題とされた事項の一つであったため、「避難所・避難場所におけるペットの受け入れガイドライン」を改訂しペットの同行避難に関するルールの周知を図っている。	畜犬登録・狂犬病予防注射事業	環境保護課	狂犬病予防法に基づき、犬の登録及びデータ管理を行っているほか、狂犬病予防注射の接種率向上のため、狂犬病予防集合注射を実施している。	
9-4-b	避難所運営における女性の視点の不足	9-4-b1	避難所運営における女性の参画不足	△	避難所運営における女性の参画の不足は令和元年度の台風19号においても課題とされた事項の一つであり、今後、避難所運営委員会への女性委員の増加等、課題解決に向けて関係者と協議・検討するとともに、現在実施中の事業についても、見直し・拡充していく必要がある。	男女共同参画推進事業	人権・男女共同参画課	地域における男女共同参画の意識を形成し、災害時の共助意識を醸成するために、各種講座や情報提供等啓発事業を実施する。	
9-4-b	避難所運営における女性の視点の不足	9-4-b1	避難所運営における女性の参画不足	△	避難所運営における女性の参画の不足は令和元年度の台風19号においても課題とされた事項の一つであり、今後、避難所運営委員会への助成団体の増加等、課題解決に向けて関係者と協議・検討するとともに、現在実施中の事業についても、見直し・拡充していく必要がある。	若者未来創造事業	未来創造・若者課	若者や女性の視点やアイデアが生かされる環境を整備する。	
9-4-b	避難所運営における女性の視点の不足	9-4-b2	女性の避難生活に配慮した物資等の不足	△	女性の避難生活に配慮した物資等に関しては、現在も一定量備蓄している。今後は、避難所運営委員会への女性の参画等を通じて得られた意見や要望を参考に、質・量ともに拡充していく必要がある。	災害対策用資機材整備事業	防災対策課	プライバシー確保のための物資について整備を進め、質・量の拡充に努めている。	
9-4-b	避難所運営における女性の視点の不足	9-4-b3	避難所におけるプライバシー等への配慮の意識の不足	△	性的マイノリティ支援事業や女性相談事業を通じて、避難所におけるプライバシー等への配慮に関する意識啓発を実施しているが、まだまだ十分な状態であるとは言えない状況であり、今後、更に有効な啓発施策について、検討・推進していく必要がある。	人権啓発事業	人権・男女共同参画課	平常時から一般市民を対象とした人権講演会や、行政職員や教職員等を対象とした性的マイノリティ理解促進講演会等各種人権啓発事業を実施し、災害時においても他者の人権を配慮できるように市民の人権意識を高める。	
9-4-b	避難所運営における女性の視点の不足	9-4-b3	避難所におけるプライバシー等への配慮の意識の不足	△	性的マイノリティ支援事業や女性相談事業を通じて、避難所におけるプライバシー等への配慮に関する意識啓発を実施しているが、まだまだ十分な状態であるとは言えない状況であり、今後、更に有効な啓発施策について、検討・推進していく必要がある。	女性相談事業	人権・男女共同参画課	平常時からDV被害や性暴力等についての知識や理解を深めるための啓発事業を実施し、災害時においてもDV被害者の方等への配慮ができるように市民の意識を高める。	
9-5 避難生活において成人のみならず、子どもたちが積極的に参画する雰囲気や阻止される事態									
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a1	親・兄弟の喪失	×	大規模災害時に、親や兄弟等身近な人を失った子どもたちに対する心のケア等の具体的な施策が現時点では事業化されていません。今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要がある。				
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a2	自宅の喪失	×	大規模災害時に、自宅を失った子どもたちに対する心のケア等の具体的な施策が現時点では事業化されていません。今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要がある。				
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a3	子どもに対する心のケアの不足	△	平常時の様々な活動を通じて、子どもたちの心のケアに繋がる施策を事業化している。しかしながら、大規模災害時の惨事ストレス等に対応する心のケア等の施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について検討・推進していく必要がある。	児童生徒指導充実事業	教育総務課、教育指導課	中学校に生徒指導上の課題により学級運営に支障をきたす場合に生徒指導員を派遣する。小田原市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止対策調査会を設置し実効性のある対策の調査・研究、重大事態発生時における調査を実施する体制を整えるとともに、いじめ問題対策連絡会及びいじめ予防教室を開催し、いじめ防止対策を総合的に推進する。	
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a3	子どもに対する心のケアの不足	△	平常時の様々な活動を通じて、子どもたちの心のケアに繋がる施策を事業化している。しかしながら、大規模災害時の惨事ストレス等に対応する心のケア等の施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について検討・推進していく必要がある。	青少年関係団体支援事業	青少年課	子ども会活動を支援するため、子ども会連絡協議会を通して単位子ども会に補助金を支出するほか、子ども会連絡協議会が実施する次世代育成事業に対して運営費及び事業費を補助する。また、市が養成した青少年育成指導者を子ども会に派遣して、子ども会活動における保護者や役員の負担を軽減し、子ども会活動の活性化を図る。	
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a3	子どもに対する心のケアの不足	△	平常時の様々な活動を通じて、子どもたちの心のケアに繋がる施策を事業化している。しかしながら、大規模災害時の惨事ストレス等に対応する心のケア等の施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について検討・推進していく必要がある。	子どもの居場所づくり事業	青少年課	公民館等を活用した子ども食堂等の子ども居場所づくり活動を支援し、学校や家庭以外に子どもが集える多様な居場所を確保する。また、PTAや子ども会など、子どもに関する地域の活動情報を集約して発信する仕組みを支援することで、地域における子どもを取り巻くネットワークの強化を図る。	地方創生整備推進交付金
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a3	子どもに対する心のケアの不足	△	平常時の様々な活動を通じて、子どもたちの心のケアに繋がる施策を事業化している。しかしながら、大規模災害時の惨事ストレス等に対応する心のケア等の施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について検討・推進していく必要がある。	子ども若者相談支援事業	子ども若者支援課	児童福祉法第10条第1項の規定に基づく児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他からの相談、及び、ひきこもりや若年無業者（ニート）など社会生活を円滑に営むことが難しい若者（30歳代まで）やその保護者等からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。また、児童福祉法第25条の2の規定に基づき、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。	児童入所施設措置費等負担金 児童虐待・DV対策総合支援事業費補助金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a3	子どもに対する心のケアの不足	△	平常時の様々な活動を通じて、子どもたちの心のケアに繋がる施策を事業化している。しかしながら、大規模災害時の惨事ストレス等に対応する心のケア等の施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について検討・推進していく必要がある。	地域自殺対策強化事業	健康づくり課	地域におけるネットワークの強化や自殺対策を支える人材の育成、住民への啓発や周知を行うほか、生きることの促進要因への支援、児童生徒のSOSの出し方に関する教育を行う。	
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b1	避難生活の長期化	×	防災教育事業を通じて、避難生活が長期化した場合の避難所運営マニュアル等への助言を得る施策を事業化している。しかしながら、避難所生活が長期化した場合の具体的な施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について検討・推進していく必要がある。	ウォーキング啓発事業	スポーツ課	日常生活にウォーキングを定着させるため、コース設定等を行うウォーキング啓発事業を実施する。また、子どもや保護者を対象にウォーキングを通じて子どもたちへの豊かな心を育む歩育啓発事業を開催する。	
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b1	避難生活の長期化	×	防災教育事業を通じて、避難生活が長期化した場合の避難所運営マニュアル等への助言を得る施策を事業化している。しかしながら、避難所生活が長期化した場合の具体的な施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について検討・推進していく必要がある。	総合型地域スポーツクラブ推進事業	スポーツ課	地域のだれもがいつまでも活動できるよう、また、多種目のスポーツを楽しむことができるよう、市民が身近なところで気軽に運動ができる環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブから地区に対して臨時講師を派遣する等の「地域単位でのスポーツ振興」のための仕組みを整えていく。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			補助金等の名称 (国庫)
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b1	避難生活の長期化	×	防災教育事業を通じて、避難生活が長期化した場合の避難所運営マニュアル等への助言を得る施策を事業化している。しかしながら、避難所生活が長期化した場合の具体的な施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について検討・推進していく必要がある。	防災教育事業	教育指導課	防災教育用パンフレットを活用した正しい知識・行動の学習を行うとともに、学校防災アドバイザーによる各園、学校への指導・助言を行う。	
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b2	学校再開の遅れ	×	学校の再開が遅れた場合の子どもたちに対する教育カリキュラムの正常化や心のケア等の施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について検討・推進していく必要がある。				
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b3	避難所における娯楽・遊具の不足	×	避難生活が長期化した場合の避難所における子どもたちに対する娯楽や遊具を提供し、健全な生活に資するような施策は現在事業化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について検討・推進していく必要がある。				
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b4	避難所における子どもたちが自由に動き回れるスペースの不足	△	公園を中心とした子どもたちの居場所確保に関しては、災害時の公園の他の用途との調整が必要である。併せて、避難所における子どもたちが自由に動き回れるスペースの確保について、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策を検討・推進していく必要がある。	子どもの居場所づくり事業	青少年課	公民館等を活用した子ども食堂等の子ども居場所づくり活動を支援し、学校や家庭以外に子どもが集える多様な居場所を確保する。 また、PTAや子ども会など、子どもに関する地域の活動情報を集約して発信する仕組みを支援することで、地域における子どもを取り巻くネットワークの強化を図る。	地方創生整備推進交付金
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b5	子どもたちの澆測とした行動を阻害する大人たちの言動の発生	△	子どもたちがはつらつとした行動をすることを促す平時の施策は事業化されているが、大規模災害時の避難所でありがちな子どもたちのはつらつとした行動を阻害する大人たちの言動を防止するための施策は実施されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について検討・推進していく必要がある。	子どもの社会参画育成事業	青少年課	学校や年齢を超えた交流や家庭や学校では得られない体験を通して、目まぐるしく変化する現代社会を生き抜く力や時代に共感する力を育成するとともに、自主性や自立心、協調性、創造性などの豊かな人間性を育むため、非日常型体験学習事業を実施する。 また、子どもの遊ぶ権利を具現化し、地域における子どもの居場所として、禁止事項を少なくした冒険遊び場事業を開催する。	地方創生整備推進交付金
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b5	子どもたちの澆測とした行動を阻害する大人たちの言動の発生	△	子どもたちがはつらつとした行動をすることを促す平時の施策は事業化されているが、大規模災害時の避難所でありがちな子どもたちのはつらつとした行動を阻害する大人たちの言動を防止するための施策は実施されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について検討・推進していく必要がある。	青少年指導者等養成事業	青少年課	高校生以上を対象に指導者養成研修事業「おだわら自然楽校」を開催し、実践的な研修を実施することで指導者を養成する。アウトドアスキル、コミュニケーションスキル、マネジメントスキルの3講座受講者から、要件を満たした者を青少年育成指導者として登録し、小学校等の体験学習に派遣して、研修で得たスキルを実践すると共に、子どもたちの体験学習の支援を図る。	地方創生整備推進交付金